

世界が進むチカラになる。



令和7年度
食産業の戦略的海外展開支援委託事業
(米国の農業政策・制度の動向分析委託事業)

調査報告書

農林水産省輸出・国際局国際経済課御中
2026年3月13日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

I. 調査業務の概要

II. トランプ政権の農業政策と農産物貿易政策の方向性

II-1 米国農業の概要及び政策動向の概観(2017年～2025年度)

II-2 第二次トランプ政権下における政策動向

II-3 農業関連政策に影響を与える周辺環境

III. 次期農業法を含む新たな規制制度の動向及びその内容

III-1 OBBBによる農業・食料プログラムの変更点

III-2 現行農業法の延長および新たな農業法成立の見通し

IV. 通商交渉の動向

IV-1 主要国との貿易関係

IV-2 第二次トランプ政権の農産物・食品輸出政策

IV-3 通商交渉に関する今年度の主要動向と関連アクターの動向

(別添)

ヒアリング議事録／アドホック調査報告書

I . 調査業務の概要

本調査の背景・目的

本調査の目的・背景は以下のとおり。

- 米国の農業政策・制度の動向について調査・分析を行い、その結果を我が国の農業政策の立案等に活用する。農林水産物貿易において、我が国にとって最大の輸入相手国かつ最大の輸出相手国である等、米国とは極めて密接な関係にあり、ワシントンD.C.における米国の農業政策の動向には我が国関係者から強い関心が示されている。米国の農業政策は概ね5年ごとに改定される農業法に基づいて実施されているが、現行の2018年農業法(Agriculture Improvement Act of 2018)は、2023年9月末の期限が2025年9月末までに暫定的に延長されているところ、現在、次期農業法に関する議論が進められており、その動向についても注視していくことが肝要。
- また、米国はトランプ政権に移行したところであり、これまでの農業政策、貿易政策から大きく政策転換されようとしており、より広範かつ詳細な情報の収集・分析が必要不可欠となっている。特にトランプ政権は、関税政策を重視しており、我が国からの農林水産物輸出促進のみならず、カナダ・メキシコ等に進出する日系食品企業にも資するよう動向を把握する必要がある。

本調査の実施内容

本調査では、以下の項目について調査を実施した。

- トランプ政権の農業政策と農産物貿易政策の方向性
 - 農業・貿易政策、米中貿易の動き、予算等今後の方向性等
- 次期農業法の検討状況及びその内容
 - 現行農業法（2019～2024年）の実施状況と課題
 - ARC/PLC/価格支持融資、酪農利幅補償プログラム、保険、SNAP（補助的栄養支援プログラム）、保全プログラム等の環境政策等
- 通商交渉の動向
 - 相互関税の導入、USMCA 等既存の二国間貿易協定の見直し、多国間貿易ルール（WTO 協定）に係る交渉等

本調査の実施体制

本調査研究の実施体制は以下のとおり。

- 調査を実施するにあたり、米国農業政策および農業に関連する貿易政策について高度な専門性を有する有識者による「令和7年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）」に関する検討委員会を設立し、合計3回の検討会を開催したほか、2026年2月～3月にかけて、オンライン又はワシントンD.C現地にて、米国の農業団体や農業政策の有識者に対してヒアリングを実施した。

令和7年度米国の農業政策・制度に関する検討委員会委員

氏名（敬称略）	現職名
（座長）平澤 明彦	株式会社農林中金総合研究所 理事研究員
岩田 伸人	青山学院大学 名誉教授
莊林 幹太郎	総合地球環境学研究所 プログラム研究部 特任教授
三石 誠司	宮城大学 副学長・教授

主なヒアリング先

日時（現地時間）	ヒアリング対象者
2026年2月27日（金） 10:30～11:30	American Farm Bureau Federation 次期農業法関連 担当者
2026年3月13日（金）（書面ヒアリング）	American Farm Bureau Federation 通商交渉関連 担当者
2026年2月15日（月） 1:00～2:00	National Sustainable Agriculture Coalition (NSAC) 担当者
2026年2月18日（水） 1:00～2:00	American Soybean Association (ASA) 担当者
2026年2月19日（木） 23:00～24:00	USA Rice 担当者

Ⅱ . トランプ政権の農業政策と 農産物貿易政策の方向性

- Ⅱ-1 米国における農業・貿易政策動向の概観（2017~2025年度）
- Ⅱ-2 第二次トランプ政権下における政策動向
- Ⅱ-3 農業関連政策に影響を与える周辺環境

Ⅱ-1 米国における農業・貿易政策動向の 概観（2017～2025年度）

米国農業の概要

2025年における米国の農業経営体は、前年から約1万5,000経営体減少し、約187万経営体となった。長期的な推移では、2018年の約203万経営体から、約16万経営体の減少がみられる。

2025年における米国の農業経営体数の推移

州	2024	2025
Alabama	37,100	37,000
Alaska	1,200	1,200
Arizona	15,100	15,100
Arkansas	37,200	37,000
California	62,500	62,100
Colorado	35,000	34,900
Connecticut	4,900	4,900
Delaware	2,150	2,150
Florida	44,400	44,000
Georgia	38,300	38,000
Hawaii	6,500	6,500
Idaho	22,500	22,400
Illinois	70,000	69,600
Indiana	52,000	51,500
Iowa	86,700	86,200
Kansas	55,500	54,800
Kentucky	69,100	67,700
Louisiana	24,600	24,300
Maine	7,000	6,900
Maryland	12,600	12,600
Massachusetts	6,900	6,900

州	2024	2025
Michigan	44,000	43,800
Minnesota	65,300	64,000
Mississippi	30,800	30,500
Missouri	85,700	85,500
Montana	23,800	23,300
Nebraska	44,300	44,100
Nevada	3,100	3,000
New Hampshire	3,850	3,850
New Jersey	9,900	9,900
New Mexico	20,800	20,600
New York	30,500	30,000
North Carolina	42,100	41,300
North Dakota	24,800	24,500
Ohio	74,000	73,600
Oklahoma	70,000	69,700
Oregon	35,500	35,400
Pennsylvania	48,800	48,400
Rhode Island	1,000	1,000
South Carolina	22,600	22,500
South Dakota	28,300	28,200

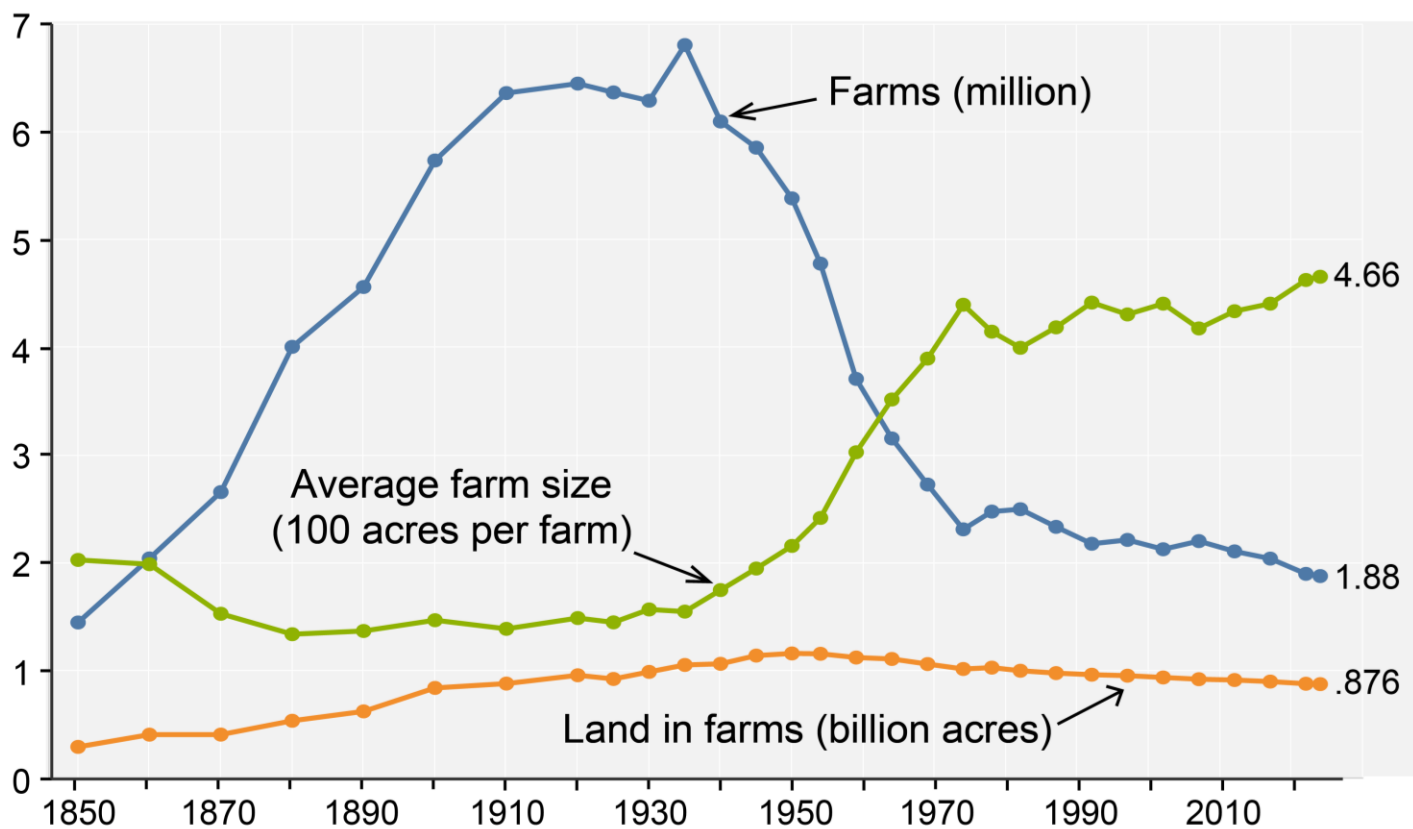
州	2024	2025
Tennessee	62,900	62,500
Texas	231,000	229,000
Utah	17,300	17,200
Vermont	6,300	6,300
Virginia	39,000	38,600
Washington	31,800	31,500
West Virginia	22,600	22,500
Wisconsin	58,200	58,000
Wyoming	10,500	10,500
United States (計)	1,880,000	1,865,000

米国農業の概要

2025年の米国の農地面積は、873,950,000エーカーであり、前年から2,510,000エーカーの減少がみられる。また、2025年における農業経営体の平均農地面積は、469エーカーとなり、農業経営体の減少と統合による規模の拡大によって、2018年の444エーカーから増加傾向にある。

農業経営体、農地面積、および平均の農業経営体規模（100エーカー）を単位とした平均エーカー数（1850~2024年）

（単位：100万の農業経営体、10億エーカー、または農業経営体あたり100エーカー）

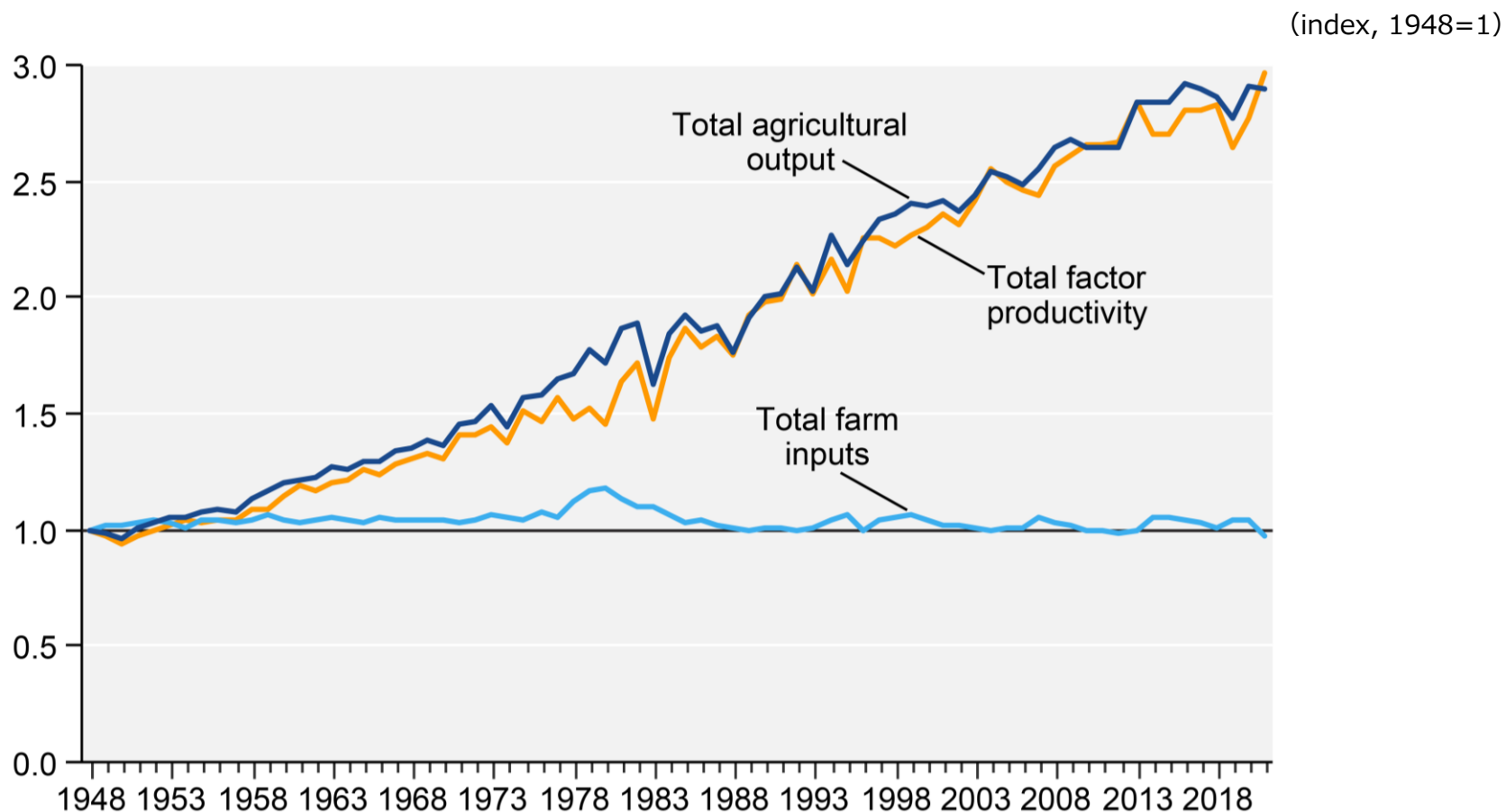


米国農業の概要

USDA ERSは、農業に投入される労働・土地などの総投入量は、横ばい～微減である一方で、農業産出が大きく増加していることから、米国農業の成長は、全要素生産性（TFP）向上が大きく寄与していると分析。

米国の農業総産出は、1948年比で約190%増加しており、年間平均で、1.46%の成長率である。

米国の農業産出、投入、及び全要素生産性（TFP）（1948-2021）



米国農業の概要

USDA ERSは、米国農業の生産性向上は、技術革新や研究開発、経営の効率化によって支えられており、今後も効率を重視した農業構造が持続すると分析。

USDA ERSによる生産性向上の要因と分析の要点

【要因①：技術革新と研究投資】

- 作物・家畜の遺伝的改良
- 農薬・肥料の性能向上
- 精密機械・デジタル化、設備効率化
- 公的、民間研究開発の蓄積

【要因②：農場組織・経営構造の変化】

- 経営規模の拡大
- 効率的資本投入・外部サービス活用
- サプライチェーンや作業分業の高度化

【要因③：投入資源の質向上】

- 労働：労働者属性の変化（技能向上・機械操作の高度化）
- 資本：機械効率・耐久資産の性能向上
- 中間投入：化学資材の効果向上、サービスの専門化

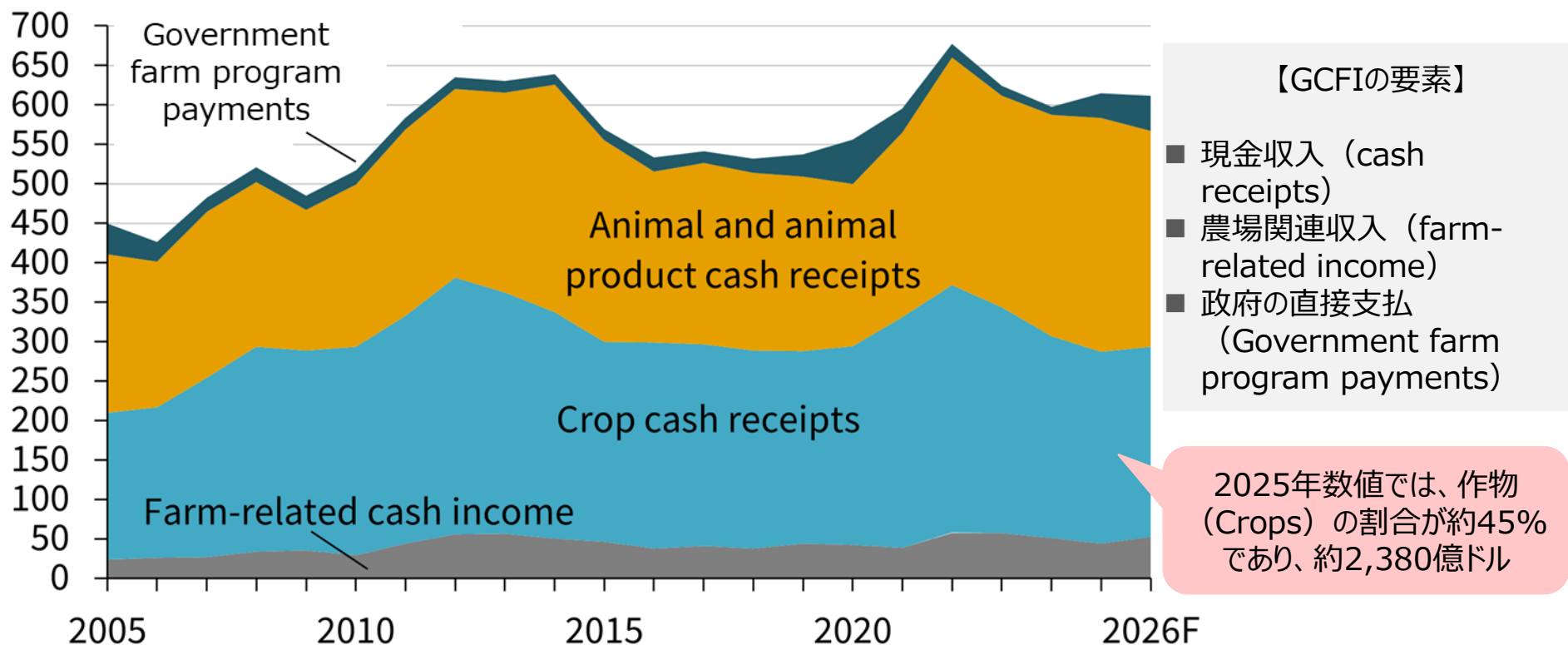
- 1948年以降、農業総投入はほぼ増えていない一方で、産出は約3倍と増加していることから、生産性向上が米国農業の成長を支えている。
- 特に、2019～2021年は、雇用労働投入の大きな減少が、総投入の減少を牽引。
- 遺伝的改良・機械化・化学資材の性能向上・デジタル農業などが生産性を向上させており、政策的にも研究投資や技術普及の維持を支援する方針。

米国農業の概要

2024年の米国農業収入（GCFI : Gross cash farm income）は約6,115億ドルと予測される。2025年は約5,290億ドルであり、0.4%の減少となるものの、2024年比で2025年は2.8%増加しており、主たる増加要因は現金収入の増加である。収入の増加は、主に大規模家族農業経営体に顕著であり、規模の経済が顕在化している。

米国の農業収入（GCFI）の構成要素（2005年~2026年予測）

(billion 2025 dollars)



(注) F=予測値 (forecast) であり、2025年と2026年のデータは予測値。

数値は、米国商務省 経済分析局 (BEA) の国内総生産 (GDP) 価格指数を用いてインフレ調整され、USDAによって2026年基準に統一化。

(出所) [USDA, Economic Research Service, Farm Income and Wealth Statistics. Data as of February 5, 2026](#)

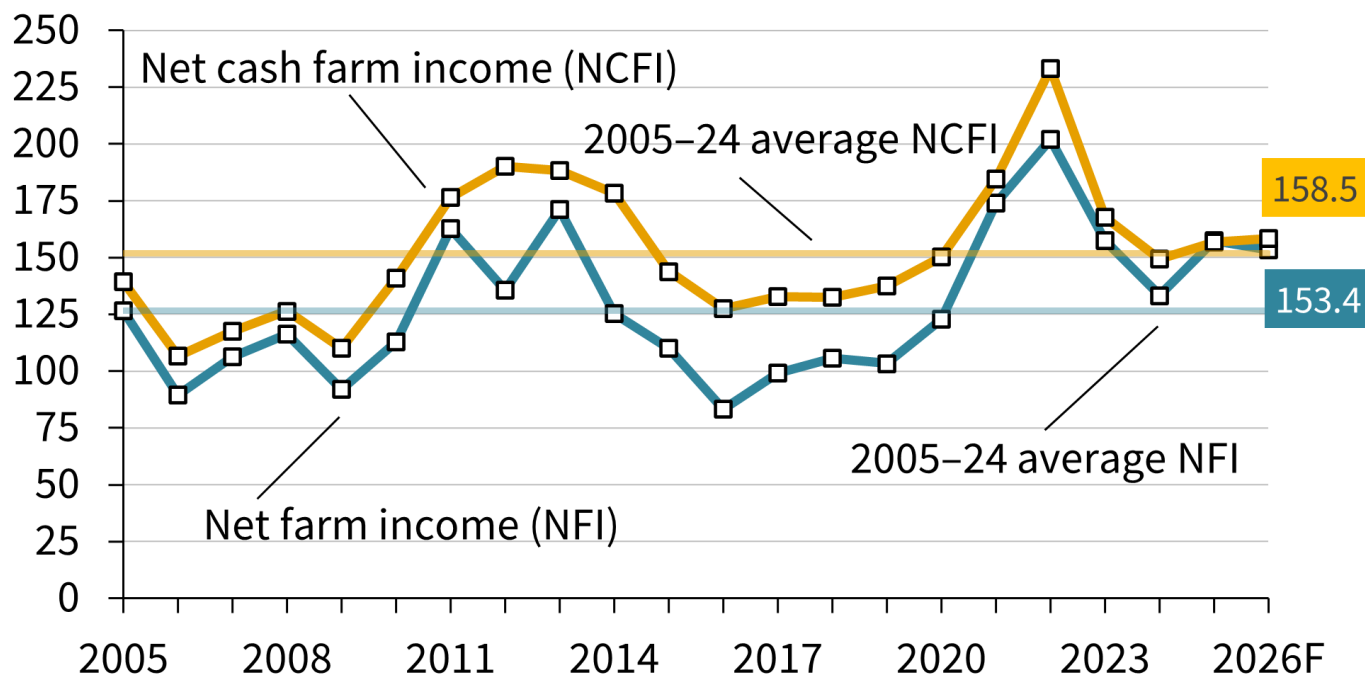
米国農業の概要

前項の米国農業収入（GCFI：Gross cash farm income）のグラフとあわせて、米国における農業経営体の収入は、2022年をピークに減速しつつも、長期平均よりは高水準を維持している。

特にトウモロコシを中心に小幅増加がみられるものの、肥料・飼料の費用高止まりが利益を圧迫している。

米国の正味農業収入（NFI）および正味現金収入（NCFI）（2005～2026年予測）

(billion 2025 dollars)



(注) F = 予測値 (forecast) であり、2025年と2026年のデータは予測値。
数値は、米国商務省 経済分析局 (BEA) の国内総生産 (GDP) 価格指数を用いてインフレ調整され、USDAによって2026年基準に統一化。

【収入推移の分析】

- Net Farm Income
 - 23年から25年にかけて、穀物価格の調整、政府補助金の縮小、生産コストの増加により、連続して低下
- cash receipts
 - 22年以降の下げ基調が続くものの、26年予想では、トウモロコシ品目で小幅増収
- Government payments
 - 災害補填や価格連動した支払いが増加
- Production Expenses
 - 肥料・燃料高騰を背景に21年から23年は急上昇したものの、26年は横ばい予測

(出所) [USDA, Economic Research Service, Agricultural Productivity in the U.S. data product. Data as of January 2024](https://www.ers.usda.gov/data-products/agricultural-productivity-in-the-u-s/)

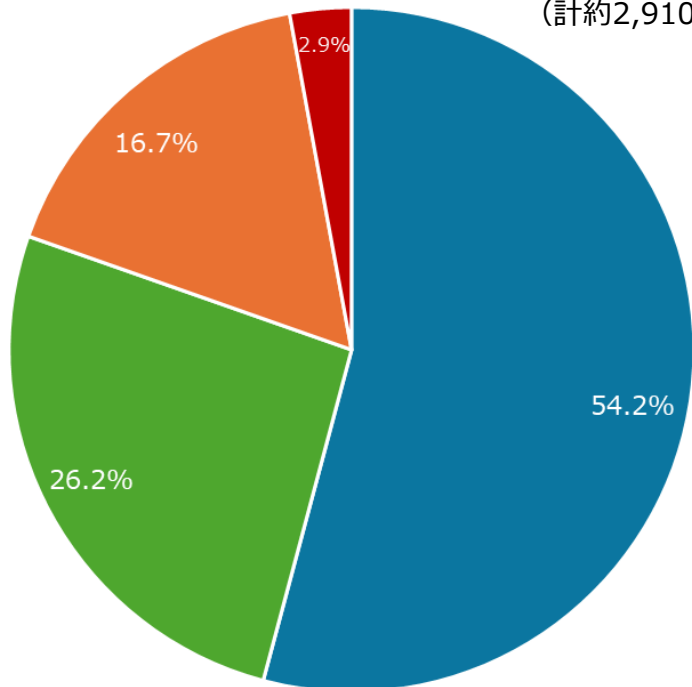
米国農業の概要

2025年における主要品目別の総収入構成（Cash Receipts by Commodity）は以下の通りであり、総額は約5,390億ドル、畜産（Animals & Products）の割合が約55%、作物（Crops）の割合が約45%である。
 なお、品目別の金額は端数調整等の加工を行っており、合計が必ずしも総額と一致しない。

主要カテゴリー別構成比（Cash Receipts by Commodity）

畜産（Animals & Products）

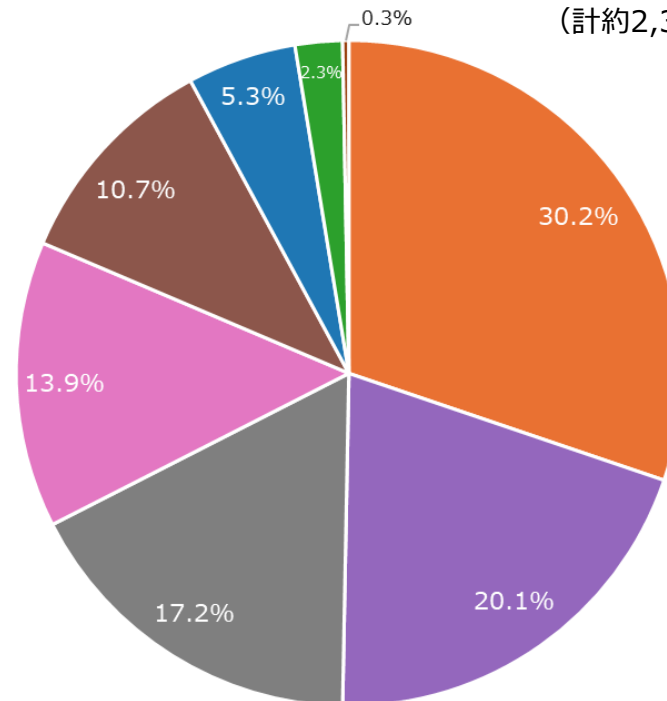
（計約2,910億ドル）



- Meat animals : 約1,574億ドル
- Poultry and eggs : 約762億ドル
- Dairy products Milk : 約486億ドル
- Miscellaneous animals and products : 約84億ドル

作物（Crops）

（計約2,380億ドル）

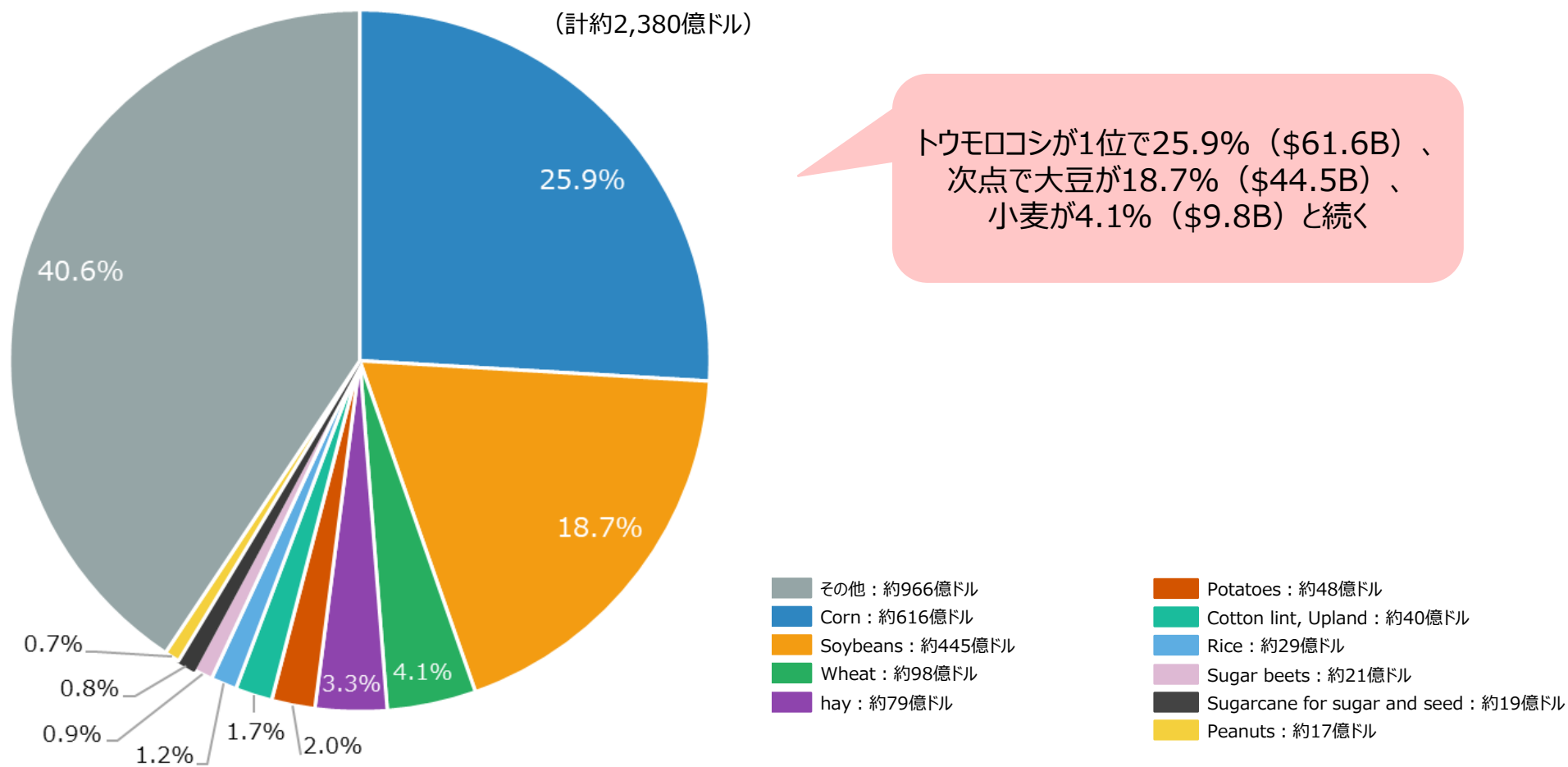


- Feed crops : 約719億ドル
- Oil crops : 約478億ドル
- Fruits and nuts : 約331億ドル
- All other crops : 約409億ドル
- Vegetables and melons : 約255億ドル
- Food grains : 約126億ドル
- Cotton : 約55億ドル
- Tabaco : 約7億ドル

米国農業の概要

作物（Crops）上位10品目別の総収入構成（Cash Receipts by Commodity）は以下の通りである。
 なお、品目別の金額は端数調整等の加工を行っており、合計が必ずしも総額と一致しない。

作物（Crops）の上位10品目別構成比（Cash Receipts by Commodity）



米国農業の概要

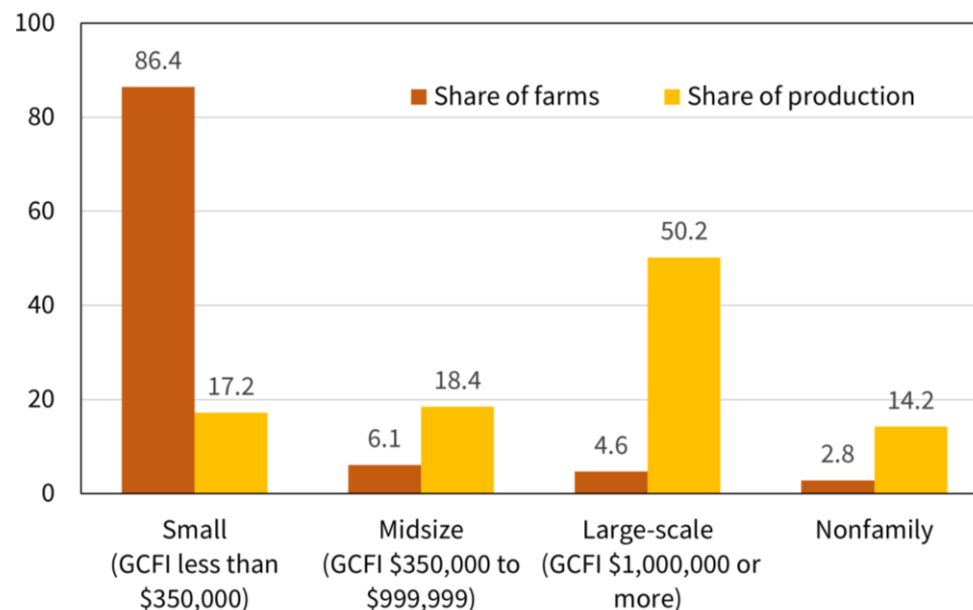
米国では、小規模家族農業経営体が、全体の約86%を占めているものの、これらが占める農地面積は約46%、生産額は19%に過ぎない。大規模家族農業経営体が生産価値の約50%を占める。

米国における農業経営体の類型と生産価値（2024年）

【農業経営体の類型】

- Small family farms（小規模）
 - GCFIベースで35万ドル未満
 - さらに以下に区分
 - Low-sales farms : GCFI が、<\$150,000
 - Moderate-sales farms : GCFIが、\$150,000～\$349,999
 - Retirement farms : 主な就労者が引退
 - Off-farm occupation farms : 主な収入・職業が農業以外
- Midsize family farms（中規模）
 - GCFIベースで35万～100万ドル未満
- Large-scale family farms（大規模）
 - GCFIベースで100万ドル以上
 - さらに以下に区分
 - Large farms : GCFIが、\$1,000,000～\$4,999,999
 - Very large farms : GCFIが、\$5,000,000以上
- Nonfamily farms（非家族経営）
 - 家族（経営者／親族）が事業の過半を所有していない農場

（米国の農業経営体または生産量の割合）

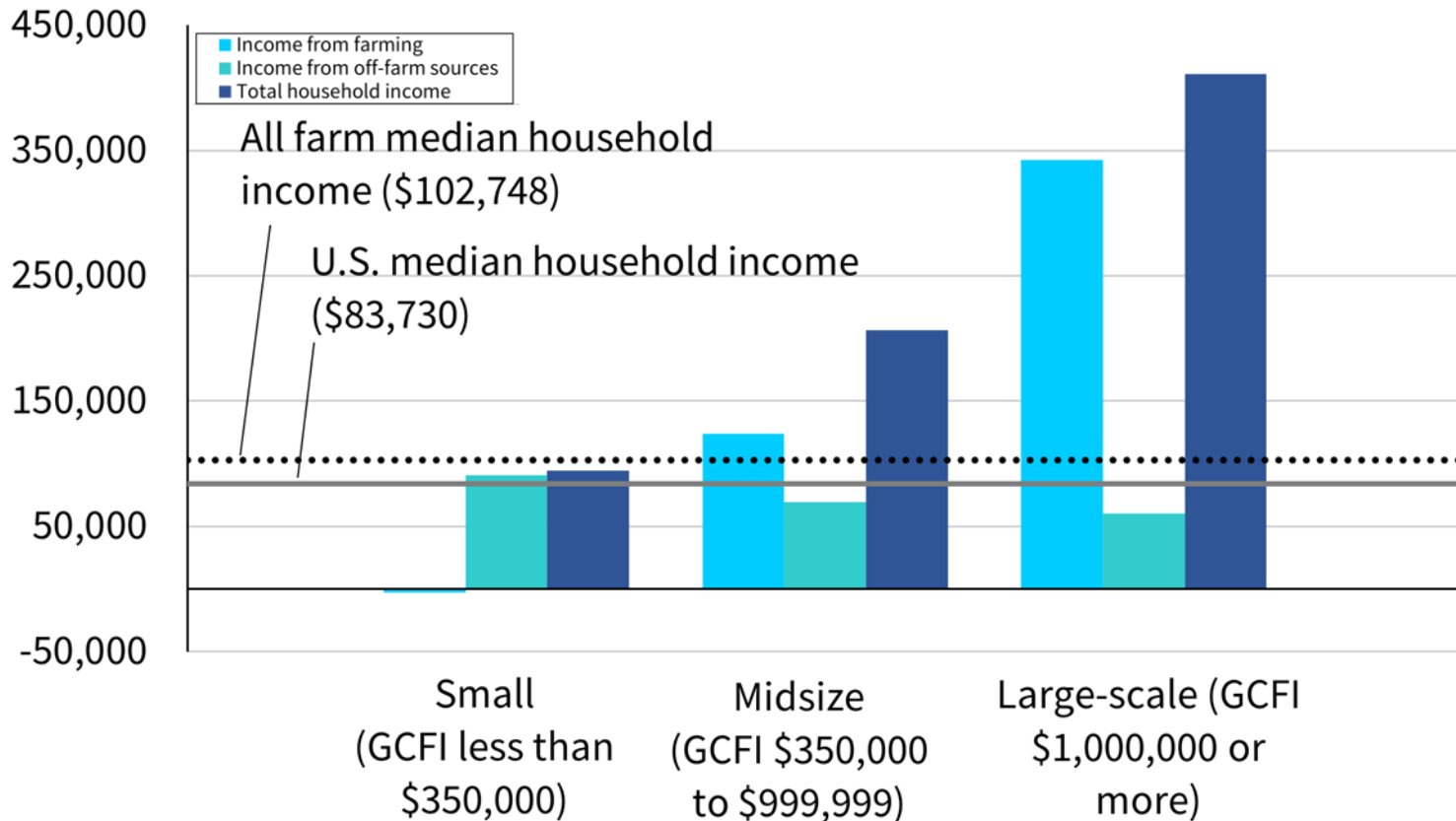


（注）GCFI = 経費控除前の年間総現金農場収入
 Nonfamily farms（非家族農場）= 経営の大部分が経営者本人またはその親族によって所有されていない農場を指す

米国農業の概要

米国の農家の約86%は小規模家族農業経営体であり、通常、世帯収入の大部分を農業生産だけでなく別の収入源に依存。大規模家族農業経営体の世帯収入の中央値は2024年に410,756ドルとなり、その大部分は農業による収入である。

米国における農業経営体の中央値所得（所得源および農業経営体類型別、2024年）

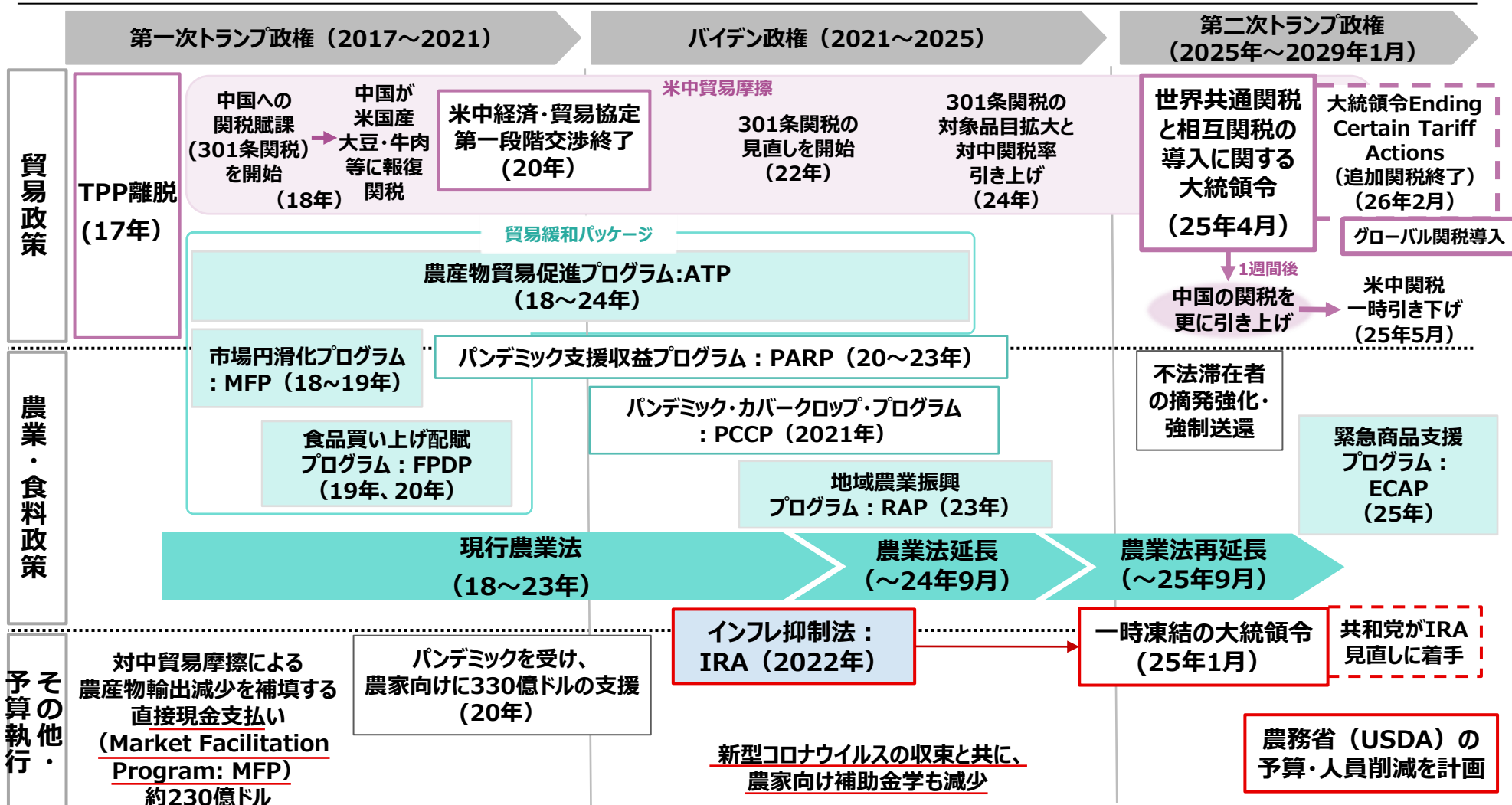


(注) GCFI = 経費控除前の年間総現金農場収入
 Nonfamily farms (非家族農場) = 経営の大部分が経営者本人またはその親族によって所有されていない農場を指す

米国における農業・貿易政策の経緯

米国における過去の農業・貿易政策動向の概観は以下の通り。

米国における政策動向の概観

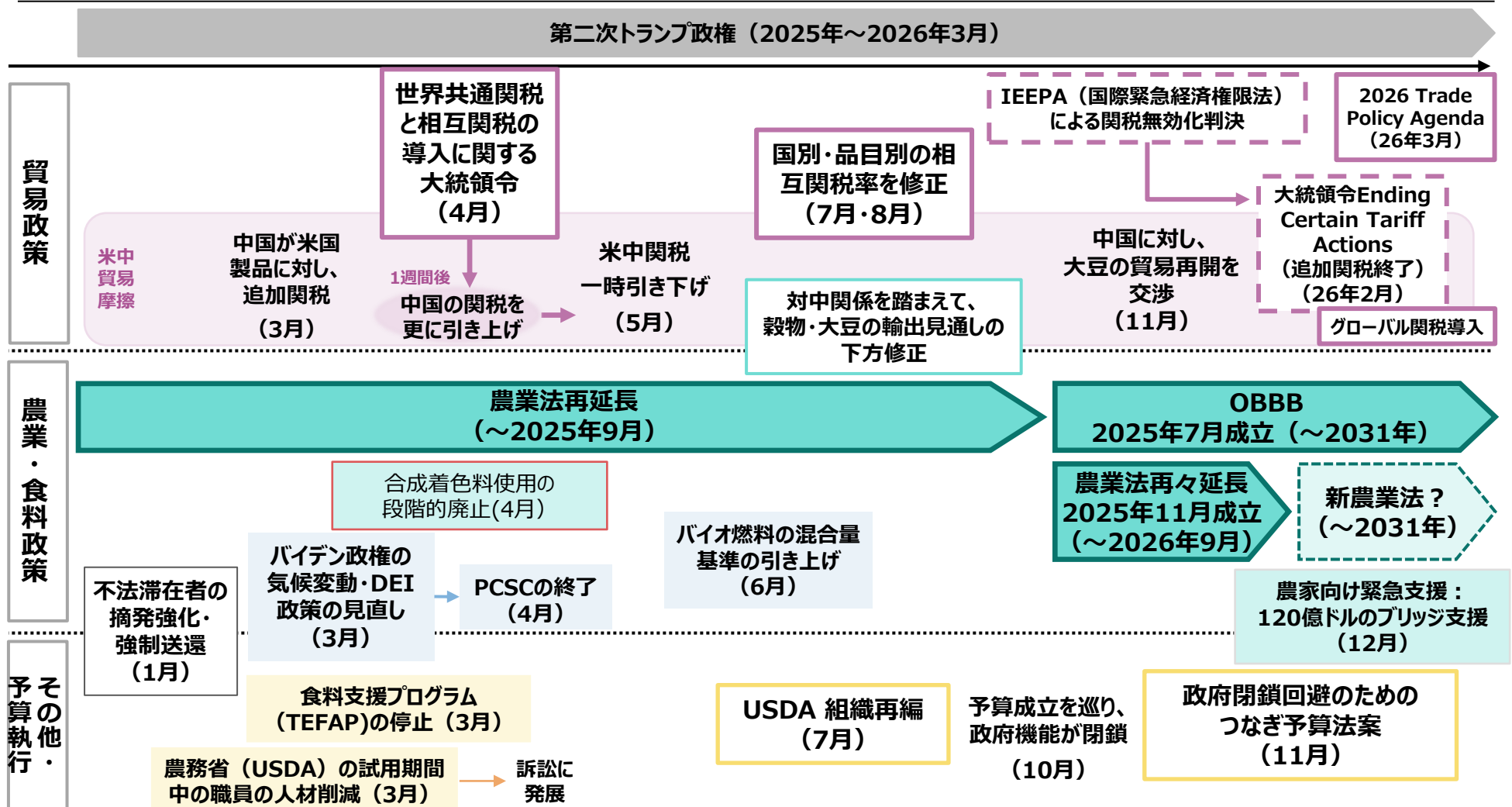


Ⅱ-2 第二次トランプ政権下における 政策動向

米国における農業・貿易政策の最新動向

2025年度の米国における農業を巡る動向は以下の通り。

米国における政策動向の概観（2026年3月時点）※任期2029年1月まで



米国における貿易関連政策の最新動向

2026年3月時点での貿易関連政策は、各国との関税交渉・自国産品の輸出政策が顕著。

トランプ政権における貿易関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
大統領方針／ 政策スローガン	Make Agriculture Great Again	2025年	<ul style="list-style-type: none"> ■ トランプ政権が掲げる農業・食料分野の旗艦的スローガン。 ■ 米国内の農業従事者支援とともに、輸出拡大・サプライチェーン強靱化を推進。イニシアチブの一環として、USDAは非関税障壁の削減や市場アクセスを確保・拡大する一連の取り組みを発表。米農産品の海外販路を強化し、輸出チャンネルを拡張。ブラジル・タイ・ベトナムなどへ対外市場アクセスを拡大中。
行政政策／ プログラム	輸出促進策	2025年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前トランプ政権では、2018年に農産物貿易促進プログラム（ATP）を創立、輸出促進団体への資金援助や農家・酪農家の新市場開拓への支援を行った。同プログラムは2024年9月に終了。農務省は「米国第一通商政策」の下、引き続き輸出拡大と農村振興を約束、市場環境適応に向けた支援プログラムや研究開発投資、安全・品質規制を進めることを表明。
二国間 通商交渉	日米関税協議	2025年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 7月22日に行われた日米関税協議の合意において、農産品分野では日本が米国産コメ、トウモロコシ、大豆、バイオエタノールなどの輸入拡大を約束。 ■ 特にコメは、日本側の関税引下げは行わず、現行のミニマムアクセス（年間約77万トンの無税輸入枠）の範囲内で米国からの調達を増やす方針。その他の農産品も、日本市場へのアクセス拡大や非関税障壁の撤廃が強調。
	米中貿易協議	2025年	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国にとって中国はカナダに次ぐ農産物貿易相手国。 ■ 2025年3月、相互関税の導入に対して、中国は米国産農産物（食肉・小麦・トウモロコシ・大豆、野菜等）への84%の追加関税で対抗。翌月、米国は中国への関税率を更に引き上げることを発表、合計145%の関税を課した。中国は穀物の主要輸出先であるため、国内生産者にとって大きな打撃。 ■ 米国と中国は5月に、相互の関税率を一時的（90日間）引き下げることで合意したと発表。米国は中国に対して課していた追加関税を145%から30%に、中国は米国への追加関税を125%から10%に引き下げ。

米国における貿易関連政策の最新動向

2026年3月時点での貿易関連政策は、各国との関税交渉・自国産品の輸出政策が顕著。

トランプ政権における貿易関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
大統領令	世界共通関税と相互関税の導入に関する大統領令	2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025年4月2日に米国への全輸出国にグローバル関税(=共通関税)を10%課すことを発表。また長年の貿易赤字を踏まえ対米貿易黒字の大きい57カ国・地域に相互関税が上乘せされる。貿易相手国の対米貿易黒字をその国の総輸出額で割ってさらに2で割った数字が相互関税の税率となる。 ■ 現時点で、世界各国との関税合意が進んでいるが、交渉が進んでいない国々も多くある。2025年8月7日より全世界で相互関税が発動。
	Ending Certain Tariff Actions	2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026年2月20日の最高裁判決を受けて、トランプ政権が IEEPA (International Emergency Economic Powers Act) を根拠に課してきた追加相互関税を全面的に無効化・停止するもの。なお、違憲判決では、世界共通関税について未決である。 ■ 以下の大統領令に基づく追加関税措置が終了 <ul style="list-style-type: none"> • EO 14193：北部国境の違法薬物対策のための関税 • EO 14194：南部国境情勢対応のための関税 • EO 14195：中国の合成オピオイド供給網対策のための関税 • EO 14245：ベネズエラ産原油輸入国への関税 • EO 14257：米国の恒常的貿易赤字是正のための「相互関税」 • EO 14323：ブラジル政府による脅威対応措置 • EO 14329：ロシア政府による脅威対応措置 • EO 14380：キューバ政府による脅威対応措置 • EO 14382：イラン政府による脅威対応措置
大統領法定権限に基づく行政措置	10% Global Tariff	2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> ■ IEEPAに基づく追加関税の違法判決を受け、Trade Act of 1974の122条を根拠とし、全ての国からのあらゆる輸入品に対して、一律で10%の関税(10% global tariff)を課すもの。 ■ 150日間の時限的措置であるものの、必要に応じて更新・延長の可能性が示唆されているほか、15%への引き上げも検討されている。

米国における貿易関連政策の最新動向

2026年3月時点での貿易関連政策は、各国との関税交渉・自国産品の輸出政策が顕著。

トランプ政権における貿易関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
行政年次 政策報告書	2026 Trade Policy Agenda	2026年3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ USTR代表のJamieson Greer氏が2026年3月2日に議会へ提出した「President Trump's 2026 Trade Policy Agenda and 2025 Annual Report」に記載されたトランプ政権の2026年における通商政策の最重要課題を示すもの。 ■ 同アジェンダでは、6つの最優先事項が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ● 相互貿易協定（Agreements on Reciprocal Trade）の新規交渉を継続 ● 現行協定および米国貿易法の強力な執行 ● 重要鉱物と主要産業のサプライチェーン強化 ● USMCA（米・メキシコ・カナダ協定）の義務的レビューの実施 ● 「均衡と相互性（reciprocity & balance）」による対中貿易の構築 ● WTOおよびその他国際フォーラムでの米国の利益推進

米国における農業・食料関連政策の最新動向

2026年3月時点での農業・食料関連政策は、農家等への緊急支援が顕著。

トランプ政権における農業・食料関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
大統領方針／ 政策スローガン	Make America Healthy Again (MAHA)	2025年1月	<ul style="list-style-type: none"> ■ トランプ政権が農業・食料・医療・公衆衛生政策を包括的に掲げるスローガン。健康志向の食料供給・食品規制の強化を行う。 ■ USDAが州単位で「SNAP給付での特定不健康食品購入禁止（ワイバー）」を承認。既に複数州で承認され、さらに追加申請中。 ■ MAHAに係る戦略が2025年9月に発行。
行政政策／ プログラム	特殊作物生産者向け支援 (MASC)	2024年12月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産コストの上昇に悩む特殊作物（果物（生・乾燥）、野菜（豆・キノコ等）、ナッツ等）生産者を支援し、国内市場の拡大を目指すプログラム。 ■ 2024年12月と2025年4月に支払いを実施し、合計額は約22億ドルに及ぶ。
	農作物緊急支援プログラム (ECAP)	2025年3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「2025年アメリカ救援法」に基づき、農業生産者が被る投入コストの増加と農作物価格の下落による影響を軽減するため、2024年度の作付けに対して最大100億ドルを農業者に直接支援する。
	Advancing Markets for Producers (AMP)	2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ バイデン政権下で創設された、農業分野の温室効果ガス削減と気候変動への適応の成果を市場価値に結び付け、農家の収益向上と持続可能な農業の普及を図るプログラム。 ■ トランプ政権に交代後、USDAはPCSCを含む一部の気候関連支出を停止した。後継として、“Advancing Markets for Producers(AMP)”を発表。
	合成着色料規制	2025年4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ FDAとHHSは石油由来の合成着色料について、米国の食品供給から段階的に排除する方針を公表。 ■ 食品添加物規制は原産国を問わず適用されるため、これは米国内生産品だけでなく、日本を含む海外から輸入される加工食品にも影響を及ぼす。

米国における農業・食料関連政策の最新動向

2026年3月時点での農業・食料関連政策は、農家等への金融支援が顕著。

トランプ政権における農業・食料関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
行政政策／ プログラム	小規模農家支援政策 (Farmers First)	2025年5月	<ul style="list-style-type: none"> 2025年5月19日、ロリンズ農務長官は米国で86%を占める小規模の家族経営の農場に対し、申請手続きの簡素化、資金アクセスの改善、農地利用の促進、次世代継承支援、労働改革、リスク管理ツールの提供、教育資源の拡充など10項目の支援政策を公表。
	国家農業安全保障 行動計画	2025年7月	<ul style="list-style-type: none"> 米国農業を国家安全保障の重要な要素と位置づけ、外国勢力による農地取得や技術窃取、サイバー攻撃などの脅威に対処し、食料・農業システムの回復力を強化するための行動計画。 農地の保護、サプライチェーンの強化、栄養セーフティネットの防衛、農業研究の保護、USDAプログラムのアメリカ優先、動植物の健康維持、重要インフラの保護という7分野で具体策を示す。 近年、外国勢力による農業分野への介入や犯罪が増加しており、政府はこれに対し厳格な対応を取る方針である。
	災害支援	2025年7月	<ul style="list-style-type: none"> ハリケーン等による被害を受けた州に対し大規模ブロックグラント（フロリダ州 \$675.9M、ヴァージニア州 \$60.9M等）を交付し施設・作付・マーケット損失を補填。 また、補足災害救援プログラム（SDRP）を発表し、2023年と2024年に自然災害で作物損失を被った農家に対し160億ドルの支援を行う。
	農家向けブリッジ支援	2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> USDAは関税や市場混乱の影響を受けた農家を対象に、総額120億ドルの緊急支援（ブリッジ支援）を行うと発表。 貿易摩擦や政策変更によるショックを緩和しつつ、農業構造の再調整を進める意図があると考えられる。

米国における農業・食料関連政策の最新動向

直近では、つなぎ予算の成立や関税措置による影響を受けた農家への追加支援が発表。

トランプ政権における農業・食料関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
議会法	OBBB (One Big Beautiful Bill Act)	2025年7月	<ul style="list-style-type: none"> 米議会の予算調整プロセス（Budget Reconciliation）によって制定された包括的な予算調整法（comprehensive budget reconciliation law）。
	2018年農業法 (Farm Bill) の延長	2025年11月	<ul style="list-style-type: none"> トランプ政権は2018年から再延長が繰り返されていた農業法を再々延長し、中長期的な制度改革を先送りとした。 再々延長は既存の農業法に基づくプログラムの執行を防ぐための暫定的な措置である。
	政府機能閉鎖とつなぎ予算	2025年11月	<ul style="list-style-type: none"> つなぎ予算案が不成立になったことを受けて、2025年10月1日から43日の間、米国の政府機能は閉鎖された。11月に修正案が可決され、その中に農務省への通年資金提供や補助的栄養支援プログラム（SNAP）への資金提供の延長が組み込まれている。
	次期農業法（下院）	2026年2月	<ul style="list-style-type: none"> 2026年2月13日、下院は新たな農業法案「Farm, Food, and National Security Act of 2026」を提出。 OBBBで変更された内容を除き、多くの内容は2024年版下院農業法案と類似している。

米国におけるその他政策の最新動向

移民政策や予算編成等が、農業・食料関連政策や事業環境に間接的影響を与える。

トランプ政権におけるその他関連政策の概要（2026年3月時点）

区分	名称	施行・公表年	概要
大統領令	各種移民政策	2025年1月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移民税関捜査局（ICE）による滞在資格の無い不法移民の一斉摘発により、農業に従事していた労働者が減少。 ■ トランプ大統領は、不法移民取り締まりの影響により農家が影響を受けることは望んでいない一方、ロリンズ農務長官は、不法滞在する移民全員の強制送還に関して農業労働者に対する恩赦はないと述べている。
行政政策／プログラム	農務省（USDA）の予算削減・再編	2025年5月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025年5月5日にトランプ政権はUSDAの46億ドルの予算削減案を提出。 ■ USDAの予算要求によると、農業サービス庁（FSA）、天然資源保護局、リスク管理庁（RMA）は600万ドル～8億ドルの予算削減が行われる予定。 ■ また、農務省は、首都ワシントン地域の職員を半数以上削減し、全米各地のオフィスに再配置する。ワシントン地域の職員数は現在の4600人から2000人以下に減少する見通し。 ■ なお、解雇された職員により、賃金・地位回復を主張する訴訟が提起され、連邦裁判所はUSDAの問題点を認めた。
	DEI助成金の削減	2025年6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ USDAの人事・予算方針として、DEI（多様性・公平性・包摂）関連の優遇的支出や人事慣行の見直しを実施。 ■ ロリンズ農務長官はバイデン政権からの方針転換としてDEI活動を「無駄遣い」と断じ、最大で1億4860万ドルを削減すると発表。
	バイオ燃料混合義務引き上げ（EPA新基準）	2025年6月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米環境保護庁（EPA）は、2026～2027年の再生可能燃料混合基準案（RFS）を公表。ガソリンまたはディーゼル燃料に、エタノールなどバイオ燃料を一定量混合する義務量を引き上げた。 ■ 米国以外で生産されたバイオ燃料やその原料から生成されるRIN（クレジット）を、米国産のRINの価値の50%とするようRFSの修正を提案。 ■ 国内バイオ燃料原料（トウモロコシ・大豆等）需要の増加が見込まれる。

参考：第1次トランプ政権下での農家向け直接現金支払いの概要

第1次トランプ政権（17年～21年）では、対中貿易摩擦による農家の損失補填を目的として、（Market Facilitation Program（MFP））を導入。18年の支払額は約86億ドル、19年の支払額は144億ドルとなり、総額は約230億に達した。

【支援対象】

- 大豆、トウモロコシ、小麦、綿花、ソルガムなどの主要作物
- 乳製品・豚肉などの畜産物
- 特殊作物（アーモンド、クランベリーなど）

【支援方法】

- 価格・生産量とは直接連動しない形で、作物別の貿易損失額・生産量に基づき算出した作物別、もしくは州別の補助金支払いレートを設定
- 対象生産者に対し、直接の現金支払い（direct payments）を実施

【主要作物別の支払額内訳】※作物別の支払額は公表されていないため、以下に基づいてMURC推計

- 18年：各作物の年間生産量×作物別MFPLレート（実際の支払額は支払上限や畜産物等への配分により記載より減額）
- 19年：①各作物の年間生産量×州別MFPLレートによる各作物の案分比を設定（19年は州別でレートが設定）
②19年の支払はGAO報告により主要作物向けが9割以上であるため、19年支払総額の90%を合計額として①をもとに案分

主要作物別のMFP支払い額（推計値）

(billion dollars)

主要作物	2018年支払額（推計）	2019年支払額（推計）	合計額（推計）
大豆	7.49	7.55	15.04
トウモロコシ	0.14	1.98	2.13
小麦	0.26	0.83	1.09
綿花	0.53	2.59	3.12
合計	8.43	12.96	21.39

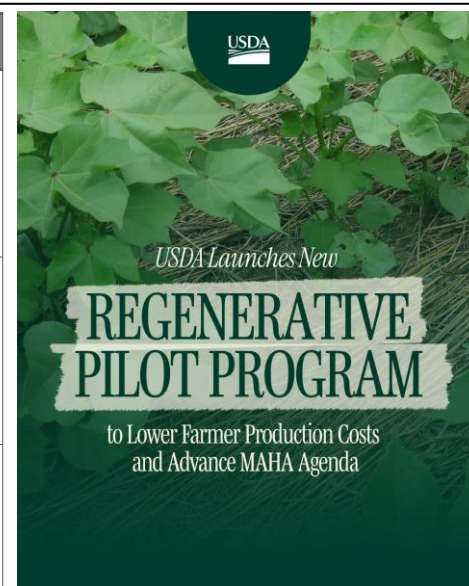
参考：再生型農業推進に向けた「Regenerative Pilot Program」

2025年12月、USDAは再生型農業（Regenerative Agriculture）への支援プログラムを発表。

- 2025年12月、USDAと米国保健福祉省（HHS）は、再生型農業（Regenerative Agriculture^{*1}）の推進を支援するプログラム「Regenerative Pilot Program」を発表した。
 - 2025年9月に発表されたMAHA戦略報告書では、土壌の健全性に関するセクションが含まれており、これを背景とした土壌の健全性回復を推進するための施策である。トランプ大統領は気候変動に対しては否定的な立場ではあるものの、MAHA運動を背景として、同プログラムによって環境保全的な一部の農法は推進される。
- 同プログラム参加者は、3つの要件を満たす必要があり、既存のEQIPやCSPの枠組みを通じて技術的・金銭的支援を提供する。
- 予算は7億ドル（EQIPに4億ドル、CSPに3億ドル）とされているが、EQIP・CSPの予算の25%を本プログラムに割り当てることとされており（USDA NRCS）、イニシアティブ^{*2}の一つとして既存予算の内数で実施されるものと見られる（USDA NRCS）。

Regenerative Pilot Programにおける3つの要件

	概要
農場全体の評価 (Whole Farm Assessment)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農場全体の資源課題を評価し、契約期間終了までに全農場計画（Whole Farm Plan）を策定する必要がある。 ■ 計画は、少なくともNRCS（自然資源保全局）が定める「土壌」と「水資源」に関する基準を満たさなければならない。
主要な取組の実施 (Primary Practices)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な再生型農業取組（Primary Regenerative Management Practices）のリストの中から、少なくとも一つの取組を契約終了までに導入する必要がある。 ■ 追加の取組の実施も目的に応じて支援対象となる場合がある。
土壌健全性診断 (Soil Health Testing)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約の初年度と最終年度に土壌健全性を評価し、基準値と変化を記録する必要がある。土壌分析をこれまでに実施している場合、実施していない場合の双方に対して助成金が提供される。



(出所) [USDA NRCS Regenerative Pilot Program](#), [USDA NRCS FY2026 Farmer First Regenerative Pilot Program Frequently Asked Questions](#), [USDA Launches New Regenerative Pilot Program to Lower Farmer Production Costs and Advance MAHA Agenda](#)

(*1) USDAは、再生型農業の定義として、「土壌の健全性、水管理、自然の活力を改善することで天然資源を重視し、アメリカの農業と地域社会の生産性と繁栄を図る保全管理アプローチ」としている。

(*2) EQIPやCSPでは、一般の採択枠とは別に、支援の対象となる保全活動や天然資源を重点的に定めた「イニシアティブ」と呼ばれる枠が用意されている。

Ⅱ-3

農業関連政策に影響を与える 周辺環境

米国の農業政策とWTO上の問題点

第二次トランプ政権下では、関税・輸出政策についてWTOと緊張関係にあり、両者の関係値を注視する必要がある。

WTO協定の概要

■ 関税および貿易に関する一般協定：GATT

- ブロック経済を防止し貿易の自由化をめざすため、1947年に23カ国（米国を含む）の調印により作成された多国間協定。
- 加盟国の増加に伴いルールも拡充され、暫時的なGATT体制からより強固な基盤を持つ国際機関の必要性が高まったことから、1995年に世界貿易機構（WTO）が発足した。GATT体制とWTOの大きな違いの一つは紛争解決制度の有無である。
- 1994年に改訂されたGATTは、WTO発足後も不可分の一部として協定の一部に組み込まれている。
- WTO協定の基本原則の一つである「最恵国待遇原則（Most-Favoured-Nation Treatment）」はGATT時代から引き継がれている。

■ 最恵国待遇原則：MFN（第1条）

- いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他の全てのWTO加盟国に対して与えなければならないというWTOの基本原則。

■ 最恵国待遇原則の例外的措置

- 最恵国待遇の原則は、以下の例外的措置が認められる。
 - 地域貿易協定（関税同盟やFTA）
 - 授権条項（先進国が途上国に対して実施する関税引き下げなどの優遇的措置）
 - アンチダンピング（AD）・相殺関税（Subsidies and Countervailing Measures : SCM）
 - 安全保障例外（GATT第21条）

■ 紛争解決機関：DSB

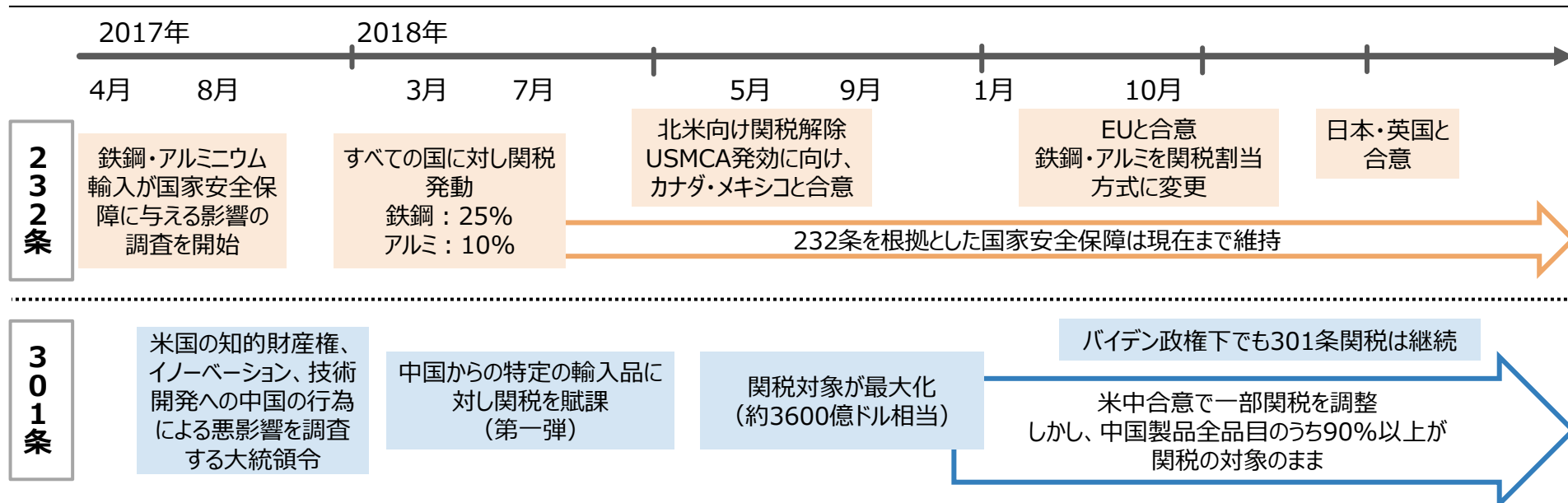
- 貿易の国際紛争が発生すると、原則、二国間協議による解決が求められる。
- しかし、一定期間の間に協議によって解決が出来なかった場合、WTOに紛争解決を要請することができる。まずパネルが設置され、パネルの判断に不服がある場合にはさらに上級委員会への申し立てが可能となる。
- 協議を経たのち、パネル（小委員会）・上級委員会による2段階のプロセスがある。

米国の農業政策とWTO上の問題点

トランプ政権は関税措置は1962年通商拡大法232条を根拠とし、2018年に鉄鋼には25%、アルミには10%の関税を各国に対し一律に導入。

- 報復措置として複数の国が米国の農産物に対して関税を課すことで対抗。中国は米国農産物に対して最大25%の関税を課した他、メキシコやカナダも報復関税を米国農産物に対して追加した。
- また、米国は中国に対し1974年通商法301条に基づく調査を開始。301条は米通商代表部（USTR）が不公正な貿易慣行があると判断した場合、相手国に対し関税引き上げ等の報復措置を課せると定めているため、この対応は米中貿易摩擦のきっかけの一つとなった。
- 米国の232条は「かつての冷戦期の国家安全保障確保の必要性」から大統領に貿易制限に関する権限を与えることを意図したもので、GATT1994 21条（安全保障例外）を根拠とし、戦時その他の国際関係の緊急時に該当するとして正当化した一方、WTOが定める手続きを踏んでいないと指摘される。301条についても、本来WTOは一方向的な貿易制裁措置を禁じている。

232条と301条を根拠とした米国の動き（時系列）



米国の農業政策とWTO上の問題点

米国はWTOが中国の非市場経済がもたらす課題に対処できていないとして、2024年と2025年のWTOへの拠出金を保留（なお、現地メディアでは、トランプ政権が直近で滞納分を支払ったとの報道がなされる）。

- WTOの上級委員会は、通商紛争の解決の役割があるものの、2019年から機能停止している。
- 背景として、アメリカは以前からWTOの紛争解決制度に不満を抱いており、2024年度は、WTOの活動予算（約2億5,700万ドル）の11%に上る多大な分担金を拠出している立場から、上級委員会委員選定を阻止していることが一因である。

WTOと米国の関係図



(出所) [WTO Annual Report / Budget and Finance](#)

対WTOに関する最新の動向

① 米国によるWTO拠出金の一時停止

- トランプ大統領が2月に発令した大統領令に基づき、国務省は、米国のすべての国際機関への参加について「米国の利益に反するかどうかを判断」するため、見直しを開始した。この見直しの一環として、米国の2024・2025年のWTOへの拠出金は一時停止されている（なお、現地メディアでは、トランプ政権が直近で滞納分を支払ったとの報道がなされている）。
- それに対して、30以上の主要農業団体はWTOは米国農業経済にとって「極めて重要」であり、トランプ政権は引き続き資金提供を行うべきだと、主張している。また、「特に、他国の国境措置、補助金、そして科学的根拠に基づかない貿易障壁の撤廃に向けたWTOでの活動は、米国の生産者が効果的に競争し、農村部の経済機会を向上させるために不可欠である」とも述べられた（「World Trade Online」、2025年6月24日）。

② 中国がWTOにおける「特別のかつ異なる待遇（S&D）」の放棄を発表（2025年9月23日）

- 9月23日、中国の李強首相が国連総会のサイドイベントにおいて、中国がWTOにおける「特別のかつ異なる待遇（pecial and Differential treatment: S & D）」を今後放棄する旨を発表した。
- 米国は、総会において、この文書を「精査している」と述べたものの、中国が今回の決定に留保条件付きで臨んでいることに懸念を表明し、中国がこれほど遅い時期にこの措置を取ったことを批判した（「World Trade Online」、2025年10月18日）。
- 中国のS&D放棄は、「途上国」としての資格放棄ではないものの、WTO諸協定の遵守義務を自ら強化する段階に入るため、先進国入りを対外的に示す意図もあり、WTOでの発言力はこれまでより高まることになると予想される。

③ 米国によるWTOの最恵国待遇原則に対する批判

- 米国は、12月15日にWTO一般理事会において提出された文書の中で、「差別的な貿易慣行を防止し、貿易相手国間の平等な待遇を促進することを目的とする最恵国待遇原則は、貿易相手国間の収斂が深まる時代のために設計された・・・そして、その時代は過ぎ去った」と述べた。
- 米国は他のWTO加盟国に対し、最恵国待遇原則から脱却し、より一方的でケースバイケースの関税アプローチを採用すべき時が来たとの考えを示した（「World Trade Online」、2025年12月18日）。
- 一方で、最恵国待遇の原則を変更することは現実的ではなく、FTAに基づいた米国に有利な貿易構造の構築を目指していると捉えることが可能である。

ディーゼル系バイオ燃料（Biomass-Based Diesel（BBD））混合量引き上げ

EPAは、2025年6月にディーゼル系バイオ燃料の混合量（義務的使用量）を過去最高水準に引き上げることを提案。

■ 再生可能燃料基準：RFS

- RFSは、米国環境保護庁（EPA）が毎年もしくは特定期間ごとに、バイオディーゼル（Biodiesel）と再生ディーゼル（Renewable Diesel）の混合義務量（RVO）を設定する制度である。
- 2007年エネルギー独立・安全保障法（EISA）は、2022年以降のディーゼル系バイオ燃料の法定数量を定めていないため、EPAが独自の権限で目標量を決めることになっている。
- その際、EPAはコストや大気質、気候変動、エネルギー安全保障、インフラ、商品価格、水質、供給状況など、さまざまな要素を総合的に考慮して決定する必要がある。

■ EPAは2025年6月に2026～2027年の基準量案を公表。

- 混合義務量を過去最高水準に引き上げることを提案。また、外国産燃料に係るRINの扱い（輸入燃料・外国原料由来のRIN減算）やeRIN除外などの制度改正も併せて提案されている。

2023～2025年における混合義務量

2023年発表の確定値

数量目標(10億 RIN)※確定値

	2023	2024	2025
Cellulosic biofuel	0.84	1.09	1.38
Biomass-Based Diesel（ガロン）	2.82	3.04	3.35
Advanced biofuel	5.94	6.54	7.33
Renewable fuel	20.94	21.54	22.33
Supplemental standard	0.25	n/a	n/a

2025年発表の提案値

数量目標(10億 RIN)※提案値

	2025	2026	2027
Cellulosic biofuel	1.19	1.30	1.36
Biomass-based diesel	n/a	7.12	7.50
Advanced biofuel	n/a	9.02	9.46
Renewable fuel	n/a	24.02	24.46

(出所) EPA, [Final Renewable Fuels Standards Rule for 2023, 2024, and 2025 | US EPA](#)

EPA, [Proposed Renewable Fuel Standards for 2026 and 2027 | US EPA](#)

JETRO, [米環境保護庁、2026～2027年の再生可能燃料混合基準案を公表、米国以外で生産のクレジットを50%削減\(米国\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ](#)

ディーゼル系バイオ燃料（Biomass-Based Diesel（BBD））混合量引き上げ

エネルギー安全保障と米国農家の保護を念頭に、EPAは国内のバイオ燃料関連産業の振興に注力。

■ 2025年前半の米国におけるバイオディーゼルと再生可能ディーゼルの輸入量

- 前年同期比で大幅に減少。
- 主な要因は、輸入バイオ燃料への税額控除（BTC）が廃止され、国内生産のみが新たな税制優遇の対象となったことと、米国内での消費量自体が減少したことである。

■ 2025年前半のバイオディーゼル輸入量

- 2025年前半の輸入量は、日量2,000バレル、再生可能ディーゼルは日量5,000バレルと過去最低水準まで低下。
- 今後も税制変更の影響で輸入量は低水準が続く見通しであり、2025年・2026年の純輸入量は2012年以来の最低水準になると予測されている。

■ 米国のエネルギー安全保障の確保に向けた取組を推進

- EPAは2026-2027年の提案基準は「外国石油への依存を日量約15万バレル分低減させ、米国のエネルギー安全保障を強化する」と説明。
- 「米国の農業とバイオ燃料産業を支える」とも明言していることから、エネルギー安全保障と米国農家の保護が目的であると考えられる。

USDAの予算削減

トランプ政権は政府効率省（DOGE）の設置を行う等、連邦政府全体で労働力を見直す方針を掲げている。USDAもトランプ政権の意向に従って、予算の削減・人員の削減を行っていると考えられる。

2025年にUSDAで起こった予算削減をめぐる主な動き

- **退職奨励策（Deferred Resignation Program : DPR）**
 - 5,000人超が政策に応じ退職
- **ワシントンDC本省スタッフの地方移転（relocation）**
 - 首都圏の職員を全米5か所の地域拠点へ段階的に移転し、職員数や管理部門を削減する再編を開始。重要な業務は維持しつつ、無駄な支出や重複を排除し、農業現場へのサービス向上を目指す。
- **研究・統計部門（ARS・ERS・NIFA・NASS）の人員削減**
 - 全米の森林研究所の大半を閉鎖し、首都圏から地方都市へ職員を大規模に移転する再編を行っている。
- **「浪費削減（wasteful spending cut）」を理由に組織最適化を実施**
 - 2025年2月、ロリンズ農務長官は労働力を最適化し無駄な支出を削減するために、バイデン政権下で締結された多様性・公平性・包摂性（DEI）関連などの契約78件（総額1億3200万ドル超）を解除したと発表。
- **世帯の食料不安に関する報告書（Household Food Security Report）作成廃止、SNAPの見直し**
 - 報告書作成のために行われる調査の方式が実際の食料負担に関する現状を反映できていない不正確な数字と指摘し、報告書作成自体を中止すると発表。
 - また、SNAPは低所得世帯の適切な食品購入を支援する制度であるが、予算が膨大であるため、削減のために支援対象となる品目数を減らす動きがある。
- **USDAにおける試用期間中職員の大量解雇に対する違法判決**
 - 2025年3月に北部カリフォルニア連邦地方裁判所による判決で、職員は給与支給状態に戻され、復職手続きが進められた。
 - また、全米一時的差止命令（TRO）により、USDAおよび他の連邦機関は人員削減や再編計画の実施、追加の解雇通知などを一時的に禁止とした。

Ⅲ. 次期農業法を含む新たな規制制度 の動向及びその内容

Ⅲ-1 OBBBによる農業・食料プログラムの変更点

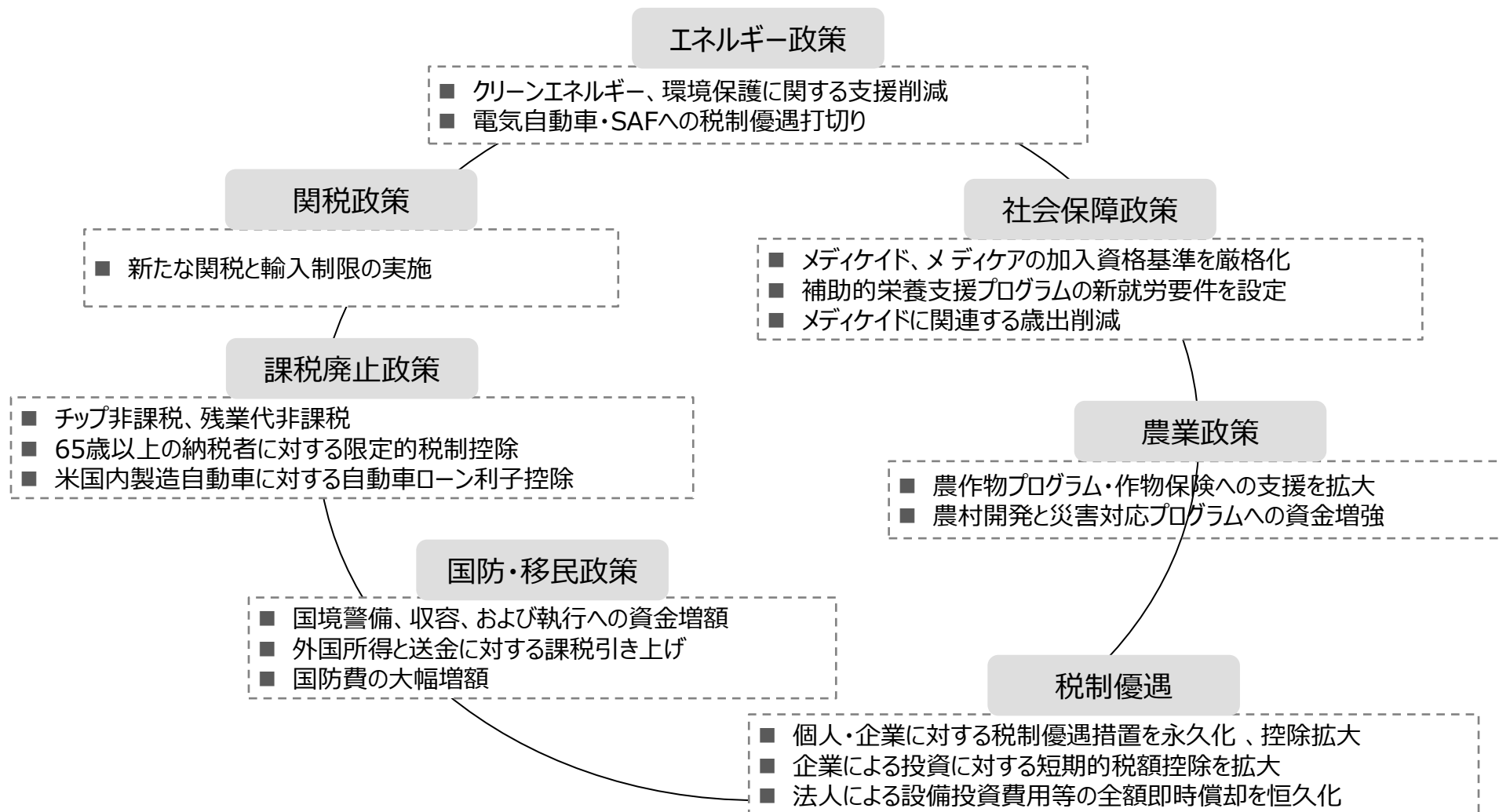
Ⅲ-2 現行農業法の延長および新たな農業法成立の見通し

Ⅲ-1

OB BBによる農業・食料プログラム の変更点

One Big Beautiful Bill Act (OBBB) の概観

2025年7月4日、トランプ大統領の各種政策とリンクした、減税を主軸とする法案“One Big Beautiful Bill Act”が成立
OBBBは、米議会の予算調整プロセス（Budget Reconciliation）によって制定された包括的な予算調整法（comprehensive budget reconciliation law）である。



農業や貿易活動に影響を与える規定の概観

減税措置含む各施策は、米国農家や企業の貿易活動等へも影響を与える。

トピック	概要	想定される影響	目的
輸入関税・関税制度 (Import Duties and Customs Changes)	<ul style="list-style-type: none"> ■ \$ 800までの輸入品に対する免税措置の終了 ■ 対米輸出品への課税 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国における小包品輸入の減少と米国内事業者からの購入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米國小売業者の保護 ■ 関税収入の増加
エネルギー・環境政策 (Energy and Environment Policy Shifts)	<ul style="list-style-type: none"> ■ クリーンエネルギーに対する税額控除と補助金の廃止 ■ 米国内でのバイオ燃料に対する減税措置を含む燃料調達促進 	<ul style="list-style-type: none"> ■ クリーンエネルギーへのインセンティブ削減と米国内での燃料生産増加 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国のエネルギー政策の見直しと国内生産の強化
税制企業政策 (International Tax and Corporate policy Changes)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国企業が海外で得た利益に対する税制控除と課税方式の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国企業による自国内の事業拠点の移転・新設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国内の産業競争力を強化
個人税制措置の延長 (Extension of individual tax measures)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第一次トランプ政権が2017年に導入した個人税制の控除拡大と恒久化 ■ 連邦遺産税及び贈与税の減免 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国歳入の減少 ■ 個人可処分所得の押上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国内の個人消費促進
送金サービス (Cross-Border Money Transfers (Remittances))	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国から他国へ送金される資金移動に対する税制の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外への資金流出が減少 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税収の増加と特定国への越境送金を抑制
公的利益保全・教育資格制限 (Public Benefits and Education Eligibility Restrictions)	<ul style="list-style-type: none"> ■ メディケイド・メディケア、教育資金援助等を米国市民及び特定の合法的居住者に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 非米国市民及び海外留学生等が米国の公共利益に不当にアクセスすることが抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国市民を対象とした支援を強化 ■ プログラムコストを見直し
債務上限引上げ (Debt Limit Increase)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国政府の債務上限を5兆ドルに引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界的な金融市場の不安定化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国政府の政策実行力の強化

OBBBにおける農業関連プログラム支出額

農業・食料関連ではSNAP関連の歳出が大幅に削減されている一方、農業関連のプログラムの歳出が約660億ドル増加。

- 2025年7月21日に議会予算局（CBO: Congressional Budget Office）が公表したOBBB（Public Law 119-21）による今後10年間（2025～2034会計年度）の予算権限・歳出への影響に関する試算結果によると、農業・栄養・林業委員会関連の歳出において、約1200億ドルが削減されることとなる。（2025年1月時点のCBOベースラインと比較した増減）
- 内訳としては、SNAP関連の歳出が大幅に削減されている一方、農業関連のプログラムの歳出が約660億ドル増加している。

OBBBの章構成と各項目の規定に伴う2025～2034会計年度の合計歳出増減額見込（百万ドル）

	章構成（管轄上院委員会名）	増減額
Title I	農業・栄養・林業委員会	-120,960
Title II	軍事委員会	149,542
Title III	銀行・住宅・都市委員会	-1,668
Title IV	商業・科学・交通委員会	-44,037
Title V	エネルギー・天然資源委員会	-21,339
Title VI	環境・公共事業委員会	-3,459
Title VII	財政委員会	3,579,607
Title VIII	保健・教育・労働・年金委員会	-284,022
Title IX	国土安全保障・政府問題委員会	128,911
Title X	司法委員会	8,894

	構成	増減額
サブタイトルA	栄養	-186,650
サブタイトルB	林業	-150
サブタイトルC	農産物	53,060
サブタイトルD	災害支援プログラム	2,778
サブタイトルE	作物保険	5,980
サブタイトルF	農村部への追加投資	4,022

約660
億ドル

（出所）CBO「[Estimated Budgetary Effects of Public Law 119-21, to Provide for Reconciliation Pursuant to Title II of H. Con. Res. 14, Relative to CBO's January 2025 Baseline](#)」

（注）2025年7月4日に施行された法律の内容に基づく試算であり、2025年1月時点のベースラインと比較した増減額を表す。章別の増減額は、財政赤字への純影響額（Net Effect on the Deficit）の集計値。

OBBBにおける農業・食料関連プログラム支出額（タイトルI 詳細）

OBBBにおける農業・食料関連条項のうち、特に歳出増減額が大きい内容について次頁以降で詳述する。

サブタイトル	条	条項名	2025-2034歳出増減
サブタイトルA—栄養	第10101条	Thrifty Food Plan の再評価	-37,300
	第10102条	就労可能な成人向けSNAP就労要件の修正	-68,600
	第10103条	エネルギー支援受給による標準光熱費控除の利用可能性	-5,940
	第10104条	インターネット費用の制限	-10,980
	第10105条	マッチング資金拠出	-40,810
	第10106条	行政コストの分担	-24,660
	第10107条	全国教育・肥満予防助成プログラム	-5,470
	第10108条	外国人のSNAP資格	-1,904
サブタイトルB—林業	第10201条	林業予算の取り消し	-150
サブタイトルC—農産物	第10301条	実効参照価格・参照価格	*1
	第10302条	基準面積	*1
	第10303条	生産者による選択権	*1
	第10304条	価格損失補償 (PLC)	*1
	第10305条	農業リスク補償 (ARC)	*1
	第10306条	特定団体の公平な取扱い	1,269 *2
	第10307条	支払上限	*2
	第10308条	調整後総所得制限	438
	第10309条	販売支援融資	*1
	第10310条	販売支援融資の返済	*1
	第10311条	繊維工場向け経済調整支援	155
	第10312条	砂糖プログラムの更新	56
	第10313条	乳製品プログラムの更新	100
	第10314条	実務上の変更	50
サブタイトルD—災害支援プログラム	第10401条	補足的農業災害支援	2,868
サブタイトルE—作物保険	第10501条	新規農業者・牧場主向け支援	31
	第10502条	地域ベース作物保険の補償・負担軽減	1,432
	第10503条	管理・運営費調整	1,275
	第10504条	保険料支援	3,114
	第10505条	プログラム遵守・整合性	18
	第10506条	審査・遵守・整合性	27
	第10507条	家禽保険パイロットプログラム	136
サブタイトルF—農村部への追加投資	第10601条	保全	-1,795
	第10602条	農業貿易促進補足プログラム	2,191
	第10603条	栄養	28
	第10604条	研究	1,608
	第10605条	エネルギー	49
	第10606条	園芸	333
	第10607条	雑則	1,608

次頁以降の構成は以下のとおり

- (1) SNAP (栄養)**
- (2) 農作物プログラム**
- (3) 作物保険**
- (4) その他 (保全等)**

第10301～10305条、第10309～10310条 (*1) 関連の歳出増減額

	増減額
価格損失補償 (PLC)	50,464
農業リスク補償 (ARC)	3,614
販売支援融資 (MAL)	1,969
商品信用公社 (CCC) 関連条項との調整	-3,560
作物保険制度における補足的補償オプション (SCO)	653

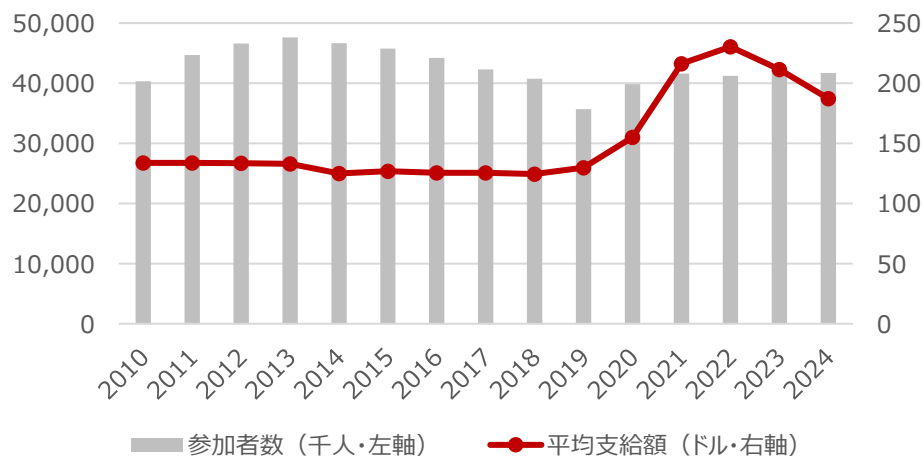
(単位：百万ドル)

(1) SNAP ①TFPの再評価の禁止

TFPの再評価に基づきSNAP支給額を増額することが禁止された（OBBB第10101条）。

- SNAPの月額支給額の上限を決定する際には、スリフティ・フード・プラン（TFP: Thrifty Food Plan）が使用されている。TFPとは、栄養的に適切な低価格の食事の構成とその購入費用を示したものである（次頁参照）。
 - 2018年農業法では、その時点の食料価格、食品成分データ、消費パターン、および食事ガイドラインに基づき、5年ごとにTFPの内容・金額をUSDAが再評価することが定められた。この決定に基づき、USDAは2006年以来初めてTFPを再評価した「Thrifty Food Plan, 2021」を公表した。以降、「Thrifty Food Plan, 2021」に記載されている4人家族の食事の購入費用が、SNAP月額給付額の基準となった。
 - これら費用は、全都市消費者物価指数（CPI-U）を用いてインフレ率が反映、USDAのウェブサイトで毎月更新された金額が公表。毎年6月時点のスリフティ・フード・プランの金額が、毎年10月1日から始まる翌年度のSNAP給付金配分の基準となる。
- しかし、2021年の再評価でTFPは21%増加（USDA）、SNAP費用による財政圧迫が問題となった。OBBBでは議会承認無しにTFPの再評価に基づきSNAP支給額の増額を禁止。TFP費用の年次調整は消費者物価指数のみに基づいて行うことを規定。

SNAP参加者数・平均一人当たり支給額の推移



(出所) USDA「SNAP Data Tables: National Level Annual Summary」

2026会計年度SNAP最大支給額（TFPに基づき決定）

世帯人数	最大月額支給額 (ハワイ・アラスカ等除く)
1	\$298
2	\$546
3	\$785
4	\$994
5	\$1,183
6	\$1,421
7	\$1,571
8	\$1,789
追加 1 人あたり	+\$218

(出所) USDA「SNAP Eligibility」

(注) SNAPの月額支給額は、収入の約30%を食費と想定し、「SNAP月額支給額 = 最大月額支給額 - 世帯純月収 × 0.3」で計算される。

例：純月収が1,047.50ドルで、4人世帯の場合

月額支給額 = 994ドル - 314.25ドル (1,047.50 × 0.3) = 679ドルとなる。

参考: Thrifty Food Plan 2021

Table 1. Thrifty Food Plan Market Basket for reference family^a of four, June 2021: aggregate quantities, costs, and cost shares of Market Basket Categories^b in weekly amounts

Market Basket Categories	Quantity ^c of each Market Basket Category (lbs)	Cost of each Market Basket Category (\$) ^d	Cost share of each Market Basket Category (%) ^e
Vegetables	35.37	46.11	23.91
Dark-green vegetables	3.23	5.88	12.75
Red and orange vegetables	8.28	12.63	27.40
Beans, peas, lentils ^f	6.06	5.42	11.75
Starchy vegetables	10.64	12.71	27.56
Other vegetables	7.16	9.47	20.54
Fruits	26.91	26.90	13.95
Whole fruit	17.76	19.48	72.42
100% fruit juice	9.15	7.42	27.58
Grains	14.13	30.67	15.91
Whole-grain staple grains (e.g., rice, pasta, breads, tortillas)	6.70	16.17	52.73
Whole-grain cereals (e.g., oatmeal, ready-to-eat cereal) ^g	1.12	3.33	10.87
Refined-grain staple grains (e.g., rice, pasta, breads, tortillas)	5.65	8.91	29.04
Refined-grain other (e.g., cereals, crackers, snacks)	0.66	2.26	7.37
Dairy	41.30	27.94	14.49
Low- and non-fat milk, yogurt, soy alternatives ^h	25.48	14.95	53.51
Higher fat milk, yogurt, soy alternatives ⁱ	15.13	10.27	36.76
Cheese	0.70	2.72	9.73
Protein foods	16.18	47.45	24.61
Meats	2.26	8.96	18.88
Poultry	6.89	17.31	36.49
Eggs	2.12	3.33	7.02
Seafood	2.94	12.80	26.97
Nuts, seeds, soy products	1.97	5.05	10.64

Market Basket Categories	Quantity ^c of each Market Basket Category (lbs)	Cost of each Market Basket Category (\$) ^d	Cost share of each Market Basket Category (%) ^e
Miscellaneous	7.05	13.76	7.14
Pre-prepared entrees and side dishes (e.g., soups, frozen entrees, pizza)	1.51	3.71	26.94
Coffee and tea	1.63	2.23	16.17
Table fats and oils	1.71	4.11	29.88
Sauces, condiments, jams, honey, sugars, spices	1.64	2.33	16.90
Other foods and beverages (e.g., soft drinks, fruit drinks, ice cream, pudding, cookies, candy bars)	0.57	1.39	10.10
Total (Vegetables, Fruits, Grains, Dairy, Protein Foods, Miscellaneous)	140.94	192.84	100%

月額換算
\$835.57

同金額を物価調整した値が4人家族のSNAP最大給付額として使用されている。

(出所) [USDA \[Thrifty Food Plan 2021\]](#)

(1) SNAP ②健常成人就労要件の変更

健常成人の就労免除対象者が縮小される（OBBB第10102条）。

- 扶養者のいない健常成人（ABAWD：Able-Bodied Adults Without Dependents）がSNAPを継続受給するためには、平均週20時間以上の就労（または就労プログラム参加）が求められる。同要件を満たさない場合、3年間のうち3カ月間しか受給できないという制限がある。従来は、年齢が55歳以上の場合や、18歳未満の子供を扶養している場合はこの規定の免除対象となっていたが、OBBBによりこの免除対象者が縮小される（下表）。
- また、州の失業率が平均10%以上でない限り、州がABAWD就労要件を免除する権限を廃止した。
 - 従来、州は「十分な数の雇用がない場合」には、ABAWDに対するSNAP給付の3ヶ月間の上限を一時的に停止し、それ以上の期間給付することができた。州の裁量によって就労免除対象者を増やすことができていたが、この文言を削除し、「失業率10%以上」という明確な基準が設けられた。

扶養者のいない健常成人（ABAWDs）の就労免除対象

対象カテゴリ		OBBB以前の免除対象	OBBB後の免除対象
年齢	18歳未満	○	○
	18歳～54歳	×	×
	55歳～64歳	○	×
	65歳以上	○	○
子どもを持つ親	14歳未満の子を扶養している親	○	○
	14～18歳未満の子を扶養している親	○	×
その他	退役軍人	○	×
	ホームレス	○	×
	里親家庭の保護下にある24歳以下の個人	○	×
	妊婦	○	○
	障害者	○	○
	法律で規定されるアメリカ先住民	×	○

(出所) [Public Law 119-21](#)、USDA「SNAP Provisions of the One Big Beautiful Bill Act of 2025: ABAWD Exceptions - Implementation Memorandum」、[AEI「Perspective on the OBBB's SNAP Cuts」](#)、CRS「[Supplemental Nutrition Assistance Program \(SNAP\): A Primer on Eligibility and Benefits](#)」等各種資料を参考に作成))

(注) 退役軍人、ホームレス、里親家庭の保護下にある24歳以下の個人は、2023年財政責任法（FRA）によって免除対象として追加されていたが、OBBBによりこれが取消となった。またFRAでは免除対象の年齢を段階的に55歳まで引き上げていた。

(1) SNAP ③州の負担増加

SNAPの給付費用および管理費の州負担が増加する。

- 2028年度以降、SNAPの一部費用を州が負担することが新たに規定された。(10105条)
- 従来、SNAP給付費用は基本的に全額連邦政府負担(100%)であったが、これを州の「誤支給率(payment error rate)」に応じて一部負担させることとなった。同変更により、連邦政府のSNAPへの支出が10年間で約400億ドル縮小される。
 - 共和党はSNAPにおける誤支給率の高さを問題視しており、当初下院案財政調整法ではペナルティとしてすべての州に対して5%以上のSNAP費用の負担を求め、誤支給率が高い州には最大25%の負担を求める案が検討されていた。しかし、多くの州からの反発を踏まえ、上院案は誤支給率6%未満の州は負担ゼロとし、誤支給率が高い州の負担率も最大15%とする案を提案し、同案が最終的に可決された。
(参考: [agri-pulse紙](#))
- また、2027年度以降の各会計年度において、USDAがSNAPの運営に係る管理費として州機関に支払う金額が、全管理費の25%に減額される。(10106条)
- 従来、連邦が全管理費の50%を負担していたが、本条項により、州の管理費負担割合は50%から75%に引き上げられる。

州の拠出(マッチングファンド) (10105条)

誤支給率	連邦の負担	州の負担
6%未満	100%	0%
6%~8%未満	95%	5%
8%~10%未満	90%	10%
10%以上	85%	15%

(出所) OBBB10105条より作成

(注) 2028会計年度のみ、各州が2025年または2026年のいずれかの誤支給率を選ぶことが可能(低い率が適用される)。2029会計年度以降は、原則として「3年前の誤支給率」で判断

州の管理費負担の増額(10106条)

誤支給率	連邦の負担	州の負担
変更前	50%	50%
変更後	25%	75%

(出所) OBBB10106条より作成

(1) SNAP ④その他の変更事項

その他、SNAP関連の支出が多方面で削減されている。

- SNAP世帯純月収を算定する際の光熱費やインターネット費用の控除の取り扱いが厳しくなったほか、SNAP栄養教育・肥満予防助成金プログラム（SNAP-ED）への資金提供が廃止された。
- また、難民等の外国人へのSNAP支給も廃止された。

主な変更内容

条	主な内容	背景・詳細
10103	エネルギー支援プログラム利用によるSNAP所得判定の制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ SNAP給付金算定のための純月収の計算にあたり、LIHEAP（低所得のエネルギー支援プログラム）等のエネルギー支援を受給している場合には、標準光熱費控除（SUA）を受けられたが、高齢者・障害者を含まない世帯については同措置が廃止となった。 ■ これにより控除額が減少し、SNAP給付額が減少する可能性がある。
10104	インターネット接続費の控除禁止	<ul style="list-style-type: none"> ■ SNAP給付金算定のための純月収の計算にあたり、住居・光熱費控除にインターネット接続費を含めることを禁止。 ■ SNAP給付金を算定するための純月収の計算にあたり、住宅費および光熱費の一部を収入から控除することができるが、この控除対象からインターネット料金を含めることを禁止した。
10107	SNAP-ED（栄養教育・肥満予防助成）の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ■ SNAP栄養教育・肥満予防助成金プログラム（SNAP-ED）への資金提供を廃止する。 ■ SNAP-EDは、最新の「米国人のための食事ガイドライン」に準拠した健康的な食品の選択と運動を促進する栄養教育・肥満予防プログラムを実施するもの。
10108	一部の在留外国人のSNAP資格廃止	<ul style="list-style-type: none"> ■ この条項は、米国に合法滞在している特定の外国人のSNAP資格を廃止する。これには、難民法の下で条件付き入国の資格がある人、または緊急の人道的理由（家庭内暴力や人身売買の被害者など）に基づく人が含まれる。 ■ 合法的永住者（グリーンカード保持者）、キューバ・ハイチからの入国者、自由協定連合（COFA）に従って滞在する個人は、SNAPの受給資格を維持する。

(出所) [Public Law 119-21, CRS「Supplemental Nutrition Assistance Program \(SNAP\): A Primer on Eligibility and Benefits」](#)、USDA「SNAP Provisions of the One Big Beautiful Bill Act of 2025 - Information Memorandum」、各種資料より作成

(1) SNAP ⑤OBBBによる受給資格・受給額への影響

CBOの推計によると、SNAP関連条項の変更により200～300万人程度が受給資格を失い、平均支給額も減少する。

主な変更内容と受給資格・受給額への影響

	主な変更内容	影響
TFP (10101条)	<ul style="list-style-type: none"> TFPの年間コスト増加率を都市消費者物価指数の伸び率に上限設定する。 2027年と2032年に予定されているTFPの再評価による給付額の増加を認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 2027年以降、SNAPの平均月額給付が減少し、2034年には現行法より約14ドル低くなる見込み（227ドル⇒213ドル）。（注） 受給者数には影響しない。 2027～2034年で連邦の歳出を370億ドル削減。
就労要件 (10102条)	<ul style="list-style-type: none"> 就労要件を64歳までの健常成人や、14歳以上の子どもを扶養する成人にも拡大する。また、退役軍人、ホームレス、里親家庭の保護下にある24歳以下の個人への就労要件免除を廃止し、アメリカ先住民には新たな免除を設ける。 州の権限で就労要件を免除できる条件を「失業率10%超の郡」に限定。アラスカ・ハワイには特例を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 2025～2034年の平均で、SNAP受給者が約240万人減少。 <ul style="list-style-type: none"> うち約80万人は子どもなし64歳までの健常成人 約30万人は14歳以上の子どもと同居する18～64歳の健常成人 約100万人は現行法で免除対象だった18～54歳の健常成人 退役軍人、ホームレス、里親家庭の子供の受給減少は、アメリカ先住民の受給増加で一部相殺され、これら全体で約30万人の純減。
光熱費控除 (10103条)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障害者のいない世帯について、エネルギー支援を受けていることをもって自動的に光熱費控除（Standard Utility Allowance）を適用する仕組みを廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 2026～2034年の間、約3%の世帯でSNAPの月額給付が平均約100ドル減少する見込み。 この措置により、同期間で連邦の歳出が60億ドル削減される見込み。
インターネット費用 10104条	<ul style="list-style-type: none"> インターネット費用を住宅費控除の対象から除外。 	<ul style="list-style-type: none"> 2026～2034年の期間、約65%の世帯でSNAPの月額給付が平均約10ドル減少する見込み。
州の費用負担義務 (10105条)	<ul style="list-style-type: none"> 2028年以降、誤支給率が6%以上の州に対し、SNAP給付費の少なくとも5%（最大15%）の負担を義務付ける。 誤り率が非常に高い州は一時的に負担が猶予される。 従来は連邦政府が全額負担していた。 	<ul style="list-style-type: none"> CBOでは、この新たな州負担義務に対して、現行の給付や資格を維持する州もあれば、給付や資格を見直す州や、プログラムから撤退する州もあると予想。 CBOは、州ごとの対応の違いを考慮するため、確率的手法を用いて全体的な影響を推計。その結果、2028～2034年の平均で、全米で約30万人がSNAP給付の減額または受給資格喪失となると見込んでいる。 2028～2034年で連邦の歳出は410億ドル削減（うち約350億ドルは州負担増によるもの）。
外国人の受給資格 (10108条)	<ul style="list-style-type: none"> 合法的永住者（グリーンカード保持者）、キューバ・ハイチからの入国者、自由協定連合（COFA）に従って滞在する個人以外の外国人のSNAP受給を禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> 平均約9万人がSNAP受給資格を失う。 2026～2034年の間、これらの人々は平均して月210ドルの給付を受けるはずであったとCBOは推計。

（出所）CBO「[Estimated Effects of Public Law 119-21 on Participation and Benefits Under the Supplemental Nutrition Assistance Program](#)」より作成

（注）CBOの2025年1月時点の予測では、2027年と2032年に予定されていたTFPの再評価によってコストが増加すると見込んでいた。

参考：SNAPの経済的要件

SNAPには月収に基づく所得制限が設けられている。

- SNAPを受給するための主要な経済的要件として、世帯の月間所得等の制限が設けられている。高齢者や障害者がいない世帯は、世帯総月収と純月収の両方の要件を満たさなくてはならず、高齢者や障害者がいる世帯は純月収の要件のみ満たせばよい。
 - 世帯総月収（Gross monthly income）：世帯の現金収入の合計が連邦政府が定める貧困レベルの130%以下。ただし、月収の計算時に含めない収入が食料栄養法等により規定されている。
 - 世帯純月収（Net monthly income）：連邦政府が定める貧困レベルの100%。純月収は世帯の総月収から一定の控除を行い計算。すべての収入が食品購入に使用できるとは限らないとの考えに基づく。世帯の人数に基づく標準控除（standard deduction）や育児支出などがある。

（出所：令和4年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）報告書）

2026会計年度におけるSNAP世帯月収の上限

世帯人数	世帯総月収	世帯純月収
1	\$1,696	\$1,305
2	\$2,292	\$1,763
3	\$2,888	\$2,221
4	\$3,483	\$2,680
5	\$4,079	\$3,138
6	\$4,675	\$3,596
7	\$5,271	\$4,055
8	\$5,867	\$4,513
追加1人あたり	+\$596	+\$459

（出所）USDA「SNAP Eligibility」

（注）アラスカ・ハワイには異なる上限額が設定されている。

(2) 農作物プログラム ①ARC/PLC

OBBBによる変更により、PLCには約500億ドル、ARCには約36億ドルの追加歳出が見込まれている。

■ OBBBによるARC/PLC関連の主な変更点は以下の通り。

ARC/PLCに係る主な変更点

	主な変更点
10301条 実効参照価格・参照価格 (Effective reference price; reference price)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025作物年度以降、参照価格を全作物で引上げ。実効参照価格の算定方法を市場価格の直近5中3平均の88%に変更（現行85%）。 ■ 2031作物年度以降、参照価格は年率0.5%で自動調整され、上限は113%。
10302条 基準面積 (Base acres)	<ul style="list-style-type: none"> ■ PLCおよびARCの支払額は実際の作付面積ではなく、過去の作付面積に基づく基準面積（Base acre）をもとに決まるが、基準面積と実際の作付面積との乖離が問題となっていたことから、2026作物年度以降、全農家合計で最大3,000万エーカーの基準面積を追加割当。 ■ 追加割当面積は、2019～2023年の平均作付実績に基づき決定される。 ■ PLC/ARCの対象作物（Covered commodities）の平均作付面積と非対象作物（Noncovered commodities）の平均作付面積（但し総耕地の15%が限度）が、もともとの基準面積を上回った場合に基準面積が追加される予定。
10303条 生産者による選択権 (Producer election)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ARCまたはPLCの選択権を2031作物年度まで延長。 （ARC/PLCは選択制であり、2018年農業法より毎年ARCまたはPLCを選択できる権利が導入） ■ 2025作物年度はPLCとARC-COのうち高い方を自動支給。（受取のタイミングは2026年10月以降※） ■ これまでSCOとARCの併用は不可だったが（PLCのみSCOと併用可）、SCOとARCの併用が可能に。
10304条 PLC：価格損失補償 (Price loss coverage)	<ul style="list-style-type: none"> ■ PLCを2031作物年度まで延長。 ■ 温帯ジャポニカ米の参照価格決定のための算定に用いる年次を2017-21年に変更。
10305条 ARC：農業リスク補償 (Agriculture risk coverage)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ARCを2031作物年度まで延長。 ■ ARCの発動基準が基準収入の90%に、最大補償額が基準収入の12%に拡大。

（※注）PLC/ARCでは当該作物年度の翌年10月以降に支払いが行われる。（参考：[USDA「Agriculture Risk Coverage \(ARC\) & Price Loss Coverage \(PLC\)」](#)）

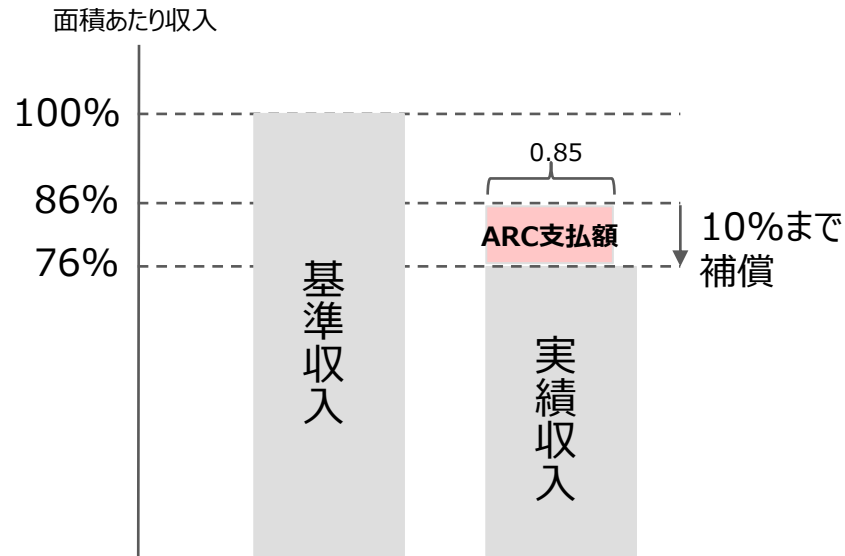
(2) 農作物プログラム ①ARC/PLC

OBBBによりARCが発動しやすくなり、補償の上限も拡大している。

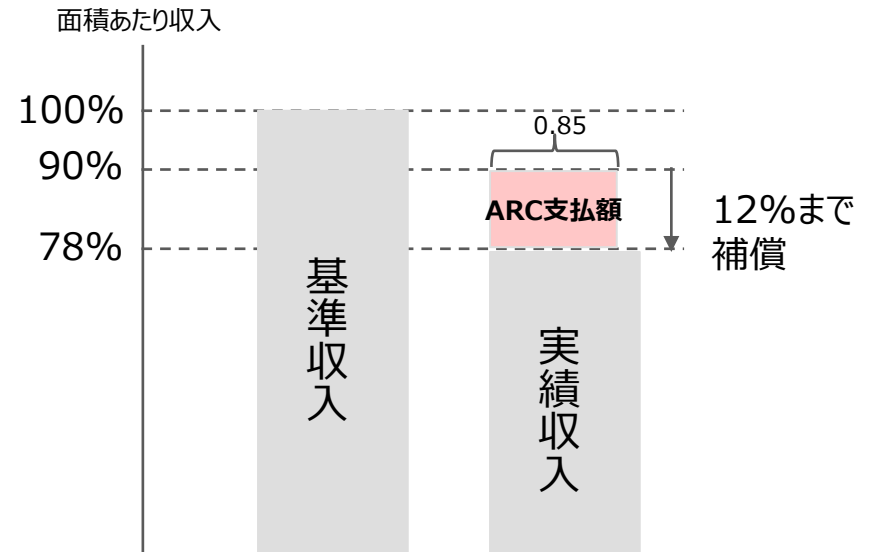
- ARC（農業リスク補償：Agriculture Risk Coverage）は、当年の実績収入が基準収入（直近5中3平均収入）の一定割合を下回った場合に、当年の実績収入との差の一部を補てんするプログラム。
- 生産者は、郡の収入に基づいて支払いが行われる郡ベース農業リスク補償（ARC-CO）と、個別農場の収入に基づいて支払いが行われる個別農場ベースの農業リスク補償（ARC-IC）から選ぶことができる。ARC-COでは基準面積の85%が、ARC-ICでは65%が支払い対象となる。
- OBBBにより、ARCの発動基準が基準収入の90%に、最大補償額が基準収入の12%に拡大。

$$\text{変更後のARC-CO支払額} = \{ (\text{郡の基準収入額}) \times 0.90 - (\text{郡の作物収入額}) \} \times \text{基準面積} \times 0.85$$

変更前（2018年農業法）



OBBBによる変更後（2025作物年度以降）



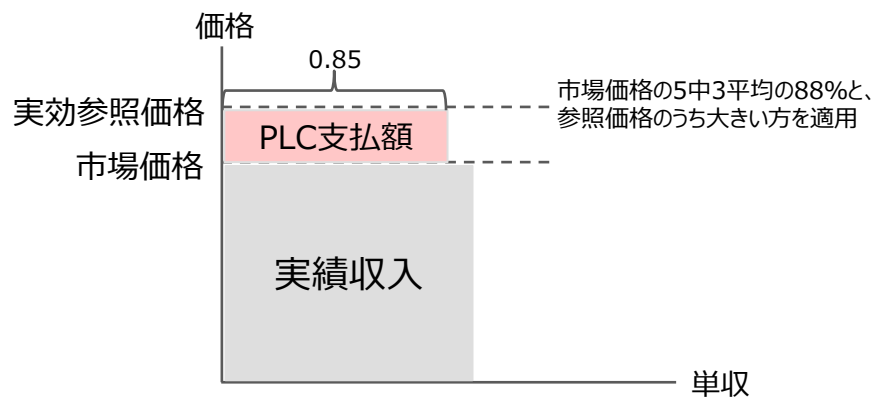
(2) 農作物プログラム ①ARC/PLC

OBBBにより参照価格が引き上げられ、PLCが発動しやすくなった。

- PLC（価格損失補償：Price Loss Coverage）は、市場価格が実効参照価格（Effective Reference Price）を下回った場合に、実効参照価格と市場価格の差の一部を補填するプログラムであり、価格下落による収入損失を抑えるセーフティネットとしての役割を担っている。
- 実効参照価格は、以下のうち高いほうが適用される。ただしBの場合、参照価格の115%が上限となる。
 - (A)参照価格（Reference Price）（**OBBBにより全品目引き上げ**）
 - (B)直近5年の市場価格のうち最大値と最小値を除いた3年平均の88%（**OBBBにより85%⇒88%へと引き上げ**）
- OBBBでは、2031年以降の参照価格は毎年0.5%ずつ増加することも規定された（最大2030年比113%まで）。

PLCの支払いイメージ

$$\text{PLC支払額} = (\text{実効参照価格} - \text{市場価格}) \times (\text{支払単収}) \times \text{基準面積} \times 0.85$$



(注1) 図中の支払額は面積あたりの金額を表し、これに基準面積を掛けた額が実際の支払額となる。

(注2) 実際には支払単収と実績単収は異なるが、図では同じとみなしている。

参照価格の変更

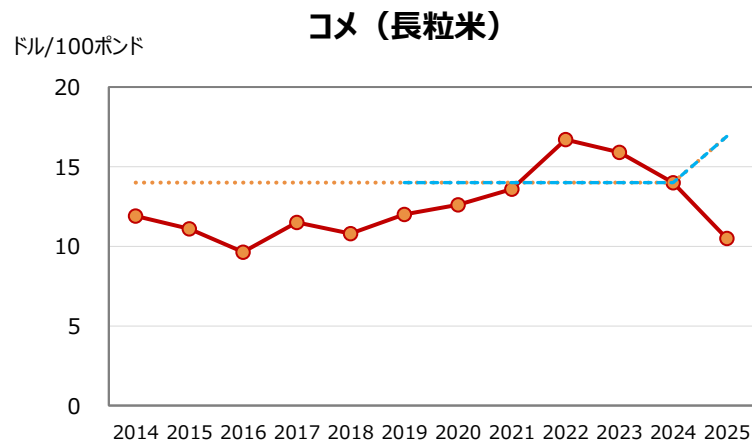
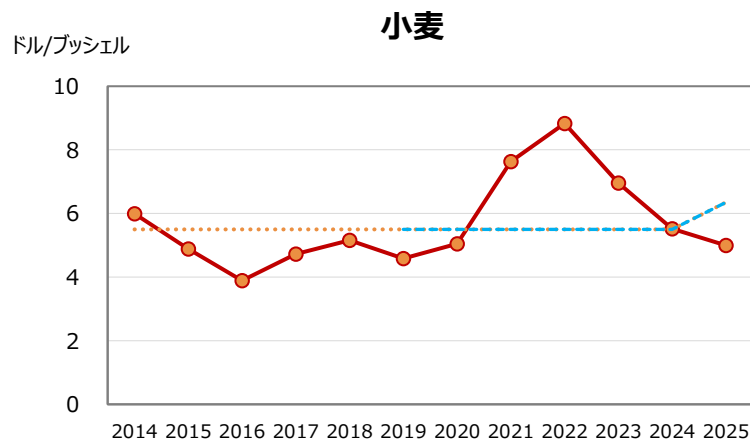
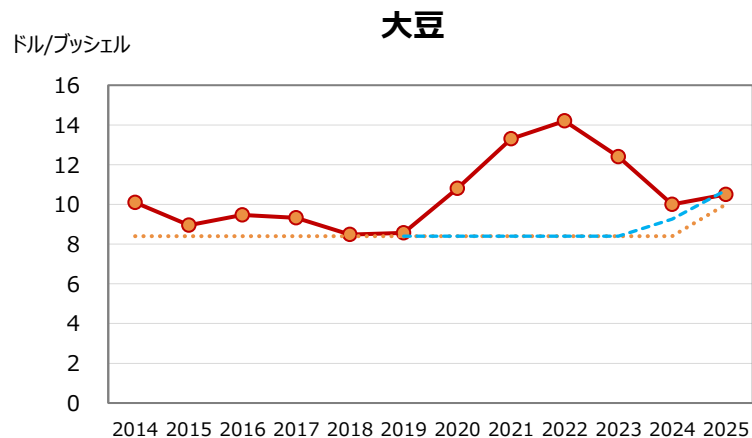
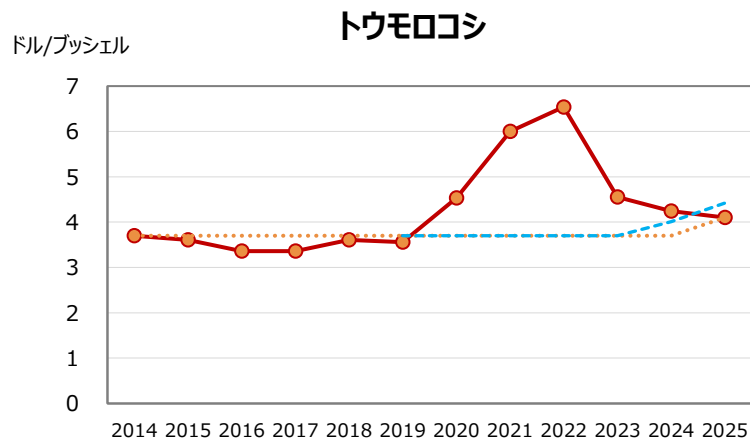
	変更前	変更後	単位
小麦	5.50	6.35	\$/ブッシェル
トウモロコシ	3.70	4.10	\$/ブッシェル
ソルガム	3.95	4.40	\$/ブッシェル
大麦	4.95	5.45	\$/ブッシェル
オート麦	2.40	2.65	\$/ブッシェル
長粒米	14.00	16.90	\$/100ポンド
中粒米	14.00	16.90	\$/100ポンド
大豆	8.40	10.00	\$/ブッシェル
その他の油糧種子	20.15	23.75	\$/100ポンド
ピーナッツ	535.00	630.00	\$/トン
乾燥えんどう	11.00	13.10	\$/100ポンド
レンズ豆	19.97	23.75	\$/100ポンド
小粒ひよこ豆	19.04	22.65	\$/100ポンド
大粒ひよこ豆	21.54	25.65	\$/100ポンド
実綿	0.37	0.42	\$/ポンド
温帯ジャポニカ米	17.30	24.33	\$/100ポンド

(※注) 温帯ジャポニカ米の参照価格は、他の作物と異なり、参照価格の算定式から決定することが定められている（合衆国法典7編9011(23)および9016(g)）。OBBB10304条において同算定式に用いる年度が、2017～2021年の平均に変更されることが規定されている。表中の参照価格は、同算定式に基づくUSDAの公表値を表す。

(2) 農作物プログラム ①ARC/PLC

参照価格の引き上げにより、2025年は多くの品目で市場価格が参照価格を下回る見込みである。

近年の価格推移と参照価格・実効参照価格



● 市場年度平均価格
 参照価格
 - - - 実効参照価格

(出所) [USDA「ARC and PLC Data」](#) より作成

(注) 2025年市場年度の市場価格は予測値(2026年2月10日時点)。2025年の参照価格にはOBBBによる変更を反映している。

参考：実効参照価格の算定

2025年実効参照価格の計算結果

作物名	市場年度	単位	2025年参照価格 (A)	市場年度平均価格					5年中3年平均の88% (B)	2025年実効参照価格
				2019/20	2020/21	2021/22	2022/23	2023/24		
トウモロコシ	9月～8月	ブッシェル	\$4.10	\$3.56	\$4.53	\$6.00	\$6.54	\$4.55	\$4.42	\$4.42
大豆	9月～8月	ブッシェル	\$10.00	\$8.57	\$10.80	\$13.30	\$14.20	\$12.40	\$10.71	\$10.71
小麦	6月～5月	ブッシェル	\$6.35	\$4.58	\$5.05	\$7.63	\$8.83	\$6.96	\$5.76	\$6.35
コメ（長粒米）	8月～7月	100ポンド	\$16.90	\$12.0	\$12.6	\$13.6	\$16.7	\$15.9	\$12.35	\$16.90

最小

最大

過去5年中最大と最小を除いた
平均値を計算し、88%を乗じる

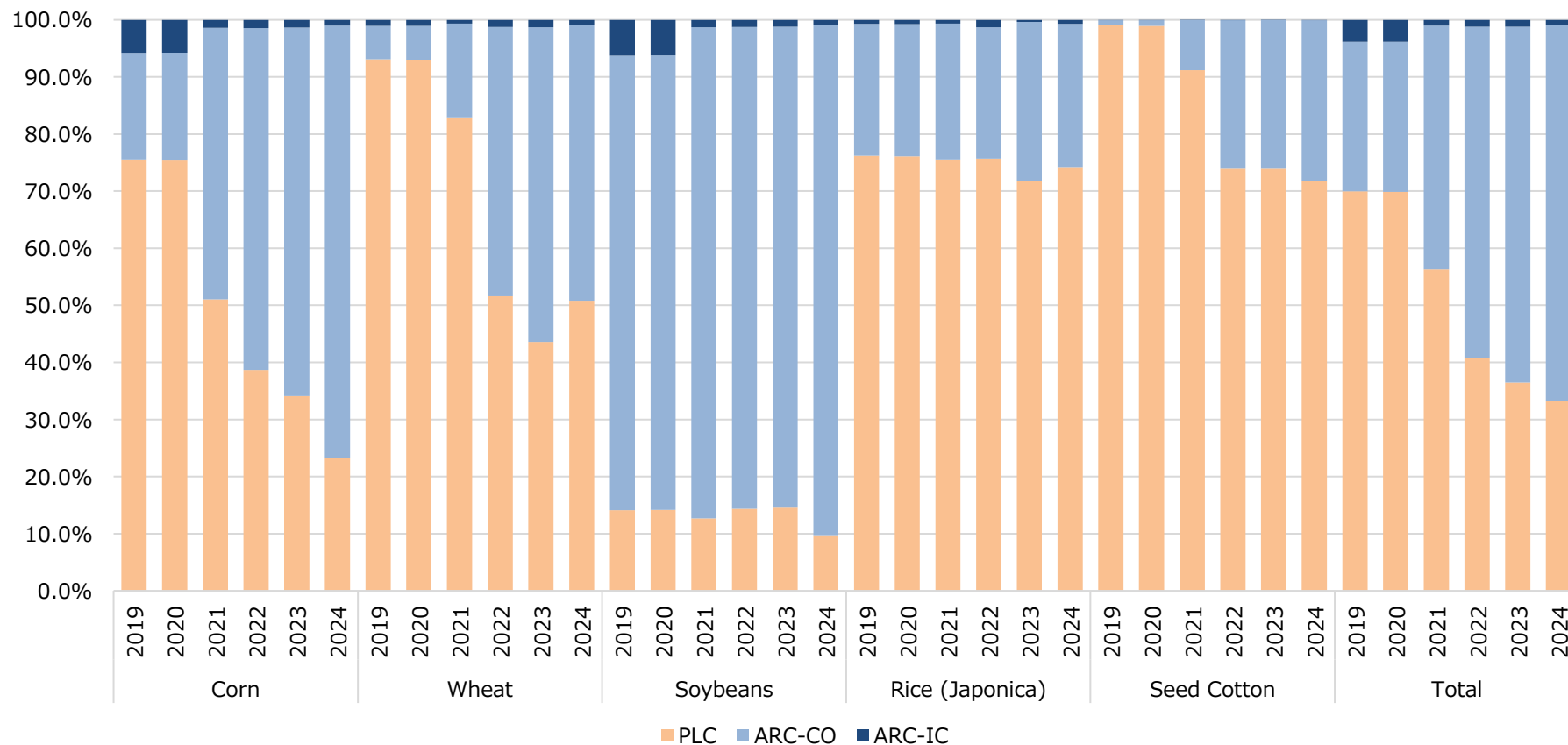
(A)と(B)のうち
(B)高い値を適用

※ (A)の115%が上限

参考：ARC/PLCの選択実績

近年は作物価格が高水準で推移していたことから、PLCから単収の変化も補てん出来るARCへの移行が進んでいる。

ARC/PLCの選択割合（基準面積ベース）



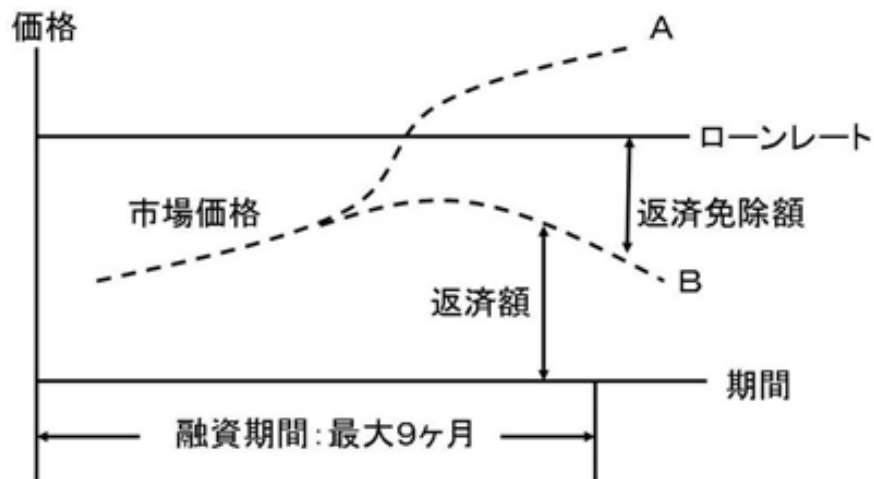
(出所) [USDA \[ARC and PLC Data\]](#) より作成

(2) 農作物プログラム ②ローンレートの引き上げ

OBBBにより、販売支援融資におけるローンレートも引き上げられた。

- 販売支援融資（Marketing Assistance Loan : MAL）は、任意の量の作物を担保として、9か月の短期融資を与える制度である。融資額はローンレートに基づき決まり、市場価格が著しく低くなった場合の価格支持機能を有するプログラムである。
- MALにより、短期資金を確保することで、農家は収穫時に収穫した農産物を一度にすべて販売する必要がなくなり、農産物が高値になった時点での販売が可能となる。農家が担保にした農産物を政府に引き渡せば、農家は返済義務から免除される。
- OBBBにより2026作物年度以降全品目でローンレートが引き上げられた。（10309条）

販売支援融資制度の支払いイメージ



- Aの場合：融資額と利子を返済し、農産物を市場価格で売却。
- Bの場合：担保の農産物の質流しを行い融資の返済免除を受けるか、市場価格での融資返済を行いローンレートとの差額分を得るとともに穀物を引き取る。

(出所) 農林水産省「米国の農業政策」

ローンレートの変更

	～2025年	2026～2031年	単位
小麦	3.38	3.72	ドル/ブッシェル
トウモロコシ	2.20	2.42	ドル/ブッシェル
ソルガム	2.20	2.42	ドル/ブッシェル
大麦	2.50	2.75	ドル/ブッシェル
オート麦	2.00	2.20	ドル/ブッシェル
陸地綿	0.45～0.52*	0.55	ドル/ポンド
超長繊維綿	0.95	1.00	ドル/ポンド
長粒米	7.00	7.70	ドル/100ポンド
中粒米	7.00	7.70	ドル/100ポンド
大豆	6.20	6.82	ドル/ブッシェル
その他油糧種子	10.09	11.10	ドル/100ポンド
乾燥エンドウ	6.15	6.87	ドル/100ポンド
レンズ豆	13.00	14.30	ドル/100ポンド
小粒ヒヨコ豆	10.00	11.00	ドル/100ポンド
大粒ヒヨコ豆	14.00	15.40	ドル/100ポンド
グレードウール	1.15	1.60	ドル/ポンド
非グレードウール	0.40	0.55	ドル/ポンド
モヘア	4.20	5.00	ドル/ポンド
ハチミツ	0.69	1.50	ドル/ポンド
ピーナッツ	355	390	ドル/トン

(*注) 過去2年間の市場価格の平均値に基づき0.45～0.52ドル/ポンドの間で設定。

(2) 農作物プログラム ③ 支給上限等の緩和化

支給上限や所得制限が緩和され、大規模農場に有利な変更が加えられた。

- ARC/PLC等の支給額は一人あたり125,000ドルに上限が定められていたが、この上限が155,000ドルへと拡大された。
- また、「適格パススルー事業体」の定義が新たに定められ、同事業体を構成する個人・法人の数に155,000ドルを乗じた金額が上限となることが定められた。

支給額上限等に関する主な変更点

	変更前	変更後
生産者一人当たりの支給額上限 (10307条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ ARC/PLC等支給額の合計は125,000 ドル以下 ■ ただし、ピーナッツは別途125,000 ドルの上限枠を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ARC/PLC等支給額の合計は155,000 ドル以下 ■ ただし、ピーナッツは別途155,000 ドルの上限枠を設定。 ■ インフレ率に応じて毎年上限は調整され得る。
法人における受給上限額の免除対象 (10306条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合併会社およびジェネラルパートナーシップについては、所有権を構成する個人または法人の数に125,000ドルを乗じた金額までの支払いを受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適格パススルー事業体については、所有権を構成する個人または法人の数に155,000ドルを乗じた金額までの支払いを受けられる ■ 適格パススルー事業体とは、適格な要件を備えたパートナーシップ、有限責任法人（LLC）、Sコーポレーション、合併会社およびジェネラルパートナーシップを指す
所得制限 (10308条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 調整後総所得（Adjusted Gross Income: AGI）の過去3年間平均が900,000ドルを超える経営は多くの補助金の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ AGIが900,000ドルを超える経営であっても、AGIの75%以上が農業関連活動（農業、畜産、アグリツーリズム、農産物直販など）から得られている場合、特定の災害支援・保全プログラムに参加することを可とする。

(注) 家族農家の場合、農家一戸当たりの支給額の上限は、その農家において積極的に従事する（AEF: Actively Engaged in Farming）生産者の人数に上限額（OBBB以降は155,000ドル）を乗じた金額となる。配偶者、18歳以上のいとこ、甥、姪はAEF生産者の人数として加算される。（出所：令和4年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）報告書）

(参考) [CRS \[U.S. Farm Programs: Eligibility and Payment Limits\]](#)、Coppess, J. [The Reconciliation Farm Bill: Top Five Most Problematic Changes to Farm Policy, #1.] [farmdoc daily \(15\):161, Department of Agricultural and Consumer Economics, University of Illinois at Urbana-Champaign, September 4, 2025.](#)

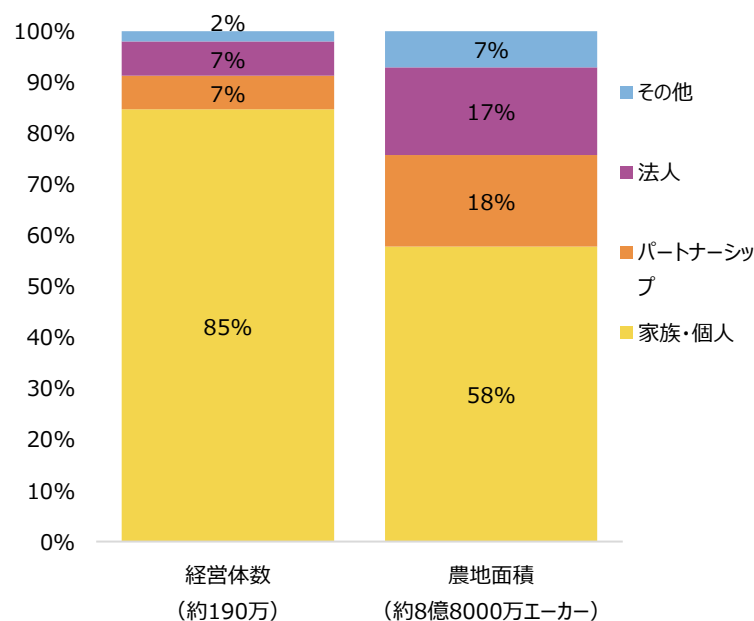
参考：米国における農業経営形態

米国では多様な農業経営の組織形態が存在しており、それぞれ責任範囲や課税方式が異なる。

農業経営の主な組織形態

形態	所有者	責任	課税	経営管理
個人事業 (Sole Proprietorship)	単独の個人	所有者が無限責任を負う	所有者個人が確定申告（スケジュールF）	所有者が全てを直接管理
ジェネラル・パートナーシップ (General Partnership)	2人以上の個人	各パートナーが個人的に無限責任を負う	各パートナーの申告にパススルー課税	パートナー間の合意により共同管理
リミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership, LP)	一般パートナー + リミテッド・パートナー	リミテッド・パートナーは有限責任、一般パートナーは無制限責任	パススルー課税	一般パートナーが経営を担う
有限責任パートナーシップ (Limited Liability Partnership, LLP)	2人以上のパートナー	全てのパートナーが有限責任	パススルー課税	パートナー間の合意により共同管理
有限責任法人 (Limited Liability Company, LLC)	1人以上のメンバー	メンバーの個人資産は保護される（有限責任）	パススルー課税が原則（会社課税も選択可）	経営上の合意事項に基づく
C法人 (C Corporation)	株主数に上限なし	株主は個人的責任を負わない	法人所得に課税、配当時に再度課税（二重課税）	取締役会 + 役員 + 定款に基づき運営
S法人 (S Corporation)	米国株主 100人まで	株主は個人的責任を負わない	パススルー課税で、二重課税を回避	取締役会 + 役員 + 定款に基づき運営
協同組合 (Cooperative)	複数の農業者（組合員）	組合法に基づき組合員は保護される	特別な課税ルール	民主的運営（1人1票）

組織形態別の割合（2022年）



(出所) [USDA NASS「2022 Census Volume 1, Chapter 1: U.S. National Level Data Table 74」](#)より作成

(注) 上図の区分は税務上の法的形態によるものであり、パートナーシップや法人であっても家族によって経営されている場合は多い。

(出所) [KCARD「Structuring Your Farm Business: An Overview for Ag Businesses」](#)

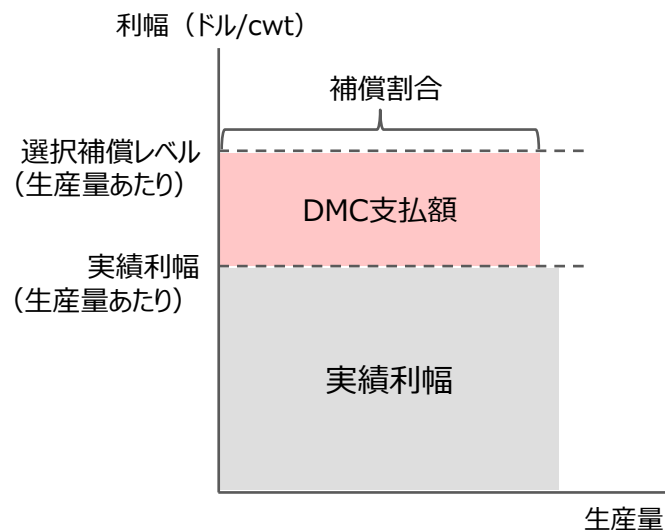
(注) パススルー課税とは、法人格自体に課税せず、利益を通り抜けて（pass through）出資者・構成員個人に直接課税する制度。二重課税を回避できる利点がある。

(2) 農作物プログラム ④酪農利幅補償プログラム

酪農利幅補償プログラムは、利幅に対するセーフティネットを提供する。

- 酪農利幅補償プログラム（Dairy Margin Coverage : DMC）は、生乳価格と飼料価格の差額（利幅 : Margin）に対するセーフティネット。
- DMCに加入する生産者は、補償レベル（coverage level）と、補償割合（coverage percentage）を決めた上で、保険料と手数料100ドルを支払う。補償レベルは、4.0～9.5（ドル/cwt）の範囲で、補償割合は、5%～95%の範囲で選択する。
- 生産量あたり保険料（掛け金）は、補償レベルに応じて設定されており、高い補償レベルを選択するほど保険料も高くなる。ただし、4ドルの利幅は壊滅的（catastrophic）な水準と呼ばれ、無料で加入できる。（事務手数料100ドルは必要）
- 生産者は1年単位で加入の選択をするが、補償の発動有無は月単位で決定される。

DMCの補償イメージ



(注) 図はイメージとして掲載。実際には支払は過去の生産履歴に基づき、実績生産量には依存しない。

(2) 農作物プログラム ④酪農利幅補償プログラム

OBBBにより、Tier IとTier IIの境界の引き上げ等について変更が加えられた。

- OBBBによって、保険料のTier IとTier IIの境界が500万ポンド⇒600万ポンドへ引き上げられた。(10313条)
- また、DMCの補償レベル・補償率は毎年変更可能だが、2026～2031年の間DMCに加入し、補償水準を固定する（Lock-in）生産者は、保険料が25%割引かれる。2018年農業法下でも、2019年から2023年の間選択を固定した生産者は保険料が25%割引されていたことから、同様の制度が継続したこととなる。
 - 2018年農業法が延長された2024年と2025年においても、2019～2023年の選択を継続して固定する場合は割引が適用されていた。

OBBBによるDMCの変更点

変更点	変更のポイント
生産履歴の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ DMCプログラムの生産履歴を、参加酪農場の2021年、2022年、または2023暦年中の年間最高の牛乳販売量に設定。 ■ 2018年農業法では2011～2013年の履歴が使用されていた。
Tier IとTier IIの境界	<ul style="list-style-type: none"> ■ Tier IとTier IIの境界を、生産履歴の500万ポンドから600万ポンドに引き上げる。
補償割合固定による保険料割引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生産者は、2026年から2031年の暦年の間補償レベル・補償割合を固定することで25%の保険料割引を受けることができる ※同様の割引は2018年農業法下でも実施

DMCの保険料

補償レベル (ドル/cwt)	Tier 1 最初の600万ポンドまでの過去生産量に対する保険料	Tier 2 600万ポンド以上の過去生産量に対する保険料
4.0	なし	なし
4.5	0.0025	0.0025
5.0	0.005	0.005
5.5	0.030	0.100
6.0	0.050	0.310
6.5	0.070	0.650
7.0	0.080	1.107
7.5	0.090	1.413
8.0	0.100	1.813
8.5	0.105	N/A
9.0	0.110	N/A
9.5	0.150	N/A

(出所) [USDA「Dairy Margin Coverage \(DMC\)」](#)

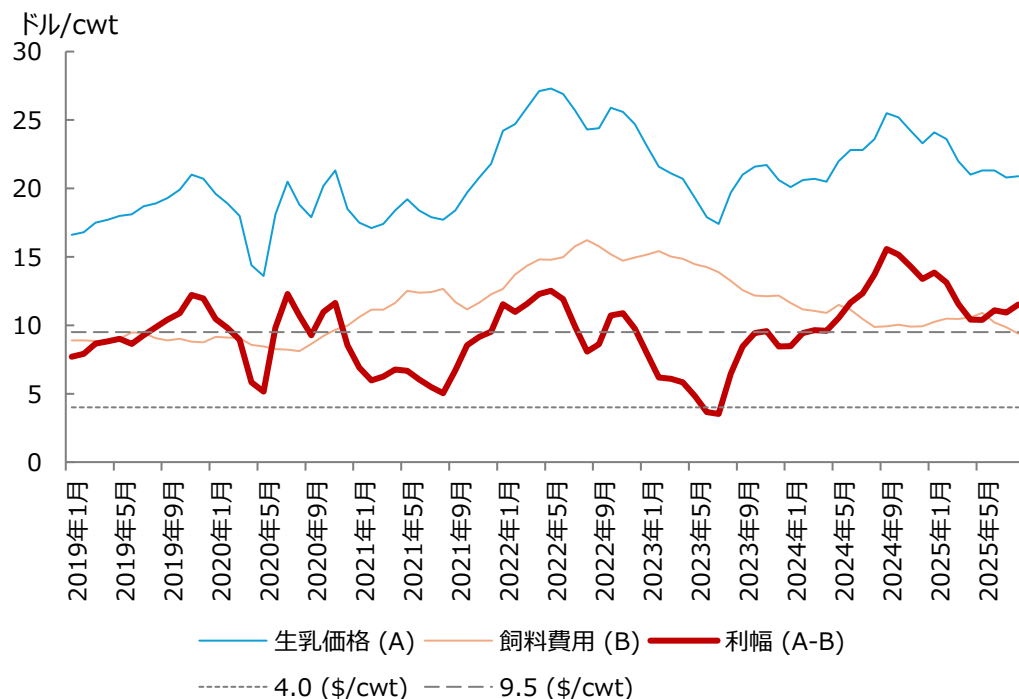
(注) OBBBによる保険料自体の変更はなく、Tier 1とTier 2を分ける生産量にのみ変更があった。

(2) 農作物プログラム ④酪農利幅補償プログラム

2019年以降、9.5ドルの利幅を下回る発動は38回発生している。

- 2019年1月のDMCプログラム導入から2024年12月までの間に、9.50ドルの利幅を選択した生産者に対して、38回（38ヶ月）発動。
- 2023年6月と7月には、DMCプログラムの下で初めて4.00ドルの壊滅的利幅を下回った。

価格・飼料費用・利幅の推移



(出所) [USDA「Dairy Margin Coverage \(DMC\) Program Updates and Prices」](#)より作成

DMC加入実績・支払実績

年	加入酪農家数 (割合)	対象牛乳生産量 (10億ポンド) (割合)	生産者への 支払い (百万ドル)
2019	23,489 (71.9%)	178.6 (65.0%)	451
2020	13,537 (44.1%)	121.3 (46.3%)	234
2021	19,115 (67.5%)	162.6 (66.9%)	1,186
2022	17,992 (69.5%)	156.3 (69.4%)	84
2023	17,130 (73.8%)	153.7 (74.8%)	1,291
2024	15,715 (73.3%)	150.9 (79.0%)	37

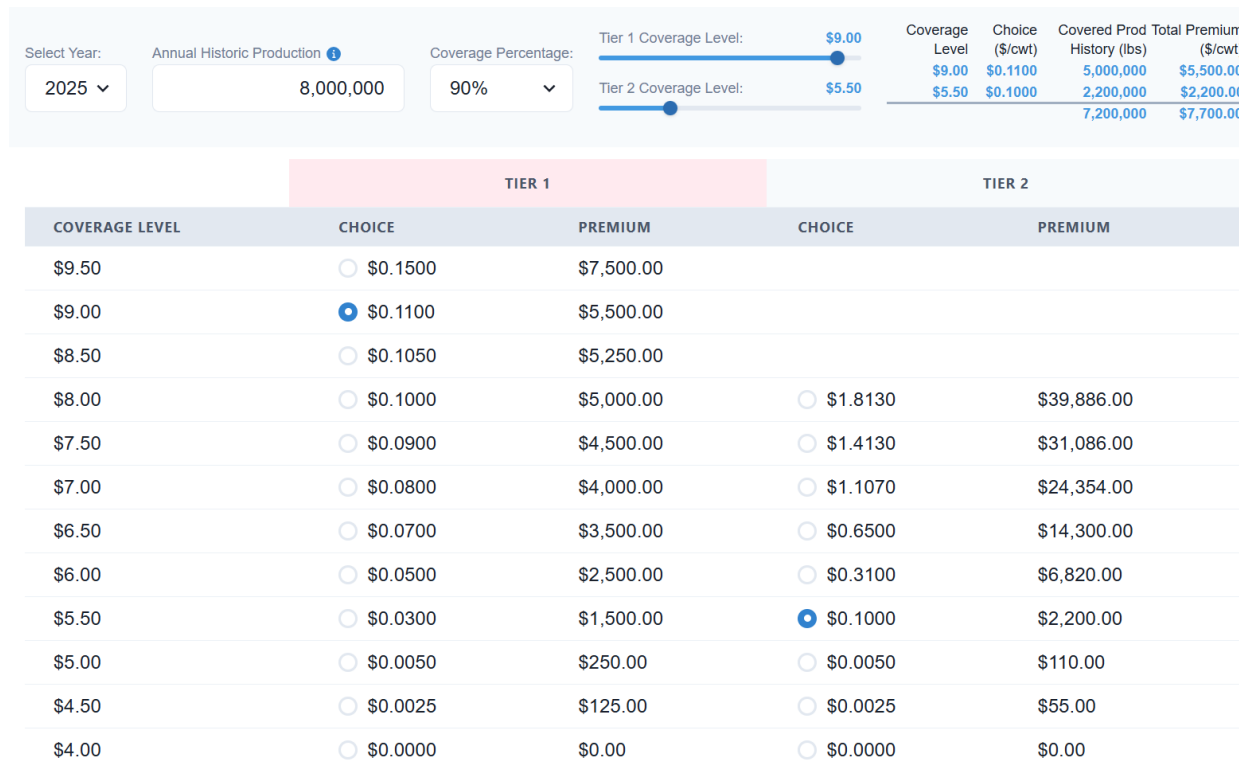
(出所) [CRS「Farm Bill Primer: Support for the Dairy Industry」](#)

参考：DMC保険料の算定

USDAでは、DMCにおける補償レベル・補償割合を選択するための意思決定ツールを提供している。

(下図例)

- 800万トンの生産履歴を持つ生産者が90%の補償割合を選択する場合、 $800万 \times 90\% = 720万$ トンがDMCの補償対象。うち最初の500万トンがTier Iの補償対象となり、残りの220万トンがTier IIの補償対象となる。Tier IとTier IIの補償レベルをそれぞれ選択し、そのレベルに応じた保険料と生産量を掛け合わせた額が支払うべき保険料となる。



(出所) <https://dmc.bozic.io/#/>

(注) 2025年11月時点でOBBBによる変更は反映されていない

(2) 農作物プログラム ⑤綿花プログラム

綿花のMALの返済時における柔軟性が高められた。

- 陸地綿 (Upland cotton) のMALローンの返済後に価格が値下がりした場合、生産者への返金が保証されることとなった。
- また、繊維工場に対する経済調整支援プログラムが拡大した。

綿花プログラムに係る主な変更点

主な変更点	
MALに係る変更 (10310条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 陸地綿のMAL融資を世界市場価格 (Prevailing world market price) で返済した場合、返済日から30日間以内の世界市場価格の最低価格と返済価格との差額に相当する金額の払い戻しを生産者に提供する。 ■ 陸地綿の世界市場価格の算定方法を明文化 ■ 超長繊維綿 (extra long staple cotton) についても世界市場価格での返済を可能とする。 (従来はローンレートでの返済のみ)
経済調整支援プログラム の引き上げ (10311条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 綿花の国内使用者 (繊維工場) に対する経済調整支援プログラムとして、綿花使用 1 ポンドにつき3セントが支給されていたが、これを5セント/ポンドに増額する*。

陸地綿価格の推移 (調整世界価格 : AWP)



(出所) OBBBおよび合衆国法典 (7 USC 9034) より作成

(注*) なお、使用する綿花については、生産地は問わない (外国産であっても構わない)

(出所: 勝又「プロジェクト研究 [主要国農業戦略] 研究資料第5号 平成26年度 カントリーレポート: 米国, WTO, ロシア 第1章 米国の農業分野のWTO紛争と対応戦略」)

(出所) USDA

(注) 実際にはローンレートは過去2年間の市場価格の平均値に基づき45~52ドル/100ポンドの間で設定されるが、この期間は52ドルで推移。また、OBBBによりローンレートは55ドルに引き上げられている。

(2) 農作物プログラム ⑥砂糖プログラム

砂糖に対するMALのローンレートも引き上げられた。

- 米国の砂糖プログラムは、製糖業者への販売支援融資（MAL）、販売割当による国内砂糖供給の制限、関税割当による砂糖輸入の制限等を通じて、米国の砂糖産業を支援している。
- OBBBでは、砂糖のローンレートを引き上げるほか、精製糖の輸入に対する追加条件を設定するための調査をUSDAに対して義務付けており、調査結果に基づいて新たな規制を制定する権限を与えている。

砂糖プログラムの主な変更点

	変更点の概要
10312条(a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025年作物年度以降、粗糖（raw cane sugar）のMALのローンレートを1ポンドあたり24セントに引き上げる。（2024年作物年度以前は19.75セント） ■ 2025年作物年度以降、精製糖（refined beet sugar）のローンレートは、粗糖のローンレートの136.55%（=32.77セント）に引き上げる。（2024年作物年度以前は128.5%（=25.38セント））
10312条(b)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2025年作物年度、砂糖がMALの担保として使用された場合、CCCは現物を保管する製糖業者に以下の金額以上に設定された保管料率を支払う。 <ul style="list-style-type: none"> ● （1）精製糖（refined sugar）：100ポンドあたり月額34セント。 ● （2）粗糖（raw cane sugar）：100ポンドあたり月額27セント。
10312条(c)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各製糖業者に対して販売数量が割り当てられているが（販売割当）、市場への砂糖供給を管理しているが、販売割当が増額調整された場合、甜菜糖製糖業者の再割り当てにおいて、利用可能な砂糖を有する甜菜糖製糖業者を優先しなければならないことが新たに定められた。 ■ さらに、甜菜糖の販売割当を調整する必要がある場合、USDAは1月の世界農業需給見通し（WASDE）報告書の公表後30日以内に、甜菜糖の販売割当を再配分しなければならない。
10312条(d)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各国に割り当てられた砂糖の輸入枠（TRQ）について、どの国が割当分に到達しないかを特定し、未達が見込まれた場合には、できるだけ早く他国などに再割当することが定められた。 ■ また、USDAは精製糖の輸入に関して追加の条件を設定することが必要かつ適切であるかどうかを検討し、議会に報告書を提出しなければならない。この結果に基づき、USDAは精製糖の輸入に関する追加の条件を設定する規則を制定できる。

（参考）[USDA「Sugar and Sweeteners - Policy」](#)、[USDA「Sugar and Sweeteners - Trade」](#)、[CRS「U.S. Sugar Program Fundamentals」](#)、[手塚「主要国の農業情報調査分析報告書（平成16年度）米州地域『米国農業政策における砂糖政策の現状と位置づけ、及びNAFTA10年の経験』」](#)

(3) 作物保険 ①保険料補助金の拡大

作物保険への保険料補助が拡大している。

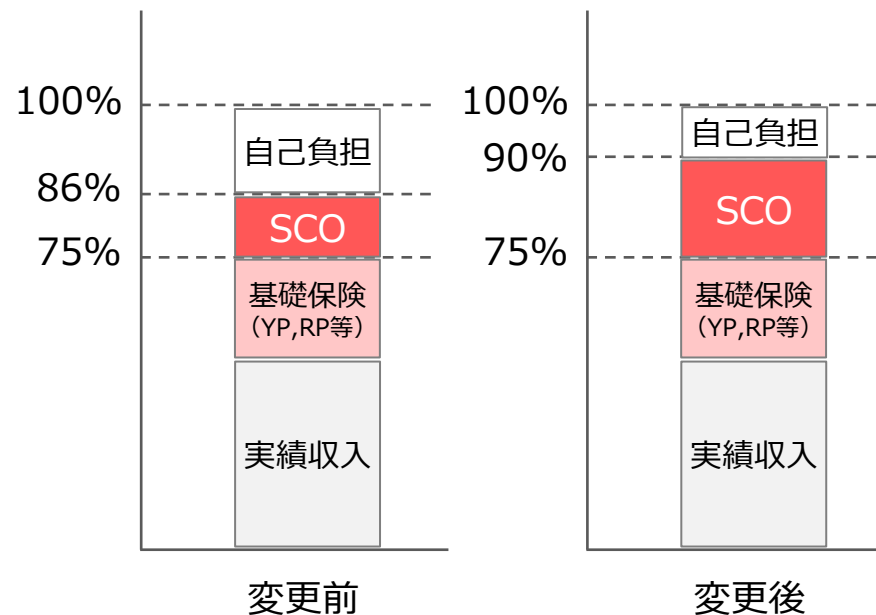
- OBBBにより、作物保険における保険料に対する補助金の割合が引き上げられることとなった。(10504条)
- さらに、SCOの発動条件が緩和され(損失14%⇒10%)、それに伴い補償上限も90%へと引き上げられた。また、SCOの保険料の政府補助率が65%から80%へと引き上げられた。(10502条)
- SCO(補足的補償オプション)は他の保険商品(収量補償保険(YP)や収入補償保険(RP))と併用して購入できる追加的な保険オプション。郡レベルの損失が一定以上となった場合に補償される。

作物保険の保険料への補助割合

補償水準 (Coverage Level)	変更前の補助率	変更後の補助率
50%以上55%未満	67%	67% (変更なし)
55%以上65%未満	64%	69%
65%以上75%未満	59%	64%
75%以上80%未満	55%	60%
80%以上85%未満	48%	51%
85%以上	38%	41%

(出所) OBBB10504条および[合衆国法典 \(7 U.S.C. §1508\(e\)\(2\)\)](#) より作成

SCOの支払イメージ



(3) 作物保険 ②その他の変更

新規就農者に対する保険料補助が拡充された。

- OBBBにより、新規就農者とみなされる期間が5年から10年に拡大し、保険料の補助率も上昇した。
- そのほか、保険制度の運用に係る管理・運営資金が増額された。

その他作物保険に係る変更内容の概要

条項	主な内容	背景・概要
10501	新規就農者の保険料補助拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 新規就農者として定義される期間を5年から10年に延長。 ■ 新規就農者への保険料補助率の追加上乗を拡充。1～2年目は15%、3年目は13%、4年目は11%、5～10年目は10%が追加補助される。（OBBB以前は各年一律10%の追加補助）
10503	管理・運営費増額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険会社の管理運営費（A&O）に対する補助を増額。
10505	IT・データ管理強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険プログラム遵守・監査のための情報技術への資金を増額。
10506	保険の運営・審査・健全性維持の資金増額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険制度の運営・審査・健全性維持のための資金を増額。
10507	家禽保険パイロットプログラム	<ul style="list-style-type: none"> ■ 異常気象による家禽生産コスト増加に対応するインデックス保険の試験導入。

参考：米国における主な作物保険の種類

機能	保険対象リスク	名称（英語）	概要
収量 保険	自然災害等 （干ばつ、凍霜 害、湿潤害、暴 風雨、洪水、病 害、虫害、獣害、 火災、噴火等） による収量の減 少	大災害作物保険 Catastrophic Crop Insurance: CAT	過去4～10年の平均単収の50%を下回った場合、下回った分について予想市場価格の55%を支払う。保険料は全額政府が負担するが、加入する作物ごとに655ドルの手数料を支払う。
		過去実績生産保険 Actual Production History: APH	CAT保証水準では不十分だと感じる農業者に対して上乗せの保証を行う保険。保証水準は50～85%。保証価格は期待予想価格（FCICが決定）の55～100%の範囲で加入者が選択し、選択した条件に応じた保険料を支払う。
		収量補償保険 Yield Protection: YP	基本的仕組みはAPHと同じで、CAT保証水準では不十分だと感じる農業者に対して上乗せの保証を行う保険。保証水準も85%。YPの補償価格は販売終了前の月の平均先物市場価格。
		郡収量補償保険 Area Yield Protection: AYP	CAT保証水準では不十分だと感じる農業者に対して上乗せの保証を行う保険。個々の農場の収量ではなく、郡ベースの収量をもとに保証する作物保険。補償価格は平均先物市場価格を用いる。ARPの補償価格の保証水準は65～90%（AYPについては65%がCAT保証水準）。
収入 保険	自然災害等によ る収量の減少、 価格の低下のい ずれか、またはそ の両方による収 入の減少	収入補償保険 Revenue Protection: RP	単収低下と価格低下によって実際の販売収入が収入保証額（基準単収×先物価格×保証水準）を下回った場合に、下回った分を補償。先物価格は、作付前あるいは収穫時における対象作物のいずれか高いほうの価格を使用するが、収穫時先物価格に関わらず、作付時先物価格のみによって収入保証額を計算する「収穫時価格オプションのない収入補償保険（RPHPE）」もある。保証水準は50～75%（一部地域で85%まで選択可能）。
		郡収入補償保険 Area Revenue Protection: ARP	AYPと同様に郡ベースの収入額をもとに収入を保証。「収穫時価格を除外した郡収入補償保険（ARPHPE）」もある。保証水準は70～90%。
		総農場収入補償保険 Whole Farm Revenue Protection: WFRP	経営単位の農業収入が基準収入（過去の平均収入×保証水準（50～85%））を下回った場合に補償する収入保険。
		過去実績収入補償保険 Actual Revenue History: ARH	果樹を対象に単収、価格、品質低下によって実際の販売収入が過去の平均単収×保証水準を下回った場合に補償。保証水準は50～75%。
その他	-	補足的補償オプション Supplemental Coverage Option: SCO	収入（保険設計上の予想収入、または期待収量）の一定割合までを保障する保険。SCOに加入できるのはYP、RP、RPHPEの加入者のみで、いずれかの保険への加入が必須。SCOはこれらの保険に加入する農家に対する上乗せの補足的保障という位置づけ。

（出所）「令和4年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）報告書」を基に一部編集

(4) その他 ① 保全

OBBBにより、IRA資金は取り消されたものの、保全プログラムに対するベースライン予算は増強された。

- 2022年に成立したインフレ抑制法（IRA: Inflation Reduction Act）により保全プログラムへの追加予算が投入されていたが、OBBBによりこれらの追加予算のうち未執行分は撤回されることとなった。（10601条）
- 一方で、従来農業法で規定されていた保全プログラム（EQIP、CSP、ACEP、RCPP）のベースライン予算が増額となった。
 - IRAでは気候変動関連の保全活動に追加資金を使用することが定められていたが、OBBBによる追加予算では気候変動関連の保全に限定されない。（出所：CRS「One Big Beautiful Bill Act (H.R. 1): Section 10102, Agricultural Conservation」）

インフレ抑制法による追加資金（予算権限・百万ドル）

	2023	2024	2025	2026	合計
EQIP	250	1,750	3,000	3,450	8,450
CSP	250	500	1,000	1,500	3,250
ACEP	100	200	500	600	1,400
RCPP	250	800	1,500	2,400	4,950

IRAではこれらを2031年までに支出することが規定されていたが、OBBBにより未執行分は撤回

各プログラムのベースライン予算権限の変化（百万ドル）

	年度	2026	2027	2028	2029	2030	2031
EQIP	変更前	2,025	2,025	2,025	2,025	2,025	2,025
	変更後	2,655	2,855	3,255	3,255	3,255	3,255
	増分	630	830	1,230	1,230	1,230	1,230
CSP	変更前	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	変更後	1,300	1,325	1,350	1,375	1,375	1,375
	増分	300	325	350	375	375	375
ACEP	変更前	450	450	450	450	450	450
	変更後	625	650	675	700	700	700
	増分	175	200	225	250	250	250
RCPP	変更前	300	300	300	300	300	300
	変更後	425	450	450	450	450	450
	増分	125	150	150	150	150	150

（出所）OBBB 10601条等より作成

（注） EQIP: Environmental Quality Incentives Program
 CSP: Conservation Stewardship Program
 ACEP: Agricultural Conservation Easement Program
 RCPP: Regional Conservation Partnership Program

(4) その他 ①保全

米国では農地の休耕や生産農地において環境負荷を低減する取組に対して支払が行われる。

米国における主な保全プログラム

	概要
保全休耕プログラム (Conservation Reserve Program: CRP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ プログラムに参加する農家は10-15年間、土壌侵食されやすい土地を休耕し、土壌品質向上に資する植物を植えて被覆する。 ■ その間、土地を商業的に利用できない代わりに地代相当額の支払を受ける。プログラムの長期的な目標は、水質の改善、土壌侵食の防止、野生生物の生息地の損失低減であり、土地被覆の復元に貢献することである。
環境改善奨励プログラム (Environmental Quality Incentives Program: EQIP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業生産者や森林所有者を対象に、自然資源の保全活動に対する技術的・財政的な支援を行うプログラムである。実施期間は10年を超えることはできない。 ■ 自然資源保全局は、農業生産者と1対1で、農場内の環境問題を解決するための保全活動をまとめた保全計画を策定する。農業生産者は、農業経営を改善しながら、水や空気の浄化、土壌の健全化、野生生物の生息環境の改善につながる保全計画の慣行や活動を実施する。EQIPは、農業生産者のこうした保全活動を支援するものである。
保安全管理プログラム (Conservation Stewardship Program: CSP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本プログラムでは、農業及び森林生産者が既存の保全活動の強化や新たな活動を実施する際の技術的及び財政的支援の提供を行う。例えば、生産者が既にカバークロップを植えている場合、複数種のカバークロップへの改良を試みたり、土壌の圧縮を解消するために根の深いカバークロップを植えることなどが考えられる。 ■ CSPに参加する利点の一部として、天候・市場の変動に対する耐性の強化、農業投入のニーズの減少、野生動物の生息環境の改善などが挙げられている。 ■ CSPの契約期間は5年間である。最初の契約期間が終了した後、更新時の申請書のランクが高い場合、さらに5年間の延長ができる可能性がある。
農業保全地役プログラム (Agricultural Conservation Easement Program: ACEP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本プログラムは、農業利用や保全価値に悪影響を及ぼす非農業利用の制限、適格な放牧地の回復・保存を通じた放牧利用と関連する保全価値の保護、及び適格地の湿地の保護・回復・強化を通じて、適格地の農業生活と関連する保全価値の保護を目的とするものである。
地域保全パートナーシップ・プログラム (Regional Conservation Partnership Program: RCPP)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本プログラムはパートナー主導の保全活動であり、農地における自然資源の課題解決に資金を提供するもの。

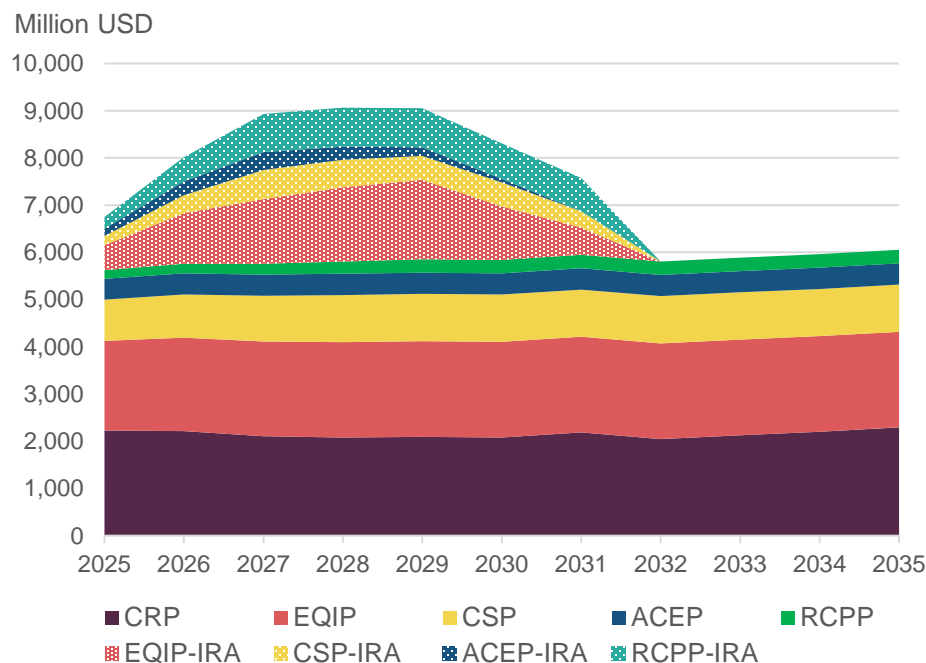
(出所)「令和4年度食産業の戦略的海外展開支援事業（米国の農業政策・制度の動向分析委託事業）報告書」p94～100より抜粋

(4) その他 ① 保全

保全プログラムへの歳出は年間70億ドル～80億ドルで推移する見込み。

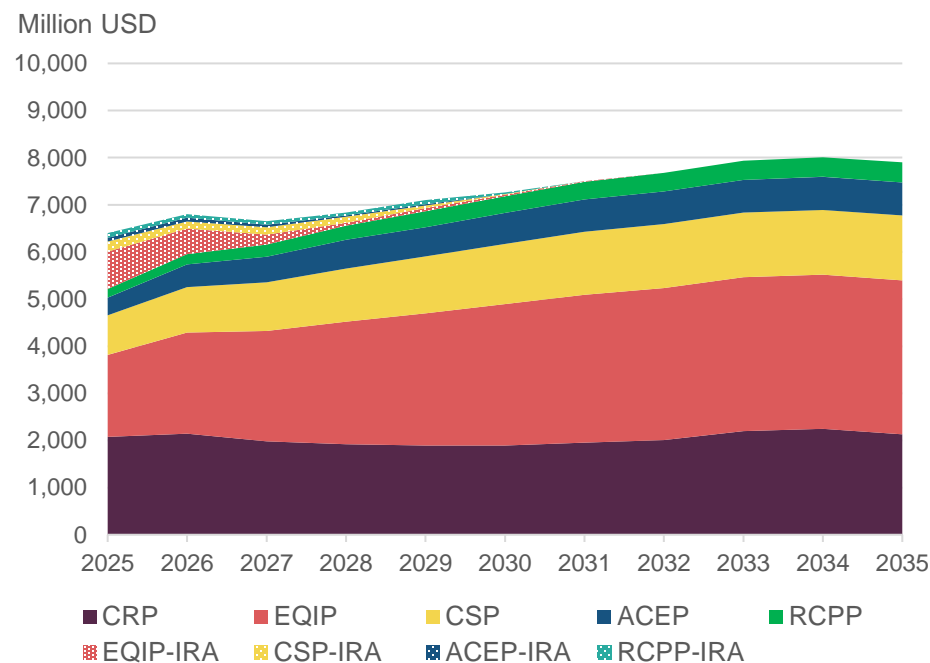
- IRAにより一時的に増強されていた保全関連（EQIP, CSP, ACEP, RCPP）の予算は取消となったものの、恒久的なベースラインの保全関連予算が増大したことから、安定的に各プログラムが実施されることを見込まれる。
- なお、CRPについてはIRAによる資金増加の対象から外れていたことから、OBBBによるIRA資金の取消の影響は受けず、またベースライン予算の増額の対象ともならなかった。

OBBB以前の主な保全関連歳出予想（百万ドル）



(出所) [CBO「CBO's January 2025 Baseline for Farm Programs \(USDA Mandatory Farm Programs\)」](#) (2025年1月版) より作成

OBBB以降の主な保全関連歳出予想（百万ドル）



(出所) [CBO「CBO's January 2025 Baseline for Farm Programs \(USDA Mandatory Farm Programs\)」](#) (2026年2月版) より作成

(4) その他 ① 保全

その他の保全プログラムも延長される。

- 2018年農業法終了以降の予算ベースラインが設定されておらず、今後の資金拠出が不透明であったその他保全プログラム群についても延長が決定した。

その他保全関連プログラム

	概要
地域主導の水源保護プログラム (Grassroots Source Water Protection Program) 10601条(c)	<ul style="list-style-type: none"> ■ プログラムを2031年まで延長。 ■ 2026年度以降、100万ドルを新たに追加し、使い切るまで利用可能とする。 ■ USDA (FSA) と全米農村水協会 (NRWA) との共同プロジェクトであり、農村住民の主要な飲料水源として利用されている表層水および地下水の汚染防止を目的としている。 ■ NRWAを通じて雇用された農村水源技術者が、関係機関と連携して汚染防止が必要な地域を特定する。技術者は地域チームを編成し、農家や牧場主が自主的に取り組める水源保護計画を策定する。
自主的な公共利用開放および生息地インセンティブプログラム (Voluntary Public Access and Habitat Incentive Program) 10601条(d)	<ul style="list-style-type: none"> ■ プログラムを2031年まで延長。年間予算は7,000万ドルで変更なし。 ■ 土地所有者が自分の土地を狩猟や釣り、野生動物観察などのレクリエーション目的で一般に開放することを促進するための連邦プログラムである。州や部族政府に助成金を提供し、土地所有者へのインセンティブや生息地の改善活動を支援することで、公共へのアクセス拡大と野生生物の生息地保全を両立させることを目的としている。
流域保護および洪水防止 (Watershed Protection and Flood Prevention Operations: WFPO) 10601条(e)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026年度以降もプログラムを継続し、年間予算を5,000万ドルから1億5,000万ドルに増額。 ■ 土壌浸食の防止、水資源の管理、洪水被害の軽減、野生生物の生息地保全などを目的とした地域プロジェクトに対して技術的・財政的支援を提供している。
野生豚根絶・管理パイロットプログラム (Feral Swine Eradication and Control Pilot Program) 10601条(f)	<ul style="list-style-type: none"> ■ プログラムを2031年まで延長。年間予算は1億500万ドルで変更なし。 ■ 野生豚 (Feral Swine) による農業被害や環境への悪影響を減らすことを目的とした連邦のパイロットプログラムである。州政府や部族、地方団体と連携し、野生豚の根絶や管理のための活動や技術支援、資金提供を行っている。

(参考) [CRS\[Farm Bill Primer: Programs Without a Budget Baseline\]](#)
[CRS\[Agricultural Conservation After Enactment of the FY2025 Budget Reconciliation Law \(P.L. 119-21\)\]](#)

(注) WFPOのみは恒久的な5000万ドルのベースラインが設定されていた。

(4) その他 ②特殊作物

特殊作物に対する支援が一部拡充された。

- 特殊作物（野菜・果樹・木の実など）に関する既存プログラムが延長され、一部資金が増強された。

OBBBにおける特殊作物に関する主な決定

条項		概要
10606条(a)	植物害虫・病害管理および被害予防 (Plant Pest and Disease Management and Disaster Prevention)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026会計年度以降の予算を7500万ドルから9000万ドルに増額。 ■ 本プログラムは、侵略的植物害虫などの動植物防疫に係るプロジェクトに資金提供するもので、病害虫の分析、害虫の識別および検出のためのツールの改善等の目的で使用される。
10606条(b)	特殊作物一括交付金 (Specialty Crop Block Grants)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026会計年度以降の予算を8500万ドルから1億ドルに増額。 ■ 本プログラムは、USDAが各州の農業局に対し、特殊作物の競争力強化のための助成金を提供するもの。
10606条(c)	有機農業生産・市場データイニシアチブ (Organic Production and Market Data Initiative)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026～2031会計年度における予算を1000万ドルに増額（2024年は100万ドル、2023年以前は500万ドル）。 ■ 本プログラムは、有機農産物の生産および販売に関するデータを収集・報告するもの。
10606条(d)	国際貿易技術システム・データ収集の近代化 (Modernization and improvement of international trade technology systems and data collection)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026会計年度の予算を500万ドルに設定。（2024年度・2025年度は100万ドル） ■ これは、2018年農業法（2019年度にのみ500万ドルを拠出）で設定された水準と同等。 ■ 本プログラムは、各有機農産物の輸入に関する定量データを収集・整理するためのシステム整備・修正を行うもの（7 U.S.C. 6522）
10606条(e)	全米有機認証費用分担プログラム (National Organic Certification Cost-share Program)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2031会計年度まで同プログラムを延長。予算は年間800万ドルで現行水準から変更なし。 ■ 本プログラムは、有機認証を取得する際の費用を支援するもの。
10606条(f)	複作物及び農薬使用調査 (Multiple Crop and Pesticide Use Survey)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026年度に500万ドルの予算を充当（使い切るまで利用可）。 ■ 有効成分のリスク評価モデルの構築とリスク軽減のためのデータ収集を目的として、USDAが同調査を実施。
10604条(e)	特殊作物研究イニシアチブ (Specialty crop research initiative : SCRI)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2026会計年度の予算を1億7,500万ドルに増額（2025会計年度は8,000万ドル）

(出所) OBBB条文のほか、以下の資料を参考に作成。

(参考) [CRS\[Selected Horticultural Provisions in FY2025 Budget Reconciliation \(P.L. 119-21, Title I\)\]](#)、[AFBF\[One Big Beautiful Bill Act: Final Agricultural Provisions\]](#)、[NSAC\[What's Really Inside the Final Budget Reconciliation Bill: A Breakdown of Food and Agriculture Provisions\]](#)、[CRS\[Specialty Crops: Selected Farm Bill Programs\]](#)

ヒアリング概要

ヒアリングによる示唆は以下の通り。

OBBBに対する評価についてヒアリングを行ったところ、農作物業界団体からは概ね肯定的な意見が挙げられたものの、環境系の団体からは保全プログラムにおけるIRA資金の撤回を背景として否定的な受け止めも確認された。

質問事項	ヒアリング結果概要
OBBB全体の評価	<ul style="list-style-type: none">■ OBBBには通常は農業法案に含まれるべき多くの変更点が盛り込まれており、参照価格の引き上げ、任意の基準面積の更新、USDA輸出促進プログラムへの追加資金などが盛り込まれている。2018年以来5年単位の農業法案が失効していたため、業界としてはこれらの規定を歓迎している。【大豆業界団体】■ OBBBは貿易支援、作物保険、参照価格引き上げといった重要プログラムを維持・拡充した。コメ業界はOBBBに含まれる多くの政策変更、特に価格損失補償（PLC）プログラムなどの農業セーフティネットに関連する変更を支持している。【コメ業界団体】■ OBBBは予算調整（reconciliation）を使って成立した法であり、予算関連項目に限って単純過半数で通せる枠組みであり、農業法タイトル1のファームセーフティネット（ARC、PLCなど）には歴史的な規模の投資が行われた一方、予算に関係しない政策的変更が中心となるプログラム等はOBBBでは扱えず、今後の農業法案で対応が必要となる。【農業団体】■ OBBBが加えた変更のうち、一番はセーフティネットプログラムへの再投資が最も農家にとって大きい影響であろう。【農業団体】■ OBBBによってSNAPの支出が減らされたというよりは、コロナ後に急激に増えたSNAP支出の極端な成長を止めたという印象。SNAPは民主党の優先事項であり、今後議論が出るだろうが、共和党の目標は予算懸念と財政赤字で大きな増加を抑える意図があるのだろう。【農業団体】

ヒアリング概要

ヒアリングによる示唆は以下の通り。

OBBBに対する評価についてヒアリングを行ったところ、農作物業界団体からは概ね肯定的な意見が挙げられたものの、環境系の団体からは保全プログラムにおけるIRA資金の撤回を背景として否定的な受け止めも確認された。

質問事項		ヒアリング結果概要
個別プログラムへの評価	PLC/ARC	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特にPLCプログラムは、価格が法定参照価格を下回った際のコメ農家の大幅な所得減を防止する点で最も重要な変更点と位置付けられている。全体としてOBBBは農家が歓迎する長期的な確実性を提供しているが、コメ価格低迷による課題は残っている。【コメ業界団体】 ■ ARCの発動基準引き上げやSCO（補足的補償オプション）の拡大により農家はより多くのリスク管理手段を得られる。多くの大豆農家は既にARCを利用しており、SCOは追加的な補償を提供するが、採用は個々の農家の経営状況やニーズに依存する。農家は天候や収量の不確実性の中でリスクを管理するための柔軟性と手段を求めている。一般的に、リスク軽減の選択肢が増えるためこれらのプログラムを支持している。【大豆業界団体】 ■ 多くの小規模農家や、特殊作物生産者は現行の農作物プログラムの恩恵を受けておらず、課題だと感じている。多様な特殊作物生産者へのアクセス拡大を目指す政策変更が必要である。【環境系業界団体】 ■ ARC/PLCはいわゆるCountercyclical Paymentであり、今回の変更によって、特にPLCの参照価格が引き上げられたことで、現行の経済環境をより反映したものとなった。【農業団体】 ■ ARCは5年平均価格・郡レベル収量等を用いるため、もともと経済状況に応じて発動基準が調整されやすい。一方、PLCは固定の参照価格を用いるが、発動しづかったため、多くの生産者がARCを選択していた。今回の見直しでPLCがより有効な選択肢となったことから、PLCの支出見込みが大きくなっているのだろう。【農業団体】
	保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ OBBBで各種保全プログラム（EQIP, CSP, ACEP, RCPP）のベースライン資金が増加したことについては前向きに評価している。一方で、気候変動対策に特化した資金（IRA予算）が維持されなかったことには失望している。保全プログラムの中でも、EQIPプログラムの資金が特に増加した背景としては、同プログラムが特に人気であることと、同プログラムによる生態系保全への貢献が理由として考えられる。【環境系業界団体】 ■ 保全プログラム全体として、ベースライン増強によって長期的な確実性がもたらされた点はポジティブに捉えている。保全プログラムは農家に対して好評であり、セーフティネットと環境貢献に役立っている。【農業団体】

ヒアリング概要

OBBBにおける変更事項の評価についてヒアリングを行ったところ、PLCに対する歳出見込額が大幅に増加することとなった要因として、作物価格の低迷に伴いPLC選択割合が増加することを見越した推計であることが挙げられた。

質問事項	ヒアリング結果概要
PLCに対する支援強化の背景	<ul style="list-style-type: none">■ ARCと比較してPLCに対して大幅な支出増加が予測されている理由は、対象農産物全般にわたる現在の経済状況と価格下落によるものである。農家は価格予測に基づいてプログラム選択を変更する傾向があり、価格下落が見込まれる場合にはARCからPLCへ移行する。議会予算局（CBO）の予測はこうした選択パターンと価格予測を反映しており、その結果PLCの支出見積額が高くなる。これはコメに限らず、全ての農産物に共通する傾向である。【コメ業界団体】■ OBBBにおいて、PLCの恩恵がARCよりも大きくなった背景は、南部作物の業界の政治的影響力が原因となっている可能性はある。しかし、トウモロコシや大豆農家の影響力も大きいことから、それだけでは説明ができないとも感じる。【環境系業界団体】
参照価格の決定の背景	<ul style="list-style-type: none">■ コメの法定参照価格上昇率は平均約21%で、多くの農産物（平均15%程度）を上回った。これは主に、生産コストの高騰と近年の価格低迷を踏まえ、コメ業界がより強力な農業セーフティネットを必要としていたためである。【コメ業界団体】
販売支援融資の融資単価引き上げの背景	<ul style="list-style-type: none">■ 一部のコメ農家は流動性確保手段として同融資制度を利用している。OBBBに含まれる融資単価上昇は、金利上昇局面においてより良い選択肢を提供するため、概ね支持されている。全ての農家が利用するわけではないが、多くの農家が有用と認識している。小麦や大豆生産者など他の農産物農家も同プログラムを利用している。融資単価の引き上げは、綿花業界が主導したのかどうかは分からない。【コメ業界団体】
PLCと農家ブリッジ支援の重複	<ul style="list-style-type: none">■ 両支援は同一課税年度・同一作物に対して受給されるが、現在、両プログラム間の重複支払いを調整・相殺する仕組みは存在しない。この重複は、農家が直面する深刻な財政的課題と農業法案の成立遅延によりセーフティネットが弱体化した状況を踏まえ、ブリッジ支援によって一時的に補完することを目的としている。【コメ業界団体】

ヒアリング概要

農家ブリッジ支援に対する評価についてヒアリングを行ったところ、同支援は損失の一部しか補償されないことから、依然として支援ニーズが存在するとの声が聞かれた。

質問事項	ヒアリング結果概要
FBAの効果・受け止め	<ul style="list-style-type: none">■ FBAプログラムは次期作への財政的つなぎ役を果たすものの、農家の損失を完全に補填するものではない。大豆1エーカー当たり30.88ドルの支払い額は損失の約35～40%しかカバーせず、主に貿易紛争による経済的損失を考慮していないため大きな差額が生じる。一時的な措置としては評価されるが、「応急処置」と見なされ、農家を完全に救済するものではない。【大豆業界団体】■ 主要作物向けに約110億ドル、特殊作物等向けに約10億ドルが用意されているが、特に後者は対象品目が非常に多く、実際の損失規模に比べると足りない。【農業団体】
FBA支払単価の背景・要因	<ul style="list-style-type: none">■ FBAにおいてコメの支払単価が1エーカー当たり最高額（132ドル）となったのは、生産コストの高さ（1エーカー当たり1,300ドル超）と世界的な価格の深刻な低迷が要因である。USDAの推計では、コメ農家は1エーカーあたり約417ドルの損失を被る可能性があるとされている。しかし、予測損失額が支援金を上回っていることから、依然として大きな経済的支援ニーズが存在する。複数の議員が追加支援プログラムを提案しており、さらなる支援提供への継続的な関心が示されている。【コメ業界団体】
FBAとPLCの重複について	<ul style="list-style-type: none">■ 現在、両プログラム間の重複支払いを調整・相殺する仕組みは存在しない。両給付は同一課税年度・同一作物に対して受給される。この重複は、農家が直面する深刻な財政的課題と農業法案の成立遅延によりセーフティネットが弱体化した状況を踏まえ、ブリッジ支援によって一時的に補完することを目的としている。【コメ業界団体】

Ⅲ-2

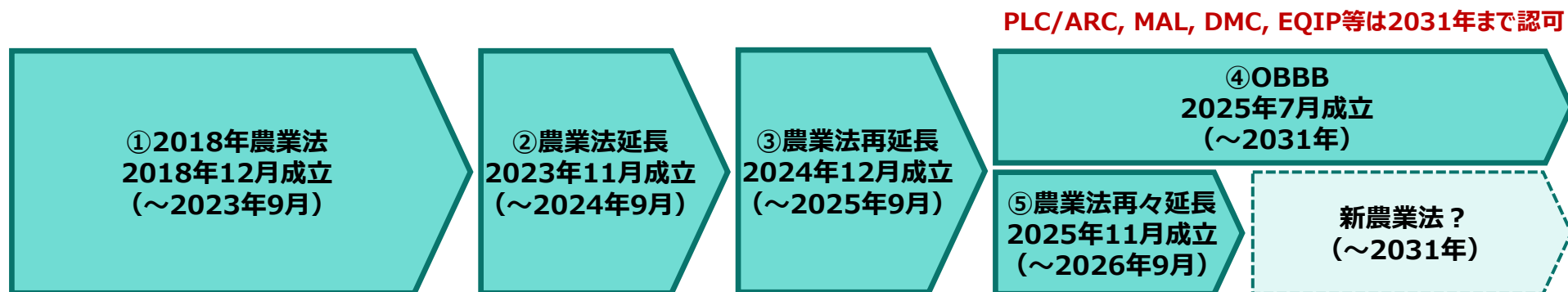
現行農業法の延長および 新たな農業法成立の見通し

2018年農業法の再々延長

現行農業法は2026年9月30日まで延長。新たな農業法成立の見通しは依然として不透明である（2026年3月時点）。

- 2025年11月12日、つなぎ予算案の議会可決後トランプ大統領が署名し法律として発効したことで、史上最長となった43日間の連邦政府閉鎖は終了した。
- 同法案には、2018年農業法の1年間延長についても盛り込まれており、同法案成立により、**すべての農業法プログラムは2026年9月30日まで延長されることが決定**した。一部の農業法プログラムは、既に2025年7月に成立したOBBBによって延長が規定されていたが、OBBBでは扱われなかったCRP等のプログラムについても延長されることとなった。
- 2018年農業法の当初期限は2023年9月30日であったが、今回で3度目の1年間延長となる。

現行農業法の道のり



- ①公法115-334
- ②公法118-22
- ③公法118-158
- ④公法119-21
- ⑤公法119-37

[Agriculture Improvement Act of 2018](#)
[Further Continuing Appropriations and Other Extensions Act, 2024](#)
[American Relief Act, 2025](#)
[One Big Beautiful Bill Act](#) (An act to provide for reconciliation pursuant to title II of H. Con. Res. 14.)
[Continuing Appropriations, Agriculture, Legislative Branch, Military Construction and Veterans Affairs, and Extensions Act, 2026](#)

次期農業法の見通し

2026年2月、下院は次期農業法の法案を提出。2026年3月に同法案は下院農業委員会を通過した。

- 2026年2月13日、下院は新たな農業法案「Farm, Food, and National Security Act of 2026」を提出した。
- 同法案は約800ページにわたる内容だが、CBOの推計によると、同法案による今後10年間の歳出への影響は小さい。
- OBBBで変更された内容を除き、多くの内容は2024年版下院農業法案と類似している。
- 民主党からの支持も一部受けたことで、2026年3月4日、同法案は下院農業委員会を34対17で通過した。

(100万ドル)

章	2026年下院版農業法案（概要）	2026-36 歳出額増減
I 農作物	樹木プログラムの強化、特殊作物や災害支援の枠組み整備、乳製品コスト報告 等	0
II 保全	EQIPやCSPにおける精密農業への支援強化、CRPの再認可、全国規模の農業洪水脆弱性調査の実施、保全におけるイノベーション推進 等	-1
III 貿易	Food for Peace Actの権限をUSDAに移管し、米国産農産物の優先利用を明確化。MAP等の市場開拓予算増額、貿易障壁・インフラ課題への対応 等	0
IV 栄養	食事ガイドラインの策定過程における科学性・透明性・中立性を法制化、州主導の地域食品購入プログラムの認可、州・USDAの説明責任強化、不正対策の推進 等	0
V 信用	商業金融機関から融資を受けられない生産者への資金調達支援、新規・若手・退役軍人農家への支援、地方金融機関の信用供与力の強化	0
VI 農村開発	農村のブロードバンド強化、精密農業の普及、医療・保育・労働力・水インフラの整備、民間投資促進 等	0
VII 研究開発	特殊作物や機械化・自動化技術の研究支援、競争的・基盤的研究資金の確保、連邦機関間の研究連携強化	0
VIII 林業	公私連携による森林管理の推進、木材・バイオ炭等の新市場創出、農村・森林の活性化、手続きの簡素化と環境保護の両立	0
IX エネルギー	農業者・農村事業者向けエネルギー効率化支援、バイオ燃料・バイオ製品の開発・市場拡大、バイオ製品のラベル基準策定、太陽光発電の農地影響調査 等	0
X 園芸	特殊作物支援、地域農産物流通プログラムの改善、有機農業支援、規制改革と透明性・科学性の回復 等	0
XI 作物保険	新たな作物保険商品の研究開発、特殊作物生産者の意見反映、民間保険会社による制度運営の強化	0
XII その他	州・地方の家畜規制明確化、農業インフラのリスク評価、外国人土地所有の透明性向上 等	0

(出所) 下院農業法案概要およびCBO推計より作成。

(注) 2026年～2036年の歳出権限は保全タイトルにおいて約6億ドルほど減少する見込み。

下院農業法案 I. 農作物プログラム

農作物プログラムについては、主要な論点は既にOBBBによって規定済みであることから、本法案における変更内容は限定的。

農作物プログラムの概要

トピック	概要
災害支援プログラムの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 樹木支援プログラム（TAP*¹）の対象を拡大。植物害虫も「自然災害」に含め、被害農家への支援を拡充する。申請から120日以内の迅速な処理を義務付け、再植え付けのための前払い支給も導入する。 ■ 特殊作物への災害支援の枠組みを農務長官が策定することとし、政権交代時も一貫した対応を可能にする。 ■ 州へのブロックグラント*²による臨時災害支援の恒久的権限を創設し、柔軟な支援を実現する。
酪農リスク管理支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 酪農生産者に対して生産費の報告を求め、生産費データの正確性を確保する ■ 生乳先渡し価格プログラム（DFPP*³）を恒久化し、生産者や協同組合の経営の安定性・予見性を高める。
農業用貯蔵インフラへの支援拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業用貯蔵施設ローンプログラム（貯蔵設備を新設・改修する際の低金利融資）の対象に、農業に使用するプロパンガスの貯蔵設備を追加し、低コスト融資の利用範囲を広げる。
政府機能停止時の生産者保護	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連邦予算執行の中断時（政府閉鎖等）にもMALを利用できるようにし、連邦政府の機能不全による混乱から生産者を守る。

（出所）下院農業法案概要を参考に作成

（注）*1 Tree Assistance Program。自然災害によって被害を受けた果樹等の植え替えまたは再生のための財政支援を提供するプログラム

*2 連邦政府が補助金の総額だけを決め、用途は州の裁量にまかせる方式

*3 Dairy Forward Pricing Program。生乳生産者と販売先（加工業者等）との間で、将来の生乳の取引価格を事前に契約で決めることを可能にする制度

下院農業法案 Ⅱ. 保全プログラム

保全プログラムにおいては、CRPが再認可されるほか、精密農業への支援強化、自然災害リスクへの対応強化が含まれる。

保全プログラムの概要

トピック	概要
営農地保全プログラム (EQIP, CSP)	<ul style="list-style-type: none"> EQIPにおいて精密農業技術への費用負担を90%に引き上げる。(現行は原則75%) EQIPに南部国境地域の保全課題に対応するSouthern Border Initiativeを追加する。 CSPにおいて精密農業技術の導入を支援対象に含め、またCSPの最低支払額を4,000ドルに引き上げる。 土壌の健全性向上を目的としたCSPのサブプログラムを設置し、予算は年間1億ドルとする。
保全休耕プログラム (CRP)	<ul style="list-style-type: none"> CRPを2031年度まで再認可し、農地の長期的な保全と環境保護を推進する。CRPの上限面積である2,700万エーカーは維持。
農業保全地役プログラム (ACEP)	<ul style="list-style-type: none"> 農地プログラム (ALE*1) の連邦支援率を50%から65%に引き上げる。(残りは州やカウnty等の地役権購入主体が負担) 湿地保護プログラム (WRE*2) では管理責任や契約による回復・維持を明確化し、必要な修復や管理がしやすくなる。
地域保全パートナーシッププログラム (RCPP)	<ul style="list-style-type: none"> 契約承認180日、支払い30日などの期限を設定し、事務手続きを迅速化する。 RCPPの目的に洪水へのレジリエンス強化や、洪水・干ばつ対策の予防・防止を含める。 プロジェクト管理経費の最大10%まで補助を認める。
流域プログラム	<ul style="list-style-type: none"> 緊急流域プログラムで植生や流域の回復への財政・技術支援を拡充する。 全国規模の農業洪水脆弱性調査を実施し、災害リスクへの備えを強化する。
科学・技術・イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> 保全取組基準*3の5年置きの見直しと、公開参加 (Public participation) プロセスを導入する。 農務長官室内にイノベーション室 (Office of Innovation) を設置し、技術革新を推進する。 精密農業の定義を明確化し、EQIPやCSPに組み込むことで、先端技術の普及を図る。

(出所) 下院農業法案概要を参考に作成

(注) *1 ALE (Agricultural Land Easement) は、生産性の高い耕作地の非農業用途への転用を防ぐことを目的としたプログラムで、地役権の購入に必要な資金を拠出する。

*2 WRE (Wetland Reserve Easements) は湿地を利用する野生生物の生息地を提供することを目的として、水質改善、洪水軽減、地下水補充を行うプログラム

*3 保全取組基準 (Conservation Practice Standard) は、環境保全型の取組別 (例: カバークロップ、不耕起等の農法別) に定義・目的・取組基準が示されたもの。国レベルの基準はNRCSが定めるが、必要に応じてローカライズされる。

下院農業法案 Ⅲ. 貿易プログラム

貿易プログラムにおいては、Food for Peaceの権限のUSDAへの移管や貿易プログラムへの支援増強が含まれる。

貿易プログラムの概要

トピック	概要
Food for Peace Actの権限移管	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際食料支援プログラム「Food for Peace Act」の権限をUSAIDからUSDAに移管し、USDAが資産・負債・契約・許可・助成金・融資など全ての権限を引き継ぎ、プログラム運営を主導できるようにする*1。 ■ Food for Peace向けの食料の50%を米国産農産物によって確保し、米国農産物の国際市場拡大と世界の飢餓対策を両立する。
貿易促進・市場開拓プログラムの強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場アクセスプログラム（MAP）、海外市場開発プログラム（FMD）、新興市場プログラム（EMP）、特殊作物への技術支援（TASC）、優先的貿易ファンド（PTF）の予算を大幅に増額し、米国農産物の輸出市場拡大を後押しする。 <ul style="list-style-type: none"> ● MAP 2億ドル → 4億1,000万ドル/年 *2 ● FMD 3,450万ドル → 8,200万ドル/年 ● EMP 800万ドル → 1,600万ドル/年 ● TASC 900万ドル → 1,800万ドル/年 ● PTF 350万ドル → 700万ドル/年 ■ 輸出拡大の障壁となっている新興国市場のインフラ（コールドチェーンや港湾等）強化のため、ニーズ調査・技術支援・研修に最大500万ドル/年を充当する。
貿易障壁・インフラ課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国産食品が外国の不正な貿易慣行（地理的表示の濫用など）から守られるよう、USDAに対策を指示する。 ■ 外国の政策や慣行が米国の特殊作物輸出の障壁となっている場合や、輸入特殊作物が国内生産者と競合する場合、農務長官が議会に報告することとする。

（出所）下院農業法案概要を参考に作成

（注）*1 米国国際開発庁（USIDA）が2025年に解体となったことを受け、本プログラムの管轄は国務省へと移管していた。しかし、USDAは2025年末、国務省および行政管理予算局（OMB）と省庁間協定を締結し、2026年度はUSDAが同プログラムを一時的に管轄することとなっていた。

*2 MAP（Market Access Program）、FMD（Foreign Market Development Program）、EMP（Emerging Markets Program）、TASC（Technical Assistance for Specialty Crops）、PTF（Priority Trade Fund）。なお、OBBIにおいて貿易関連プログラムの支出は既に増額されていたことから、本修正はCBOの歳出増減推計には影響しない。

下院農業法案 IV. 栄養プログラム

栄養プログラムでは、利便性の向上や食事ガイドラインの変更を踏まえた内容が含まれているものの、下院農業法案概要では「連邦の支出を増加させることなく」これらの変更を実施することが強調されている。

栄養プログラムの概要

トピック	概要
栄養プログラムの革新とアクセス拡大	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州主導の地域食品購入プログラムを認可し、生産者と地域の食品流通組織を直接つなげることで、地元農産物の流通を促進する。 ■ SNAPオンライン購入パイロットを全国で恒久的なオプションとして導入し、利用者の利便性を向上させる。
健康と栄養プログラムの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国人のための食事ガイドライン（DGA: Dietary Guidelines for Americans）の策定過程における科学性・透明性・中立性を法制化し、政治的影響を排除する。 ■ 2025-2030年版DGAに沿い、SNAP健康インセンティブ^{*1}の対象に「動物性たんぱく質（Animal Protein）」を追加する。 ■ 2025-2030年版DGAに基づき、SNAP健康飲料ミルクインセンティブプログラム^{*2}の対象に全脂肪乳やハードチーズなどを含める。 ■ SNAPの目的を新たに定義し、低所得世帯の栄養支援を通じて慢性疾患、障害、若年死、医療費高騰、軍事力低下などの問題を防ぐためのものと位置づける。
USDA・州の説明責任強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ USDAは、SNAPの支払いエラーを金額に関わらず全て年次報告書に記載し、透明性を高める。 ■ SNAP EBTカードのICチップ化を迅速に進めるため、USDAに規則制定を義務付け、利用者と納税者を詐欺から守る。 ■ 州ごとのSNAP管理費用の急増について、米国会計検査院（GAO）による調査を義務付ける。 ■ SNAP運営の一部について州の裁量を拡大し、柔軟な運用を可能にする。 ■ SNAP不正対策助成金プログラムを再認可し、州による不正防止・発見・調査体制を強化する。

（出所）下院農業法案概要を参考に作成

（注） *1 SNAP参加者に対して、健康に良い食品のクーポンや割引等のインセンティブを与えることで参加者の健康を促進するプログラム。現在の対象食品は果物・野菜・全粒穀物・一部の乳製品等である。（FNS）

*2 Healthy Fluid Milk Incentives (HFMI) 。健康的なミルクの販売・消費を促進するためのインセンティブを与える実験的プログラム。（FNS）

下院農業法案 その他の論点

その他、動物福祉や農薬の表示に係る州レベルの規制の権限や適用範囲が論点。

その他論点

トピック	概要
動物福祉に係る基準*1 (XII. 12006条)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各州は、自州内に実際に存在する家畜に対してのみ生産基準を設定できることを明確化する。これにより、生産者は自分の州または地域の基準にのみ従えばよく、州ごとに異なる複雑な規制への対応を免れる。 ■ 各州は、自州内の畜産業者に対して必要と判断する基準を定める権限を保持する。
農薬の警告表示*2 (X. 10205条等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農薬の安全性判断と表示に関する最終的権限が環境保護庁（EPA）にあることを改めて明確化する。 ■ 州や裁判所が、EPAが承認した表示と異なる表示要件を課すことや、それに従わない事業者を処罰・責任追及することを禁止する ■ 州が農薬に関して追加的に規制する権限や、違法行為者に対する責任追及の余地は維持する。

(出所) 下院農業法案概要等を参考に作成

(注) *1 2018年にカリフォルニア州で成立した「州法第12号 (Proposition 12)」は、カリフォルニア州が定めた畜舎基準（一定以上の飼養面積）を満たさない母豚に由来する豚肉製品（未調理・未加工のもの）の州内での販売を禁止した。しかし、この基準に対して、全米豚肉生産者協議会（NPPC）などが合衆国憲法の州間商取引条項（Commerce Clause）違反を理由に最高裁へ提訴したが、2023年5月、連邦最高裁は5対4で同州法を合憲と判断し、州間商取引に対して規制の是非を判断するのは議会であると指摘した。この判決後、カリフォルニア州内の豚肉価格は上昇し、生産者側も同法に準拠するための設備改修に費用が発生している。（[下院農業委員会資料](#)等より）

*2 連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（FIFRA）の下では、米環境保護庁（EPA）が農薬の審査・登録・規制を一元的に担い、登録前に人への健康と環境への影響について厳格で科学的な評価を行うことで、その結果に基づいて法的拘束力のある表示を承認している。FIFRAは、全国で表示制度を統一するため、連邦法と異なる独自の表示要件を州が課すことを禁じている。しかし、カリフォルニア州の州法第65号では、EPAが適正使用下では安全と判断した農薬についても州独自に発がん性警告表示を義務づけてきたことから、連邦基準と矛盾が生じることとなった。その結果、特にグリホサートをめぐる警告表示義務違反に係る訴訟において、FIFRAの表示規定が州法上の規定に優先されるかどうか争点となっている。（[下院農業委員会資料](#)等より）

ヒアリング概要

下院農業法案の評価についてヒアリングを実施し、法案への強い期待の声が聞かれた。

質問事項	ヒアリング結果概要
下院農業法案の受け止め	<ul style="list-style-type: none">■ 法案を強く支持している。予算部分は既にOBBBで済んだが、残りのプログラムも農家・牧場主にとって大事。信用プログラム、保全プログラム、研究イニシアチブ等、全て重要である。【農業団体】■ 同法案にはOBBBでカバーされなかった追加政策更新（信用プログラム、食糧援助移転、研究、保全プログラムなど）が含まれている。優先事項は栄養を除くほぼ全てのタイトルに存在しているが、現時点では内容に概ね満足しており、下院農業委員会委員長による法案の前進を期待している。【大豆業界団体】■ 従来の全タイトルを網羅する農業法案の成立プロセスを支持している。新法案には食糧援助プログラム（Food for Peace）の管轄の変更や信用タイトル下の融資限度額引き上げなど、コメ農家にとって有益な条項が含まれている。ただし、業界の優先課題の多くはOBBBで既に解決済みである。業界としては本年中の法案成立が政治的に困難であることを認識しつつも、議論継続の意義を認めており、中間選挙後の進展を期待している。【コメ業界団体】
各プログラムについて	<ul style="list-style-type: none">■ 今回の下院農業法案では、融資上限額を引き上げるなど、信用プログラムの大規模な見直しが含まれている。特に就農初期の若手農業者・新規参入者にとって、適切な資金調達へのアクセスが極めて重要。【農業団体】■ 精密農業が後押しされている背景としては、精密農業によって不要な農薬散布をせずに済むことで、コスト削減と環境保全の両面で魅力的であることから政府としても支持しているのだろう。ただ資本集約的であり、新たなトラクターやシステムが必要で、農村のブロードバンド強化が必須となる。【農業団体】
次期農業法の成立見通しについて	<ul style="list-style-type: none">■ 下院農業委員会のマークアップにおける超党派的な支持の度合いが、今後の見通しを占う一つの指標になる。上院側では、先日、上院委員長が上院農業法案についてマークアップを行う意向を示しており、これは前向きなシグナルである。上下両院で法案が通れば、二つを統合した最終版を成立させることで、OBBBと本来の5年置き農業法のタイムラインを再び揃えられる。【農業団体】■ 今年は中間選挙の年であり、法案を動かすための期間は非常に短い。7月中旬以降、議員は選挙活動のため地元に戻る予定であり、法案成立のための時間は限られている。今後も法案成立に向けて後押ししていくが、道のりは長いと認識している。現在農業法は1年延長措置下にあるが、農業法案の更新や延長がなされない場合、多くのプログラムが恒久法に戻るようになってしまう。【大豆業界団体】

IV. 通商交渉の動向

IV-1 主要国との貿易関係

IV-2 第二次トランプ政権の農産物・食品輸出政策

IV-3 通商交渉に関する今年度の主要動向と関連アクターの動向

IV-1

主要国との貿易関係

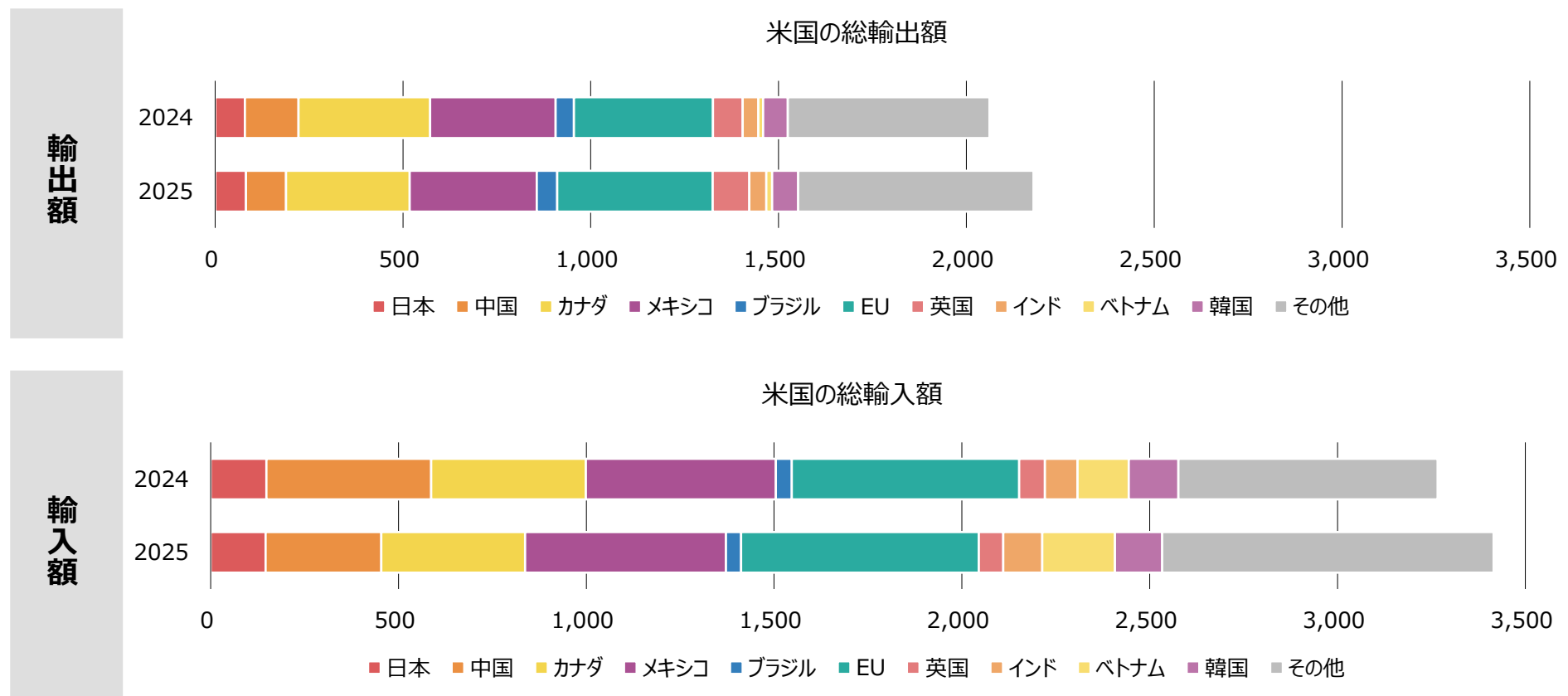


米国の貿易概況

米国の総貿易額は、輸出・輸入ともに、日本・中国・カナダ・メキシコ・ブラジル・EU・英国・インド・ベトナム・韓国の10か国・地域が約7割を占める。

トランプ政権下となった2025年の総貿易額では、前年比では輸出・輸入額ともに増加している。中国を始めとする国々との貿易額が減少する一方で、これらの従来重要な貿易相手国以外の、その他の国々との取引が増加している。

重要貿易相手国:総貿易額(十億米ドル)



(出所) US Census等により作成



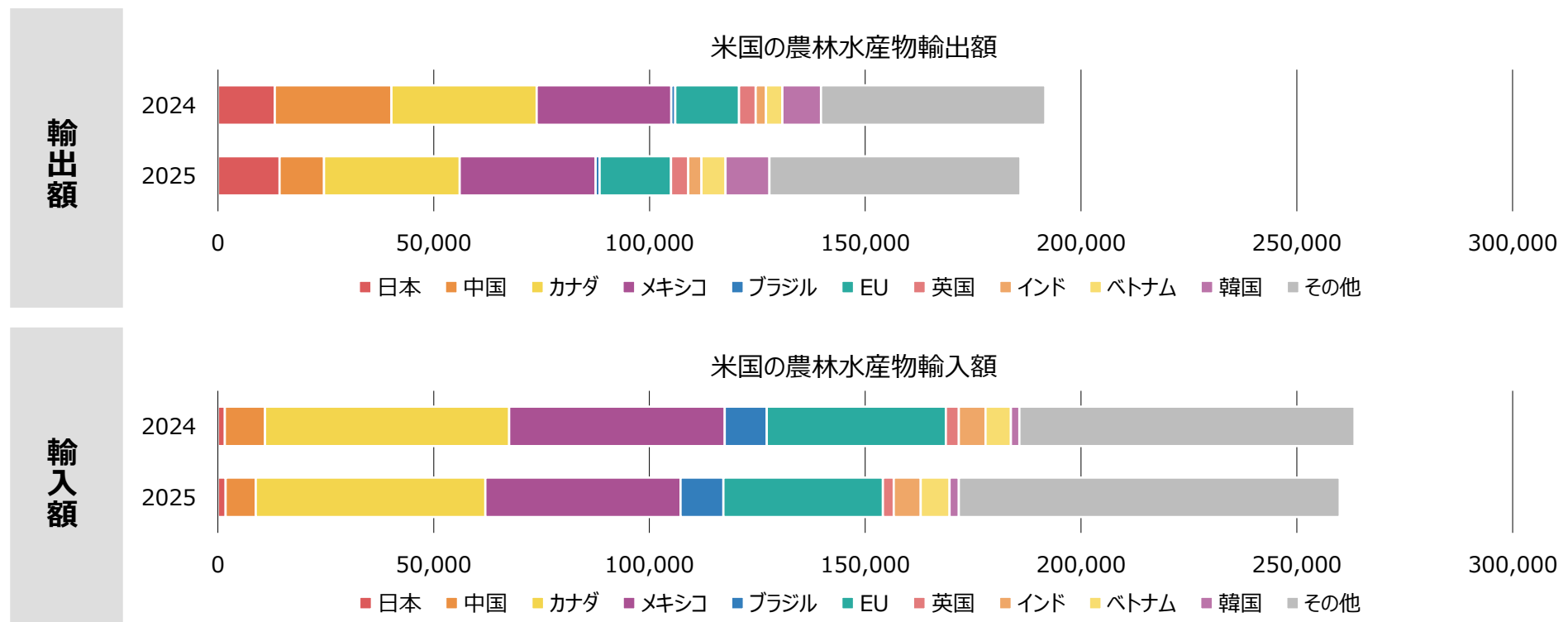
米国の貿易概況

米国の農林水産物貿易でも、輸出・輸入額ともに、日本・中国・カナダ・メキシコ・ブラジル・EU・英国・インド・ベトナム・韓国の10か国・地域が約7割を占める。

主な輸出先は、北米・欧州・アジア圏であり、主な輸入先は、北米・欧州が大半を占めている。

トランプ政権下となった2025年の農林水産物貿易額は、前年比で輸出・輸入額ともに減少している。特に中国との貿易額が減少する一方で、従来の重要貿易相手国以外のその他国々との取引が増加している。

重要貿易相手国:農林水産物貿易額(百万米ドル)



(出所) US Census等により作成

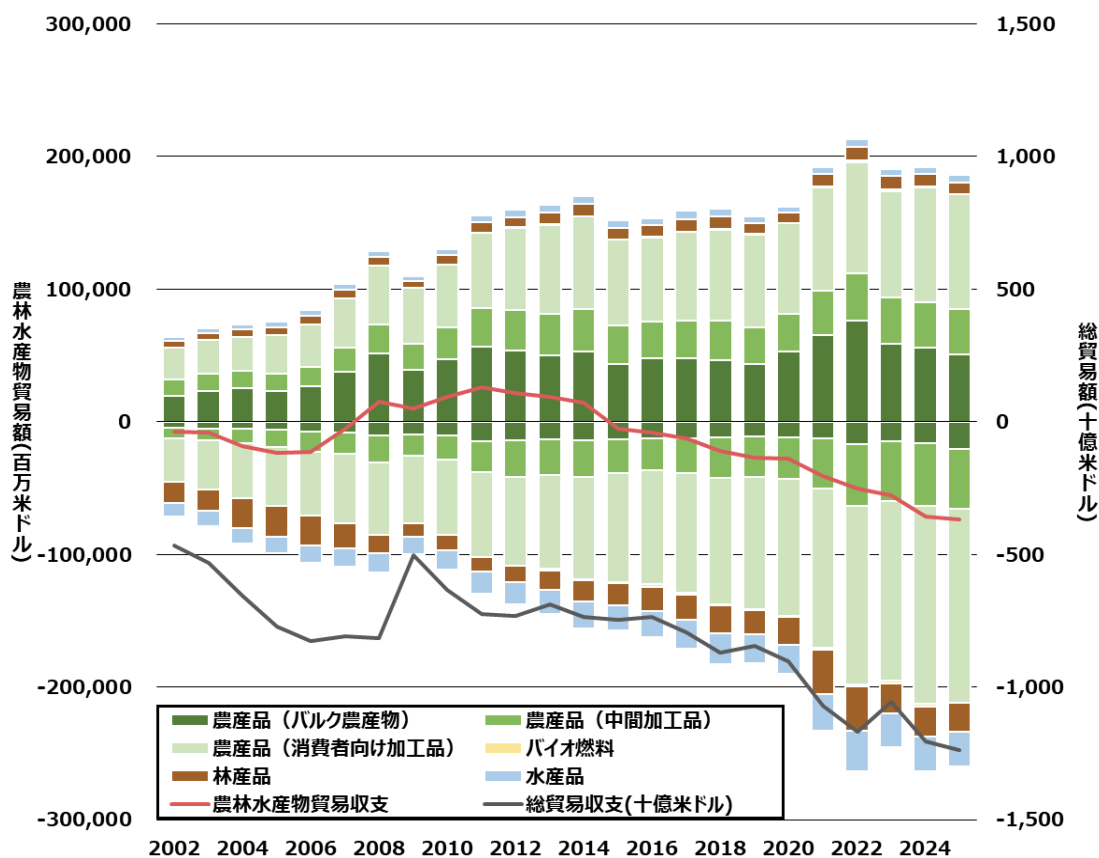


米国の貿易概況

2024年以前の米国の貿易収支は大きく赤字であり、そのうち農林水産物貿易収支も2015年より赤字に転じている。トランプ政権へと移行した2025年以降も、貿易収支・農林水産物貿易収支の赤字は拡大している。

- 米国の農産物・食品輸出品目の内訳では、大豆、トウモロコシ、牛肉などのバルク農産物が主であり、輸入品目の内訳では穀物加工食品や加工果実・野菜などの加工品と野菜類が主である。

農林水産物貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

主要農産物・食品貿易品目

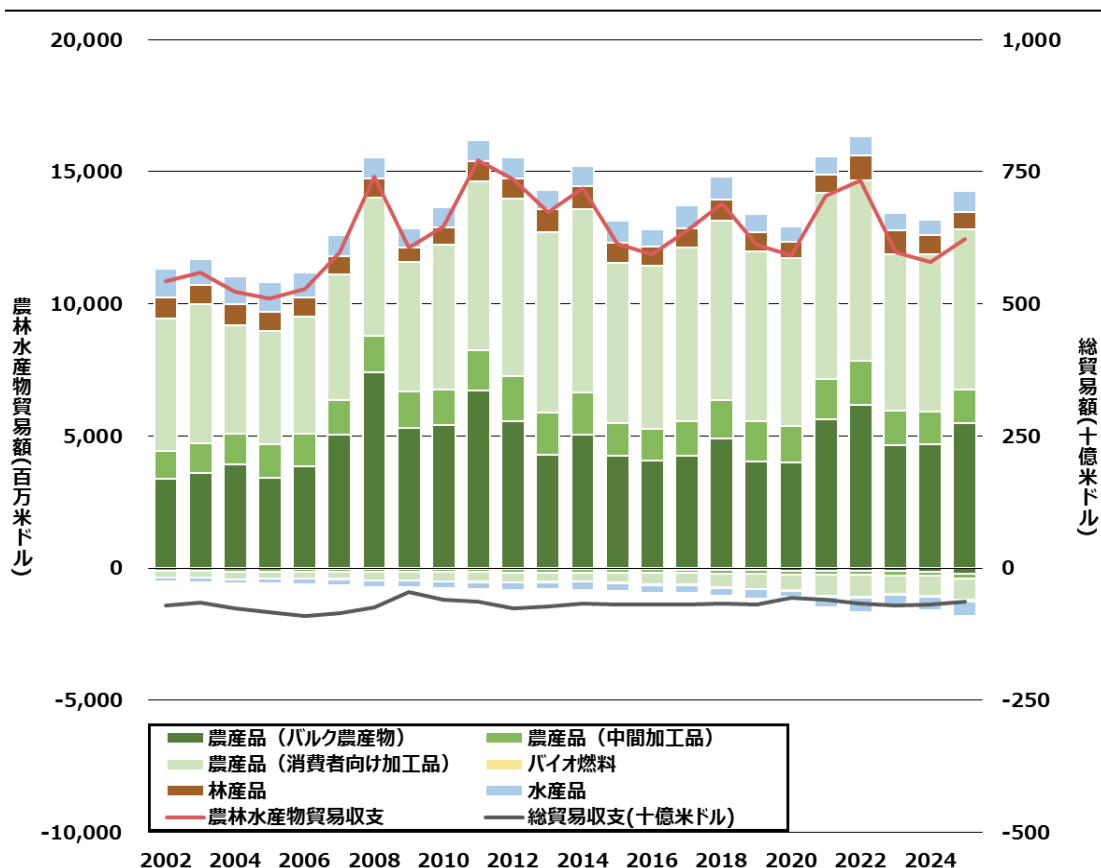
	品目	貿易額 (百万米ドル)	前年比 (%)
輸出	トウモロコシ	18,461	+34.8%
	大豆	16,461	▲32.7%
	ナッツ類	10,818	+9.7%
	乳製品	9,512	+15.2%
	牛肉・牛肉製品	9,333	▲10.8%
	豚肉・豚肉製品	8,393	▲2.8%
	食品調整品	6,649	+4.0%
	小麦	6,322	+8.4%
	大豆ミール	5,911	▲6.8%
	家禽肉及び関連製品(卵除く)	5,586	+1.6%
輸入	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	14,694	▲1.1%
	牛肉・肉製品	14,318	+23.7%
	加工果実・野菜	14,038	+3.3%
	生鮮野菜	11,238	▲15.9%
	植物油	10,995	▲12.0%
	コーヒー豆 (非焙煎)	10,305	+55.5%
	蒸留酒	8,447	▲26.0%
	その他生鮮果実	8,252	+2.2%
	ビール	6,991	▲6.8%
	ワイン及び関連製品	6,626	▲8.9%

 **重要貿易相手国：日本**

2024年以前の米国の対日貿易収支は赤字で推移しているが、そのうち農林水産物貿易収支は黒字で推移している。トランプ政権へと移行した2025年以降は、農林水産物貿易収支の黒字は拡大している。

■ 米国の対日農産物・食品貿易について、輸出品目では、トウモロコシ、牛肉、豚肉などのバルク農産物が主であり、輸入品目では、穀物加工食品、茶、調味料・ソース類、酒類などの加工品が主である。

対日貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

日本との農産物・食品貿易概況

	品目	貿易額 (百万米ドル)	前年比 (%)
輸出	トウモロコシ	3,414	+25.0%
	牛肉・牛肉製品	1,760	▲5.7%
	豚肉・豚肉製品	1,236	▲10.6%
	大豆	1,068	+7.0%
	加工野菜	623	▲2.4%
	乳製品	557	+41.0%
	小麦	538	+1.1%
	ナッツ類	411	+23.4%
	コメ	361	+22.4%
	干し草	304	▲14.8%
輸入	茶	193	+67.8%
	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	135	+10.7%
	調味料・ソース類	119	+13.3%
	牛肉・肉製品	93	+29.2%
	蒸留酒	91	▲8.1%
	ワイン及び関連製品	84	▲5.6%
	食品調整品	72	▲2.7%
	植物油	63	+14.5%
	ノンアルコール飲料(ジュース除く)	58	+5.5%
	加工野菜・果実	51	+21.4%



重要貿易相手国：日本

対日貿易収支が赤字であったため、米国は日本に対して国別上乗せ関税を含む相互関税を発表。7月末に2国間での関税交渉が合意に至り、コメ・トウモロコシなどの購入を含む日米合意内容の枠組みが定められた。

農産物貿易に関わる対日通商動向

年月日	出来事
(2025年)	
4月2日	IEEPAに基づき10%の世界共通関税と国別相互関税を発表、対日関税率は24%
4月5日	世界共通関税の発効
4月9日	国別相互関税を発効後、90日間の停止を発表
5月28日	国際貿易裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令
7月7日	国別相互関税の停止を8月1日まで延長、関税率の一部調整により対日相互関税率は25%に引き上げ
7月22日	日本との合意の発表
7月31日	相互関税率を交渉動向に応じて調整、対日関税率は合意に基づき15%に引き下げ
8月7日	国別相互関税の発行、対日関税率は15%
9月4日	日本と合意詳細を発表 > 米) 対日基本関税率15% > 日) MA米制度内でのコメ輸入量の75%増 > 日) トウモロコシ・大豆・バイオエタノール等の年80億\$の購入 等
11月14日	コーヒー、茶、バナナ等の特定の農産物に対するIEEPAに基づく関税撤廃
(2026年)	
2月20日	最高裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令

[PIIE\[Trump's trade war timeline\]](#)等をもとに弊社作成

「外国貿易障壁報告書（NTE）」における農業分野の記載（一部抜粋）

大項目	中項目	小項目（概要）
輸入政策	関税	2023年のMFN平均関税率は3.7%（農産品：12.2%、非農産品：2.4%）。
	非関税障壁	<p>コメ：日本のコメの輸入・流通システムは高度に規制、透明性も欠けるため、米国側が日本の消費者に実質的にアクセスすることが難しい</p> <p>小麦：米国は、日本の小麦に関する国家貿易の運用と、それが貿易を歪める可能性を引き続き慎重に監視している</p> <p>豚肉：米国産豚肉の日本向け輸出には、貿易を歪める「ゲートブライスマカニズム」が適用されており、これは変動課徴金として機能している。米日貿易協定により、米国産豚肉に対する変動課徴金は段階的に引き下げられるが、完全には撤廃されていない</p>
衛生植物検疫障壁	牛肉及び牛肉製品	現在、日本は米国輸出業者に対し、日本が特定危険部位（SRM）と定義する組織の衛生的除去を義務付けており、これはBSEリスク無視可能国に対する世界動物保健機関（WOAH）ガイドラインや米国農務省食品安全検査局（FSIS）規則よりも厳しい
	植物衛生	<p>食用ジャガイモ：米国産ジャガイモの日本向け輸出はチップ用に限定、米国は食用ジャガイモの市場アクセスを要請中である</p> <p>リンゴ：2017年、米国はシステムアプローチによるリンゴの対日輸出を正式要請。これは、日本の現行規制と同等の植物検疫保護を提供しつつ、米側の高コストな害虫防除要件を撤廃するもの</p>
補助金	木材製品	日本は、国・都道府県・市町村レベルで、国産丸太や木材製品を輸入品より優遇する可能性のある多数の支援プログラムを維持している
その他障壁	栄養補助食品	一般的に、日本の健康食品は通常の食品よりも厳格な規制監督を受けており、米国の輸出業者にとって、健康強調表示や栄養補助食品に使用できる成分に関して日本市場参入時に追加的な障壁となっている

2025年版「外国貿易障壁報告書（NTE）」等をもとに作成

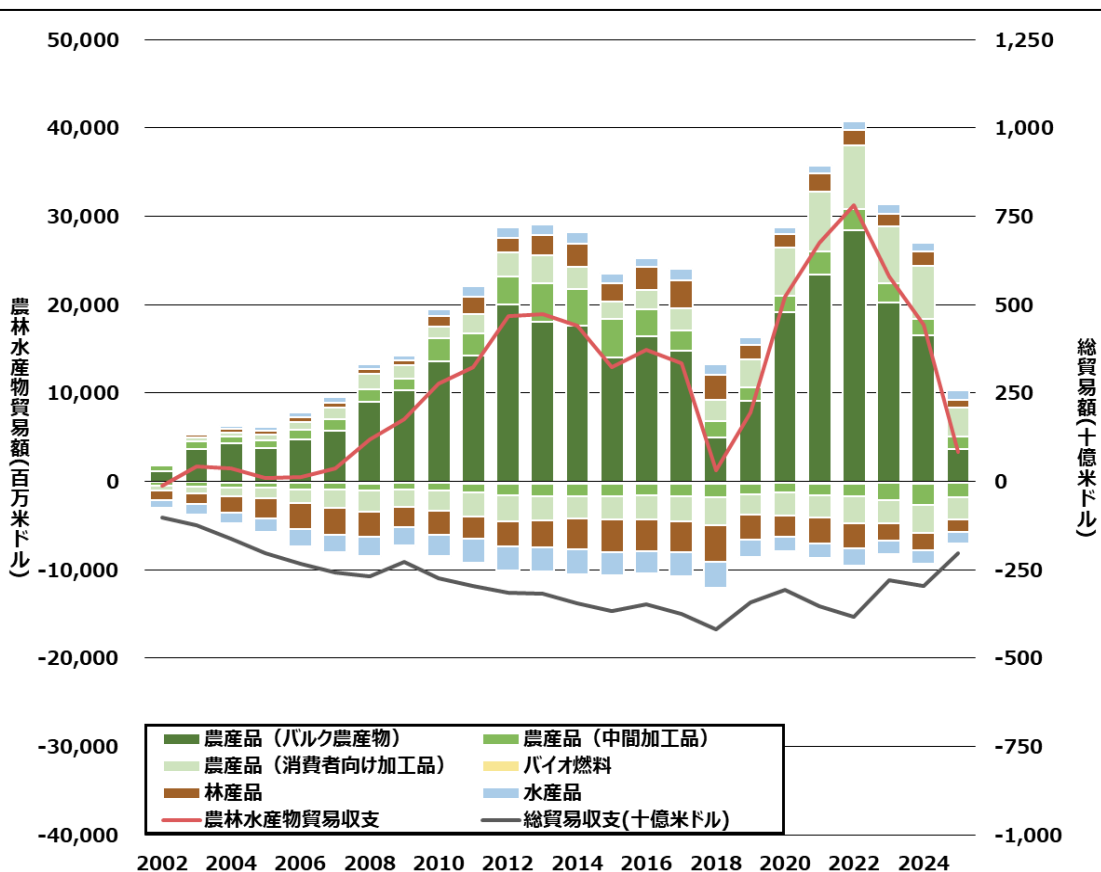


重要貿易相手国：中国

2024年以前の米国の対中貿易収支は赤字の拡大傾向であるが、そのうち農林水産物貿易収支は黒字で推移している。トランプ政権へと移行した2025年以降は、農林水産物貿易収支の黒字は大きく縮小している。

- 米国の対中農産物・食品貿易について、輸出品目では、大豆、豚肉、乳製品、牛肉などのバルク農産物が主であり、輸入品目では、家畜関連製品や、加工野菜・果実、食品調整品などの加工品が主である。

対中農林水産物貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

中国との農産物・食品貿易概況

	品目	貿易額 (百万米ドル)	前年比 (%)
輸出	大豆	3,079	▲75.6%
	豚肉・豚肉製品	857	▲23.0%
	乳製品	523	▲10.4%
	牛肉・肉製品	498	▲68.5%
	食品調整品	364	+10.3%
	原皮類	294	▲32.4%
	家禽肉及び関連製品(卵除く)	286	▲40.5%
	干し草	265	▲19.7%
	キャットフード・ドッグフード	245	▲17.5%
	タバコ	239	▲1.2%
輸入	加工果実・野菜	780	▲12.8%
	食品調整品	397	▲27.7%
	デキストリン、ペプトン類及びタンパク質	214	▲3.2%
	果物・野菜ジュース	185	▲2.1%
	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	161	▲22.6%
	生鮮野菜	148	▲20.9%
	スパイス	137	▲20.8%
	調味料・ソース類	124	▲23.0%
	キャットフード・ドッグフード	120	▲36.8%
	茶	103	▲13.4%



重要貿易相手国：中国

相互関税以前より、移民・フェンタニルの流入問題を発端とし、米国は中国へ追加関税を発効。最大125%の関税を相互に賦課する状態となったが、11月に米中合意がなされ、中国による米国農産品の購入を含む合意内容が発表された。

農産物貿易に関わる対中通商動向

年月日	出来事
(2025年)	
2月4日	10%の対中フェンタニル関税を発効 →(2月10日)中国が10-15%の対米報復関税を発効
3月4日	対中フェンタニル関税を20%に引き上げ →(3月10日)中国が農産物へ10-15%の報復関税を発効
4月2日	IEEPAに基づき10%の世界共通関税と国別相互関税を発表、対中相互関税率は34% →(4月4日)中国が34%の対米報復関税を発表
4月5日	世界共通関税の発効
4月8日	50%の対中追加相互関税を発表 →(4月9日)中国が50%の対米追加関税を発表
4月9日	国別相互関税を発効、対中相互関税を計125%に引き上げ →(4月10日)中国が対米関税を計125%に引き上げ
5月12日	米中が互いに関税率を125%から10%に引き下げ
5月28日	国際貿易裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令
8月11日	対中追加関税の猶予期限を11月10日まで延長
11月1日	中国との合意発表
11月4日	中国と合意詳細を発表 ➢ 相互に追加関税の停止 ➢ 米) フェンタニル関税を10%に引き下げ ➢ 中) 大豆、ソルガム、木材等米国産農産物の購入 等
11月14日	コーヒー、茶、バナナ等の特定の農産物に対するIEEPAに基づく関税撤廃
(2026年)	
1月26日	フェンタニル関税の1年延長を発表
2月20日	最高裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令

「外国貿易障壁報告書 (NTE)」における農業分野の記載 (一部抜粋)

大項目	中項目	小項目 (概要)
輸入政策	関税及び内国税	関税 ：2023年のMFN平均関税率は7.5%（農産品14%、非農産品6.4%） 関税割当 ：申請基準や割当手続きの不明確さ、割当結果の非公表（によって市場アクセスが不十分（小麦、トウモロコシ、コム）） 税金 ：主要農産物（小麦、トウモロコシ、大豆及びそれらの中間加工品）の輸入管理を目的に、付加価値税の還付率を操作
	食品安全	中国は2015年食品安全法の施行により、食品・農産品の輸出業者に登録義務など新たな規制を導入したが、WTOへの通報は一貫していない。2019年には外国食品製造業者の登録義務化案が公表した。2021年に最終規則（令248号・249号）が発表され、登録制度や表示・適合性評価が強化され、2023年には要件がさらに拡大した。これらの措置により、外国の食品安全当局への負担が増大し、貿易の混乱が続いている。米国とのフェーズワン合意では科学的根拠に基づく規制を約束したが、十分な情報提供はされていない
技術的貿易障壁／衛生植物検疫障壁	衛生植物検疫障壁	中国は、規制の一貫性のない執行や当局による選択的な市場介入によって、米国の輸出者にとって依然困難で予測不可能な市場であるバイオテクノロジー製品の規制承認：承認手続きが依然として長期・不透明であり、米国産農産物の中国市場へのアクセスを著しく制限している
	農業国内支援	中国は近年、農業分野へ国内補助金や支援策を大幅に拡大している
補助金	水産業補助金	中国政府は年間42億ドルを超える漁業補助金を供していると推定、乱獲や過剰漁獲能力を助長し、世界の水産資源に脅威を与えている

2025年版「外国貿易障壁報告書 (NTE)」、pp.51-76

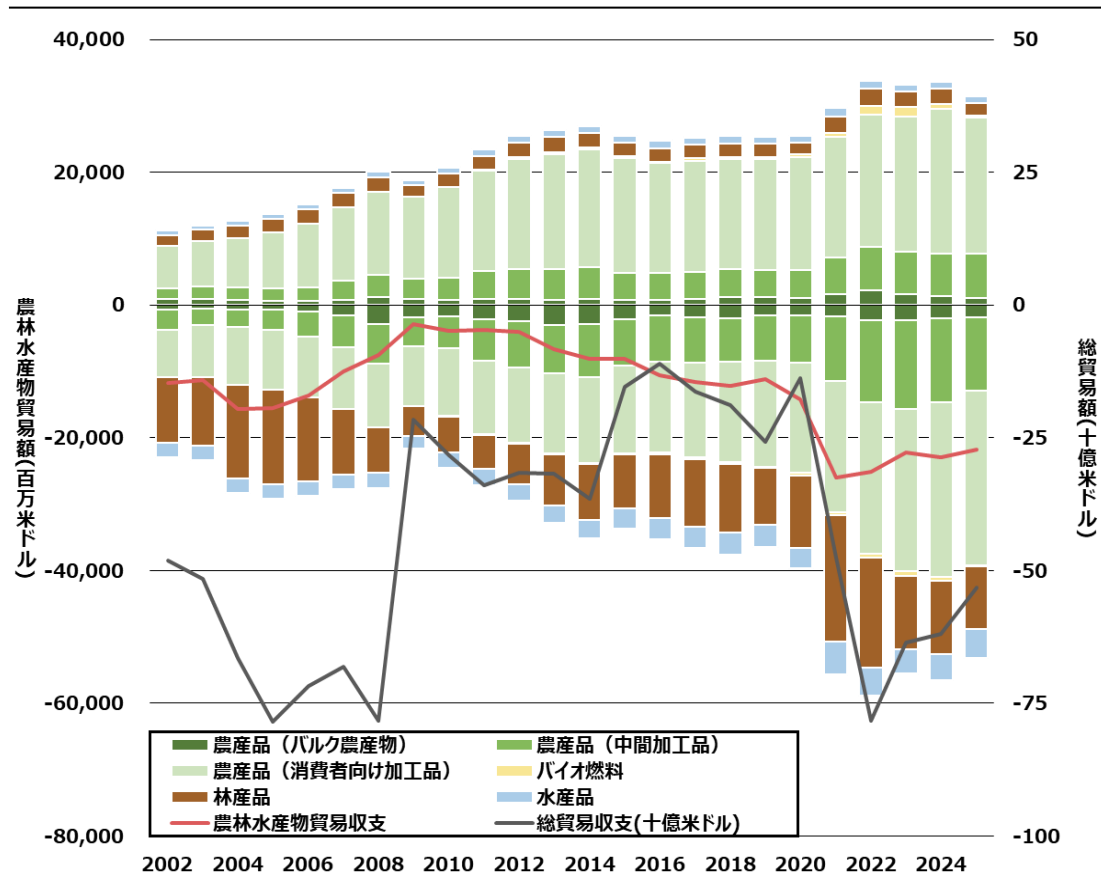


重要貿易相手国：カナダ

2024年以前の米国の対カナダ貿易収支は赤字で推移しており、そのうち農林水産物貿易収支は赤字で拡大傾向である。トランプ政権へと移行した2025年以降も、農林水産物貿易収支は赤字で推移している。

- 米国の対カナダ農産物・食品貿易について、輸出品目では、穀物加工食品、飲料などの加工品や、生鮮野菜、果実などのバルク農産物が主であり、輸入品目では、穀物加工食品、植物油などの加工品が主である。

対カナダ農林水産物貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

カナダとの農産物・食品貿易概況

	品目	貿易額 (百万米ドル)	前年比 (%)
輸出	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	2,591	▲9.5%
	生鮮野菜	1,848	▲10.9%
	エタノール (飲料用除く)	1,703	+12.0%
	生鮮果実	1,650	▲10.0%
	食品調整品	1,555	▲1.2%
	チョコレート・カカオ製品	1,508	+23.2%
	ノンアルコール飲料(ジュース除く)	1,466	▲5.3%
	乳製品	1,305	+11.0%
	キャットフード・ドッグフード	1,189	▲5.0%
	生きた動物	976	+50.4%
輸入	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	6,410	▲2.9%
	植物油	3,259	▲26.0%
	チョコレート・カカオ製品	3,064	+15.4%
	牛肉・牛肉製品	2,993	+6.0%
	加工果実・野菜	2,715	▲7.1%
	生鮮野菜	2,651	▲0.6%
	生きた動物	2,634	+6.1%
	豚肉・豚肉製品	1,104	+2.2%
	植物性油粕類	1,093	▲22.5%
	食品調整品	1,022	▲1.4%



重要貿易相手国：カナダ

移民・フェンタニルの流入問題を理由に、米国はカナダに対して政権発足の初期より追加関税を発効。米国による課税に対してカナダは報復関税を発動しており、USMCA原産地規則不適合品に対する追加関税が残っている。

農産物貿易に関わる対カナダ通商動向

年月日	出来事
(2025年)	
2月1日	10%の対カナダ・フェンタニル関税を発表 →(2月1日)カナダが1550億ドル規模の対米報復措置を発表 →(2月4日)カナダが対抗措置の30日間の保留を発表
3月4日	25%の対カナダ・フェンタニル関税を発効 →(3月4日)カナダが1550億ドル規模の25%の対米報復関税を発表
3月6日	USMCA原産地規則を満たす輸入品の関税免除発表
4月2日	IEEPAに基づき10%の世界共通関税と国別相互関税発表、対カナダ関税はフェンタニル関税からの上乗せなし
4月5日	世界共通関税の発効
5月28日	国際貿易裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令
7月31日	USMCA原産地規則不適合品に対するフェンタニル関税を35%に引き上げ発表 (8月29日)カナダが報復関税の一部を改正・撤廃することを発表
11月14日	コーヒー、茶、バナナ等の特定の農産物に対するIEEPAに基づく関税撤廃
(2026年)	
1月26日	フェンタニル関税の1年延長を発表
2月20日	最高裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令

[PIIE\[Trump's trade war timeline\]](#)等をもとに弊社作成

「外国貿易障壁報告書（NTE）」における農業分野の記載（一部抜粋）

大項目	中項目	小項目（概要）
輸入政策	非関税障壁	<p>農業供給管理： カナダは乳製品、鶏肉、七面鳥、卵に供給管理制度を導入しており、USMCAで約束した米国に対する市場アクセスが完全には履行されていない</p> <p>税関障壁及び貿易円滑化： 2024年導入の輸入者向け新システム“CARM”では、導入以降、登録時のアクセス困難が多発している</p> <p>乳製品区分： カナダ国生産者を優遇する乳製品区分</p> <p>大臣免除： 米国産ジャガイモのバルク輸入に関する大臣免除の履行状況の注視が必要</p> <p>ワイン、ビール及び蒸留酒： 州の酒類管理委員会が課す市場アクセス障壁が、米国産酒類のカナダ市場への参入を著しく制限</p>
	技術的貿易障壁 衛生植物検疫障壁	<p>チーズの成分基準： カナダではチーズ製造向け乾燥乳たんぱく製品の量を制限、米国産乾燥乳たんぱく製品の需要を減少させている</p> <p>米国産種子輸出に対する制限： カナダの種子法では、カナダ食品検査庁（CFIA）に登録されていない品種の販売や輸入を原則禁止しており、手続きの遅さや煩雑さが米国産種子・穀物の輸出を不利にしている</p>

[2025年版「外国貿易障壁報告書（NTE）」](#)等をもとに作成

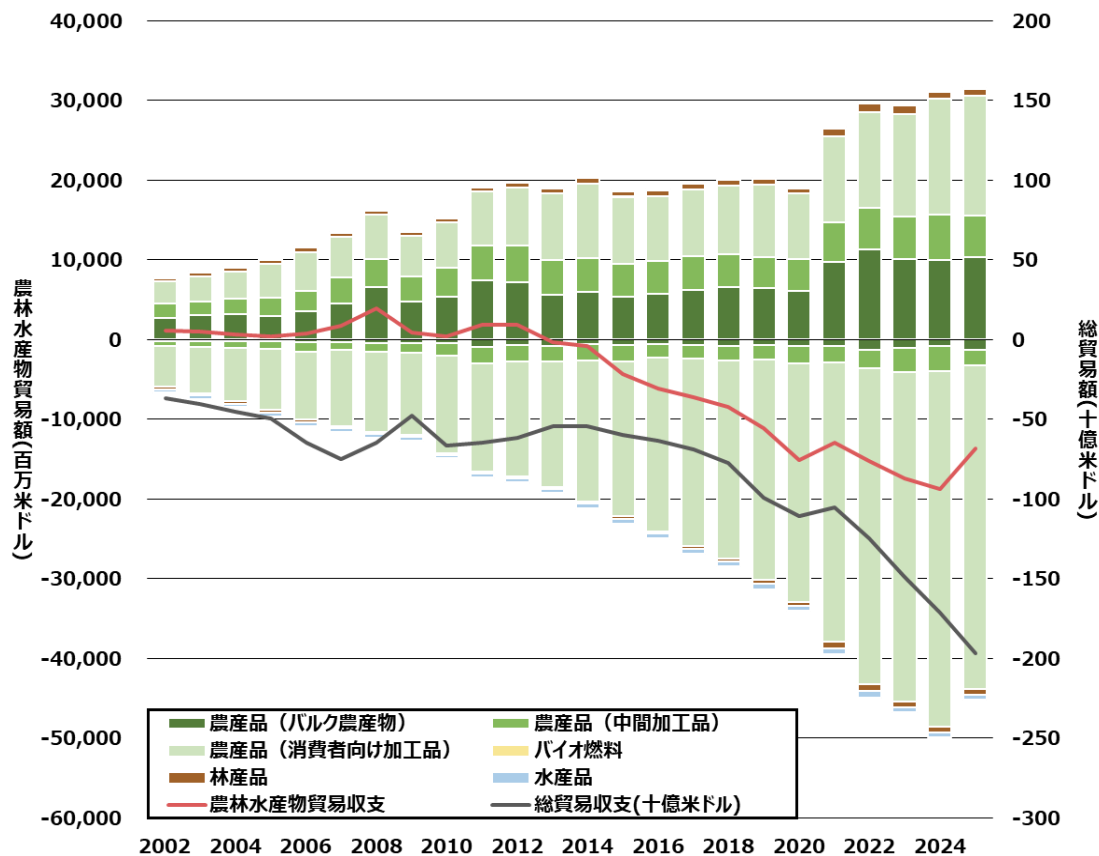


重要貿易相手国：メキシコ

2024年以前の米国の対メキシコ貿易収支は赤字の拡大傾向であり、そのうち農林水産物貿易収支も赤字で拡大傾向である。トランプ政権へと移行した2025年以降は、農林水産物貿易収支の赤字は縮小している。

- 米国の対メキシコ農産物・食品貿易について、輸出品目では、トウモロコシ、豚肉・豚肉製品などのバルク農産物が主であり、輸入品目では、生鮮野菜・果実などのバルク農産品や、酒類などの加工品が主である。

対メキシコ農林水産物貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

メキシコとの農産物・食品貿易概況

	品目	貿易額（百万米ドル）	前年比（%）
輸出	トウモロコシ	5,915	+7.3%
	豚肉・豚肉製品	2,853	+10.4%
	乳製品	2,575	+4.3%
	大豆	2,341	+1.7%
	家禽肉及び関連製品(卵除く)	1,549	+5.5%
	牛肉・牛肉製品	1,303	▲3.2%
	食品調整品	1,225	+4.8%
	小麦	1,116	+6.5%
	生鮮果実	996	+1.7%
	砂糖、甘味料及び飲料用ベース	995	▲20.0%
輸入	生鮮野菜	7,370	▲20.1%
	ビール	5,997	▲4.3%
	蒸留酒	3,683	▲31.6%
	生鮮果物（アボカド）	3,222	▲5.7%
	生鮮果物（ベリー類）	3,158	▲11.1%
	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	2,744	▲4.3%
	加工果実・野菜	2,727	+3.0%
	牛肉・牛肉製品	2,317	+21.2%
	ノンアルコール飲料(ジュース除く)	1,103	▲3.8%
	チョコレート・カカオ製品	679	+0.3%



重要貿易相手国：メキシコ

相互関税以前より、移民・フェンタニルの流入問題を発端とし、米国はメキシコへ追加関税を発効。USMCA原産地規則不適合品へのフェンタニル関税が依然論点となっている。

農産物貿易に関わる対メキシコ通商動向

年月日	出来事
(2025年)	
2月1日	10%の対メキシコフェンタニル関税を発表 →(2月3日)メキシコがフェンタニル関税・の30日間の保留合意を発表
3月4日	25%の対メキシコフェンタニル関税を発効
3月6日	USMCA原産地規則を満たす輸入品の関税免除発表
4月2日	IEEPAに基づき10%の世界共通関税と国別相互関税発表、対メキシコ関税はフェンタニル関税からの上乗せなし
4月5日	世界共通関税の発効
5月28日	国際貿易裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令
7月12日	対メキシコの30%の追加関税の発表 →(7月31日)メキシコが追加関税賦課の90日の延期合意発表 →(10月27日)メキシコが追加関税賦課の追加延期合意発表
11月14日	コーヒー、茶、バナナ等の特定の農産物に対するIEEPAに基づく関税撤廃
(2026年)	
1月26日	フェンタニル関税の1年延長を発表
2月20日	最高裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令

[PIIE「Trump's trade war timeline」](#)等をもとに弊社作成

「外国貿易障壁報告書（NTE）」における農業分野の記載（一部抜粋）

大項目	中項目	小項目（概要）
輸入政策	非関税障壁	<p>税関障壁及び貿易円滑化： 手続き変更の事前通知が不十分であり、国境で規制要件の解釈、執行が統一的でない状況が続いている。また、USMCAの合意に反する複数の国内規則が存在、合意した取り決めの未実施が確認されている</p> <p>グリホサート： グリホサートを含む化学製品の輸入許可が拒否されている</p> <p>農薬及び農業用化学品： 特定の農薬や農業用化学品について、必要な登録及び販売承認を得るまでに大幅な遅延が生じている。さらに、登録した農薬成分の更新が認められない場合があり、その結果、一部のライセンス保有者はメキシコへの輸入権を失うとしている</p>
		<p>技術的貿易障壁／衛生植物検疫障壁</p> <p>衛生植物検疫障壁</p> <p>生鮮ジャガイモ： 2021年以降認められた市場アクセスが引き続き透明かつ予測可能で、要件が科学的根拠に基づく必要</p> <p>農業バイオテクノロジー製品： 一部遺伝子組換え食品について、輸入・販売の申請判断が科学的根拠に基づかず、著しい遅延が生じる</p> <p>遺伝子組換え綿花： 米国は、近年却下された申請の再考、遅滞なき承認手続き、科学的・リスクベースの承認プロセスの採用を求める</p>
知的財産の保護		<p>地理的表示に関し、メキシコはEUとのFTAを通じて食品、ワイン、ビールの数百の名称保護に合意。米国は、市場アクセスの条件に品目ごとの知的財産を交渉するEUの慣行に懸念を持ち、メキシコでは各知的財産権が個別の実体的根拠に基づき評価されるべきと考える</p>

2025年版「外国貿易障壁報告書（NTE）」等をもとに作成

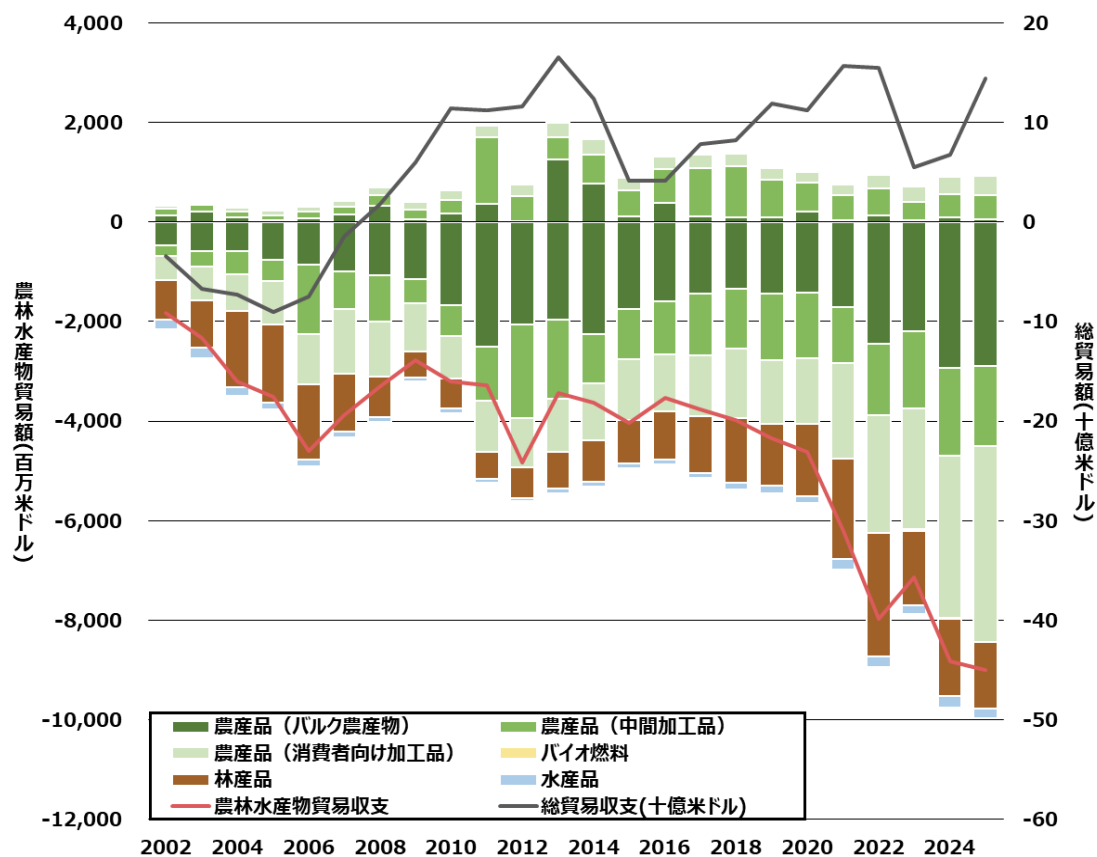


重要貿易相手国：ブラジル

2024年以前の米国の対ブラジル貿易収支は黒字の拡大傾向である一方、農林水産物貿易収支は赤字で拡大傾向である。トランプ政権へと移行した2025年以降も、農林水産物貿易収支の赤字は拡大している。

- 米国の対ブラジル農産物・食品貿易について、輸出品目では、乳製品や製油、アルコール類等の加工品が主であり、輸入品目では、コーヒーや牛肉などのバルク農産物や飲料製品などの加工品が主である。

対ブラジル農林水産物貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

ブラジルとの農産物・食品貿易概況

	品目	貿易額 (百万米ドル)	前年比 (%)
輸出	乳製品	107	▲5.3%
	エタノール (飲料用除く)	97	+83.0%
	精油	93	▲9.7%
	蒸留酒	88	+41.9%
	卵・卵製品	81	+102.5%
	小麦	41	▲51.8%
	デキストリン、ペプトン類及びタンパク質	36	+16.1%
	植物油 (大豆除く)	31	+63.2%
	食品調整品	31	+19.2%
	ナッツ類	17	▲34.6%
輸入	コーヒー豆 (非焙煎)	2,472	+26.4%
	牛肉・牛肉製品	1,753	+39.1%
	果実・野菜ジュース	1,391	+21.2%
	砂糖、甘味料及び飲料用ベース	256	▲15.5%
	タバコ (未加工)	213	▲15.8%
	焙煎及びびインスタントコーヒー	206	+16.4%
	デキストリン、ペプトン類及びタンパク質	193	+11.6%
	粗糖 (てん菜およびサトウキビ由来)	149	▲75.2%
	エタノール (飲料用除く)	143	▲29.6%
	精油	133	▲43.6%



重要貿易相手国：ブラジル

米国は、対ブラジル貿易収支が黒字であったため、ブラジルに対して国別上乗せ関税を賦課していなかったが、ブラジルの政治情勢を理由としたIEEPAにより相互関税に上乗せとなる追加関税が発動。その後、農産物が関税対象から除外されている。

農産物貿易に関わる対ブラジル通商動向

年月日	出来事
(2025年)	
4月2日	IEEPAに基づき10%の世界共通関税と国別相互関税を発表、対ブラジル関税率は10%
4月5日	世界共通関税の発効
4月9日	国別相互関税を発効後、90日間の停止を発表
5月28日	国際貿易裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令
7月7日	国別相互関税の停止を8月1日まで延長
7月10日	ボルソナロ前大統領の裁判に反対し、対ブラジル相互関税率の50%へ引き上げを通告
7月30日	ブラジルの政情を理由として新たにIEEPAに基づく40%の追加関税を発表
8月7日	国別追加関税の発行、対ブラジル相互関税率は10%
11月14日	コーヒー、茶、バナナ等の特定の農産物に対するIEEPAに基づく関税撤廃
11月20日	特定のブラジル産農産物輸入品に対するIEEPAに基づく40%の追加関税の撤廃を発表
(2026年)	
2月20日	最高裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令

[PIIE「Trump's trade war timeline」](#)等をもとに弊社作成

「外国貿易障壁報告書（NTE）」における農業分野の記載（一部抜粋）

大項目	中項目	小項目（概要）
輸入政策	関税	2023年のMFN平均関税率は11.2%（農産品：8.1%、非農産品：11.7%）
	内国税	ブラジルは、サトウキビから製造される特産品であるカシャーサに対し従価税16.25%の工業製品税（IPI）を課す一方、米国産を含むその他の輸入アルコール飲料には従価税19.5%の工業製品税（IPI）を課している
	輸入ライセンス	ブラジルには自動・非自動の輸入ライセンスが存在する。非自動輸入ライセンス制度は、省庁の認可が必要な製品（農産物・飲料はMAPA）に適用。ライセンス要件の詳細や却下理由は公表されず、こうした不透明さが米国からの輸出の障壁となっている
技術的貿易障壁／衛生植物検疫障壁	バイオ燃料規制	ブラジルの国家バイオ燃料政策「RenovaBio」は、カーボンプレジット市場を創設するが、現行制度では米国を含む海外のバイオ燃料生産者は本プログラムのカーボンプレジットの対象外である
	ワイン規制	ブラジルではワイン輸入時に書類の重複提出が求められる。技術規則第75号（2019年12月31日付）により、「成分分析証明書」と「輸入検査事前認証報告書」の両方が提出時に必要となる
	豚肉	2019年3月、米国とブラジルは科学的根拠に基づく条件でブラジル市場を米国産豚肉に対し開放することで合意。しかし、ブラジルはEUから米国に輸入される豚肉製品がアフリカ豚熱のリスクを高めるとの懸念から、米国産生鮮・冷凍豚肉のブラジル市場への輸出を依然として認めていない。ブラジルは禁輸措置を裏付ける科学的証拠を提示していない
知的財産の保護		米国はブラジルに、地理的表示（GI）保護での透明性・適正手続を確保し、特にEU・メルコスール協定の進展下でもGI保護の付与を通じて関係者の一般名称使用権が奪われない保証を強く要請している

[2025年版「外国貿易障壁報告書（NTE）」](#)等をもとに作成

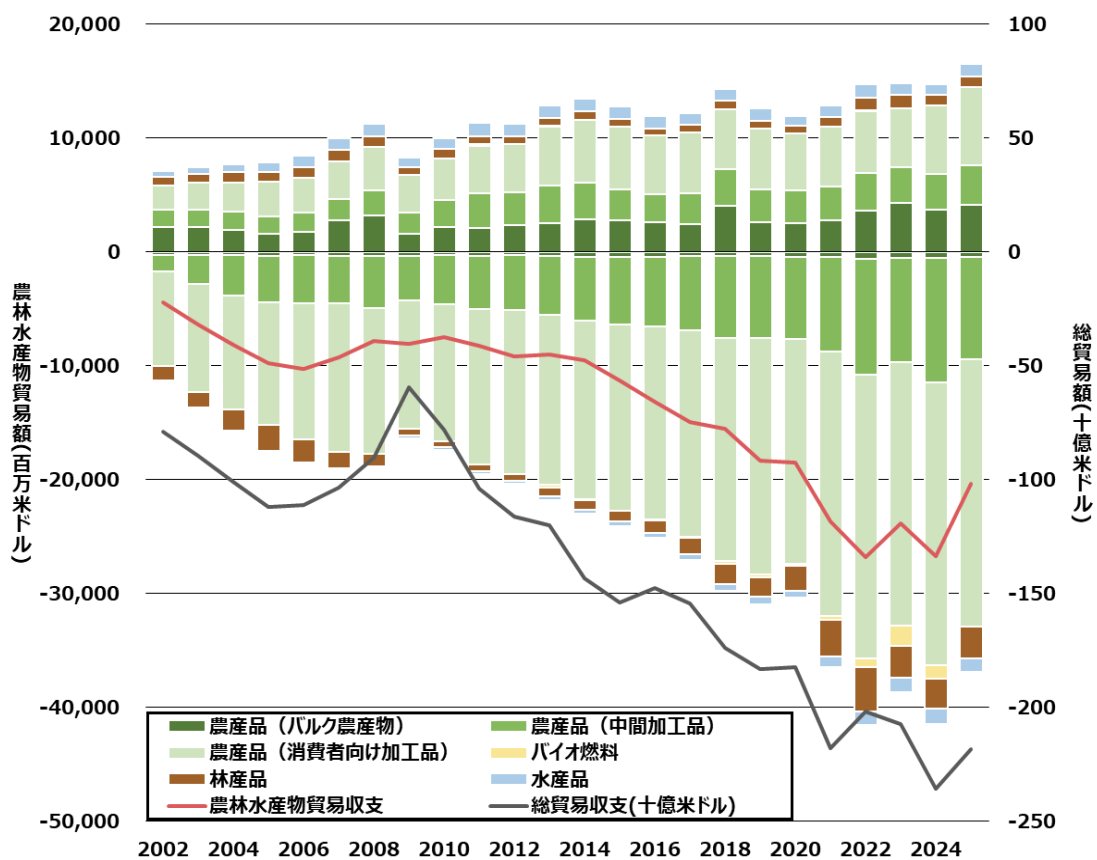


重要貿易相手国：EU

2024年以前の米国の対EU貿易収支は大きく赤字であり、そのうち農林水産物貿易収支も赤字で拡大傾向である。トランプ政権へと移行した2025年以降は、農林水産物貿易収支の赤字は縮小している。

- 米国の対EU農産物・食品貿易について、輸出品目では、ナッツ類、大豆などのバルク農産品や、酒類などの加工品が主であり、輸入品目では、酒類、精油などの加工品が主である。

対EU農林水産物貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

EUとの農産物・食品貿易概況

	品目	貿易額 (百万米ドル)	前年比 (%)
輸出	ナッツ類	3,490	+28.5%
	大豆	2,153	▲12.3%
	コーン	1,214	+205.0%
	蒸留酒	1,200	▲2.8%
	エタノール (飲料用除く)	881	+109.8%
	精油	581	+10.5%
	食品調整品	493	+8.1%
	デキストリン、ペプトン類及びタンパク質	353	+32.7%
	播種用種子	286	▲19.7%
	乳製品	269	+61.1%
輸入	ワイン及び関連製品	5,104	▲8.6%
	精油	2,769	▲36.6%
	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	2,733	+7.0%
	蒸留酒	2,561	▲23.7%
	加工果実・野菜	2,472	+2.2%
	乳製品	2,429	▲15.5%
	植物油	2,370	▲15.7%
	チョコレート・カカオ製品	1,232	+23.6%
	ノンアルコール飲料(ジュース除く)	1,079	▲8.5%
	ビール	883	▲16.9%



重要貿易相手国：EU

相互関税以前より、鉄鋼・アルミ関税に対してEUは報復関税を発動。貿易赤字であったEUに対して米国は国別上乗せ関税を含む相互関税を発表し、EUも即座に対抗措置を発表。2025年7月末に関税交渉が合意に至り、米国産農産物の市場アクセス優遇を含む米EU貿易協定の枠組みが合意された。

農産物貿易に関わる対EU通商動向

年月日	出来事
(2025年)	
	(3月12日)EUが米国の鉄鋼・アルミニウム関税に対して、農産物を含む260億ユーロ相当の報復関税措置を発表
4月2日	IEEPAに基づき10%の世界共通関税と国別相互関税を発表、対EU関税率は20%
4月5日	世界共通関税の発効
4月9日	国別相互関税を発効後、90日間の停止を発表 →(4月10日)EUが報復措置の90日保留を発表
5月28日	国際貿易裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令
7月7日	国別相互関税の停止を8月1日まで延長
7月27日	EUとの合意の発表
7月31日	関税率を交渉動向に応じて調整、対EU関税率は合意に基づき15%を上限に引き下げ
8月7日	国別相互関税の発行、対EU関税率は上限15%
8月21日	米欧枠組みに関する共同声明発表 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米) 対EU関税率の上限15% ➢ EU) 米国産農産物の優遇市場アクセス提供 ➢ 米・EU) 食品および農産物の貿易に影響を与える非関税障壁の解決協力 等
11月14日	コーヒー、茶、バナナ等の特定の農産物に対するIEEPAに基づく関税撤廃
(2026年)	
2月20日	最高裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令

PIIE「[Trump's trade war timeline](#)」等をもとに弊社作成

「外国貿易障壁報告書（NTE）」における農業分野の記載（一部抜粋）

大項目	中項目	小項目（概要）
輸入政策	関税	Meursing表関税コード： Meursing表に基づく関税の計算の難しさは、輸出業者に不要な事務負担や不確実性を生じさせている
	技術的貿易障壁	ワインの伝統的用語： EUは「トウニー」「ルビー」「シャトー」などの伝統的用語の輸入ワインラベルでの使用を引き続き制限しているため、これらの用語を商標の一部に含む米国産ワインの輸出が妨げられている
技術的貿易障壁／衛生植物検疫障壁	衛生植物検疫障壁	農業バイオテクノロジー： 承認プロセスが予測性に欠け、過剰なデータ要求や遅延が常態化しており、EU向け輸出が妨げられている
		生体牛： 米国産の生体牛は、複数の牛疾病に関するEUの認証要件を理由に、EUへの輸出や第三国への経由輸送が認められていない
知的財産の保護		特定危険部位認証要件： EUはBSEリスクが高い動物組織である特定危険部位（SRM）について、米国とは異なる定義を採用している
		グリホサートの再承認： 2023年、EUがグリホサートを再承認したが、一部加盟国は使用を部分的または全面的に禁止し続けている
		米国は、EUによる地理的表示の過度な保護に強い懸念を抱いている。これは、米国商標の保護や、一般名称を使用する米国製品のEU及び第三国市場へのアクセスに悪影響を及ぼしている

2025年版「[外国貿易障壁報告書（NTE）](#)」等をもとに作成

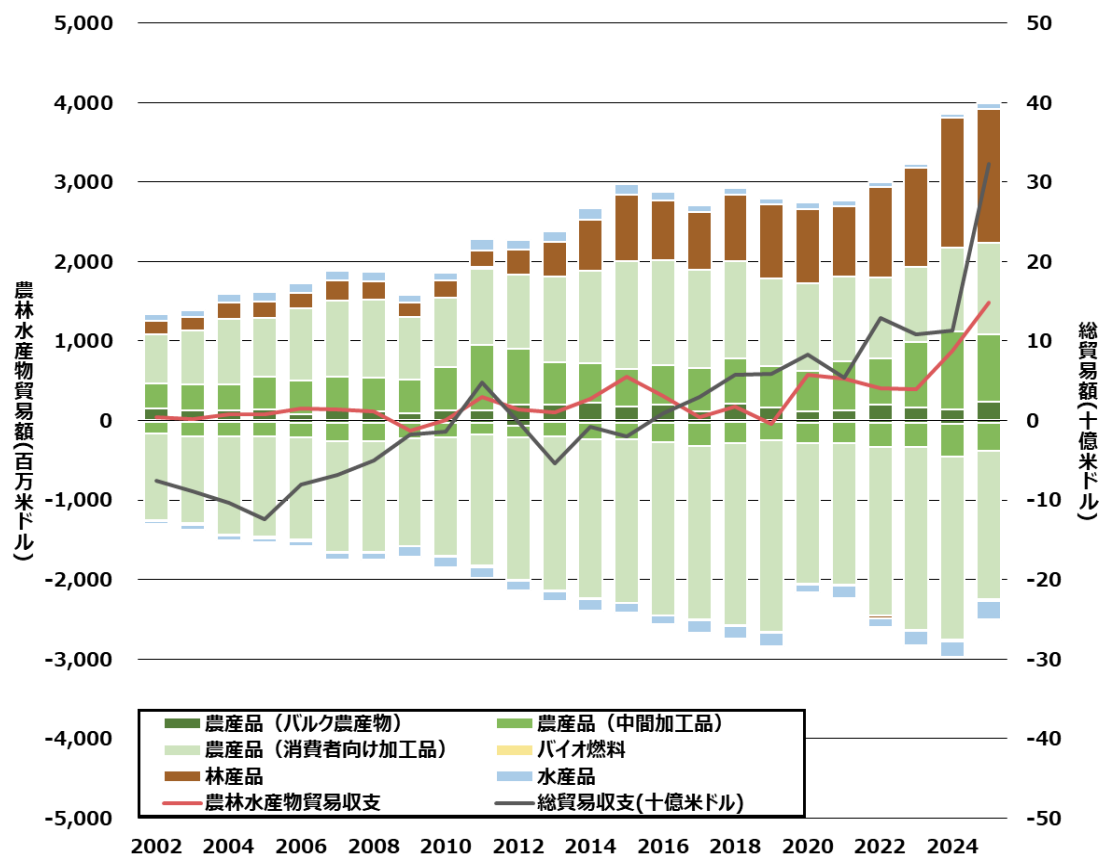


重要貿易相手国：英国

2024年以前の米国の対英貿易収支は黒字で推移しており、そのうち農林水産物貿易収支も黒字で推移している。
 トランプ政権へと移行した2025年以降も、農林水産物貿易収支の黒字は拡大している。

- 米国の対英農産物・食品貿易について、輸出品目では、ナッツ類・大豆などのバルク農産物や、酒類などの加工品が主であり、輸入品目では、酒類や畜産関連製品などの加工品が主である。

対英農林水産物貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

英国との農産物・食品貿易概況

	品目	貿易額 (百万米ドル)	前年比 (%)
輸出	エタノール (飲料用除く)	393	▲26.1%
	ナッツ類	257	+27.2%
	蒸留酒	153	+13.3%
	ワイン及び関連製品	145	▲11.6%
	大豆	109	+109.6%
	食品調整品	99	▲2.0%
	精油	80	+5.3%
	トウモロコシ	75	+177.8%
	蒸留粕	58	+16.0%
	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	58	+1.8%
輸入	蒸留酒	1,079	▲32.1%
	乳製品	184	▲5.6%
	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	133	0.0%
	ノンアルコール飲料(ジュース除く)	103	+24.1%
	食品調整品	99	+5.3%
	生きた動物	52	▲56.7%
	チョコレート・カカオ製品	51	+45.7%
	豚肉・豚肉製品	29	+16.0%
	キャットフード・ドッグフード	29	+38.1%
	茶	28	▲26.3%



重要貿易相手国：英国

対英貿易収支が黒字であったため、米国は英国に対して当初国別上乗せ関税を賦課せず。2025年5月の時点で2国間での貿易協定交渉が合意に至り、牛肉への関税緩和措置など農業市場アクセス向上を含む米英貿易協定の枠組みが合意された。

農産物貿易に関わる対英通商動向

年月日	出来事
(2025年)	
4月2日	IEEPAに基づき10%の世界共通関税を発表
4月5日	世界共通関税の発効
5月8日	英国との米英協定に関する合意を発表 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米) 英国重要分野の関税の優遇的引き下げ ➢ 米) 英国産輸入品に相互関税の適応 ➢ 英) 米国重要分野の関税の優遇的引き下げ ➢ 英) 米国産牛肉への関税撤廃 ➢ 英) 米国産牛肉に対して13,000tの優遇免税割当 ➢ 英) 米国産エタノールに対して14億Lの優遇免税割当 ➢ 米・英) 衛生・植物検疫(SPS)基準の協議等、農業市場へのアクセス向上に向けた協力 等
5月28日	国際貿易裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令
8月7日	国別相互関税の発行、合意に基づき対英相互関税率は10%
11月14日	コーヒー、茶、バナナ等の特定の農産物に対するIEEPAに基づく関税撤廃
(2026年)	
2月20日	最高裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令

[PIIEE「Trump's trade war timeline」](#)等をもとに弊社作成

「外国貿易障壁報告書（NTE）」における農業分野の記載（一部抜粋）

大項目	中項目	小項目（概要）
輸入政策	関税	<p>英国グローバル関税： 2023年のMFN平均関税率は3.8%（農産品：9.2%、非農産品：2.9%）。米国輸出に影響を与える高関税も存在、魚介類には最大25.0%の関税</p> <p>関税割当（TRQ）： 一部水産物向けの独自関税割当（ATQ）が存在するが、米国産水産物には枠内の無税アクセスが殆ど残されていない</p>
	非関税障壁	<p>北アイルランド特有の国境管理： ウィンザー・フレームワークの下、ブレグジット後の英EU合意の一部として別個の取り決めが適用される</p> <p>国境ターゲット運用モデル（BTOM）： リスク区分決定に用いられるパラメータの公平性や科学的根拠について懸念が表明されている</p>
技術的貿易障壁／衛生植物検疫障壁	技術的貿易障壁	EU離脱後、英国は2021年に既存のEU技術規則を英国法に移行し、これにより英国とEUの技術規則及び要件は密接に一致することとなった。一方で、一部のEU規則の変更が英国の規則に自動的に反映されないため、今後、制度間の乖離が生じる可能性は高い
	衛生植物検疫障壁	EU離脱後、英国は2021年に既存のSPS措置を英国法に移行し、これにより英国とEUのSPS措置は密接に一致することとなった。一方で、一部のEU規則の変更が英国の規則に自動的に反映されないため、今後、制度間の乖離が生じる可能性は高い
知的財産の保護	地理的表示（GI）	米国は、英国のGI保護制度が既存の商標権や、一般名称の使用に依存する米国製品の市場アクセスに与える影響を注視している米国は、英国のGI保護制度が既存の商標権や、一般名称の使用に依存する米国製品の市場アクセスに与える影響を注視している

[2025年版「外国貿易障壁報告書（NTE）」](#)等をもとに作成

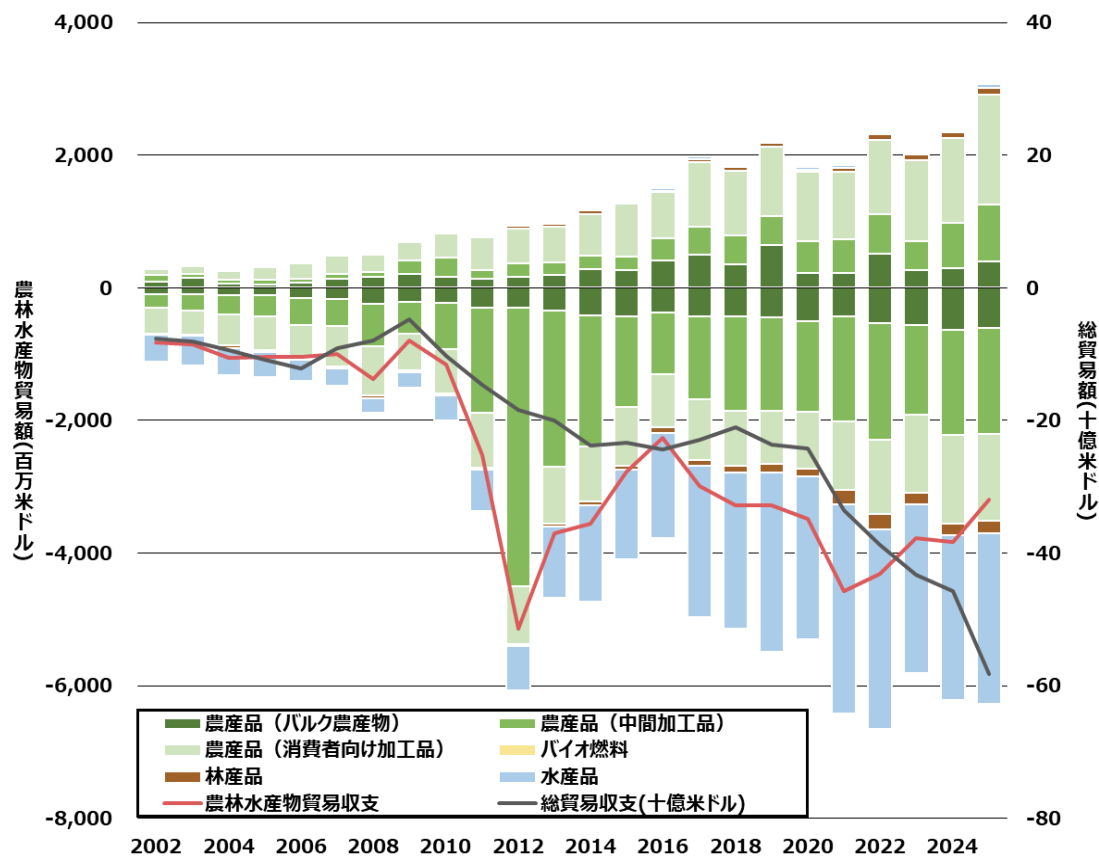


重要貿易相手国：インド

2024年以前の米国の対インド貿易収支は赤字で拡大傾向であり、そのうち農林水産物貿易収支も赤字で推移している。トランプ政権へと移行した2025年以降は、農林水産物貿易収支の赤字は輸出の増加により縮小している。

- 米国の対インド農産物・食品貿易について、輸出品目では、ナッツ類、豆類、綿などのバルク農産物が主であり、輸入品目では、コメなどのバルク農産物と、穀物加工食品や加工果実・野菜などの加工品、またスパイスが主である。

対インド農林水産物貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

インドとの農産物・食品貿易概況

	品目	貿易額 (百万米ドル)	前年比 (%)
輸出	ナッツ類	1,446	+29.6%
	エタノール (飲料用除く)	408	▲3.1%
	綿	389	+86.1%
	大豆油	213	+460.5%
	乳製品	90	+69.8%
	精油	75	+11.9%
	生鮮果実	48	+20.0%
	デキストリン、ペプトン類及びタンパク質	30	+15.4%
	加工果実	21	+40.0%
	食品調整品	17	+30.8%
輸入	スパイス	381	▲7.1%
	コメ	377	▲3.6%
	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	251	+1.2%
	加工果実・野菜	235	+3.1%
	砂糖、甘味料及び飲料用ベース	201	+17.5%
	精油	192	▲9.4%
	植物油	155	▲11.4%
	ココアペースト・ココアバター	114	+28.1%
	食品調整品	110	▲20.3%
	茶	90	▲2.2%



重要貿易相手国：インド

対インド貿易収支が赤字であったため、米国はインドに対して国別上乗せ関税を含む相互関税を発表。さらにロシア産原油を輸入したことで制裁関税が課され、対米輸出に対して高関税が課されていたが、2026年2月に合意が発表された。

農産物貿易に関わる対インド通商動向

年月日	出来事
(2025年)	
4月2日	IEEPAに基づき10%の世界共通関税と国別相互関税発表、対インド関税率は26%
4月5日	世界共通関税の発効
4月9日	国別相互関税を発効後、90日間の停止を発表
5月28日	国際貿易裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令
7月7日	国別相互関税の停止を8月1日まで延長
7月22日	日本との合意の発表
7月31日	相互関税率を交渉動向に応じて調整、対インド関税率は25%
8月6日	ロシアからの石油輸入を理由に8月27日より発効する、25%の対インド追加関税率を発表
8月7日	国別相互関税の発行、対日関税率は15%
11月14日	コーヒー、茶、バナナ等の特定の農産物に対するIEEPAに基づく関税撤廃
(2026年)	
2月6日	インドとの合意の発表 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米) ロシア産石油に係る追加制裁関税の解除 ➢ 米) 18%の対インド相互関税の適応 ➢ イ) 米国産農産物・食品に対する関税を撤廃または引き下げ ➢ イ) 米国の農産物・食品貿易に対する非関税障壁の削減 等
2月20日	最高裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令

「外国貿易障壁報告書（NTE）」における農業分野の記載（一部抜粋）

大項目	中項目	小項目（概要）
輸入政策	関税及び税金	<p>関税： 2023年のMFN平均関税率は17.0%（非農産品：13.5%、農産品：39.0%）であり、主要な世界経済の中で最も高い水準</p> <p>税金： 2018年以降、インドは輸入品に対し10%のサーチャージを課す。さらに農産品を中心にサーチャージ率が頻繁に変更される</p>
	非関税障壁	<p>輸入制限： インドの数量制限運用の不透明さと予測困難さが米国輸出業者の市場アクセスに影響を与えている</p>
技術的貿易障壁／衛生植物検疫障壁	衛生植物検疫障壁	<p>農産品の外国施設登録： 2023年以降、輸出国の主管当局は、インド向けの牛乳・乳製品、食肉・食肉製品（家禽・魚を含む）、卵粉、乳児用食品、栄養補助食品の輸出業者リストの提出が求められている</p> <p>乳製品： インドは乳製品輸入に厳しい要件を課す上、最近の健康証明書要件、施設登録要件、高関税率が市場アクセスを妨げている</p> <p>植物衛生問題： インドは、一部の植物病害虫に対しリスク評価に基づかないゼロトレランス基準を維持、米国産穀物・豆類の輸出を制約</p>
		<p>インドは農業分野に対し、中央及び州レベルで信用保証、債務免除、作物保険、肥料・燃料・電力・種子などの投入資材補助金などを幅広く提供。特にコメや小麦等の25品目の農産物生産者は、政府の最低支持価格（MSP）制度の恩恵を受ける</p>
補助金	農業補助金	

2025年版「外国貿易障壁報告書（NTE）」等をもとに作成

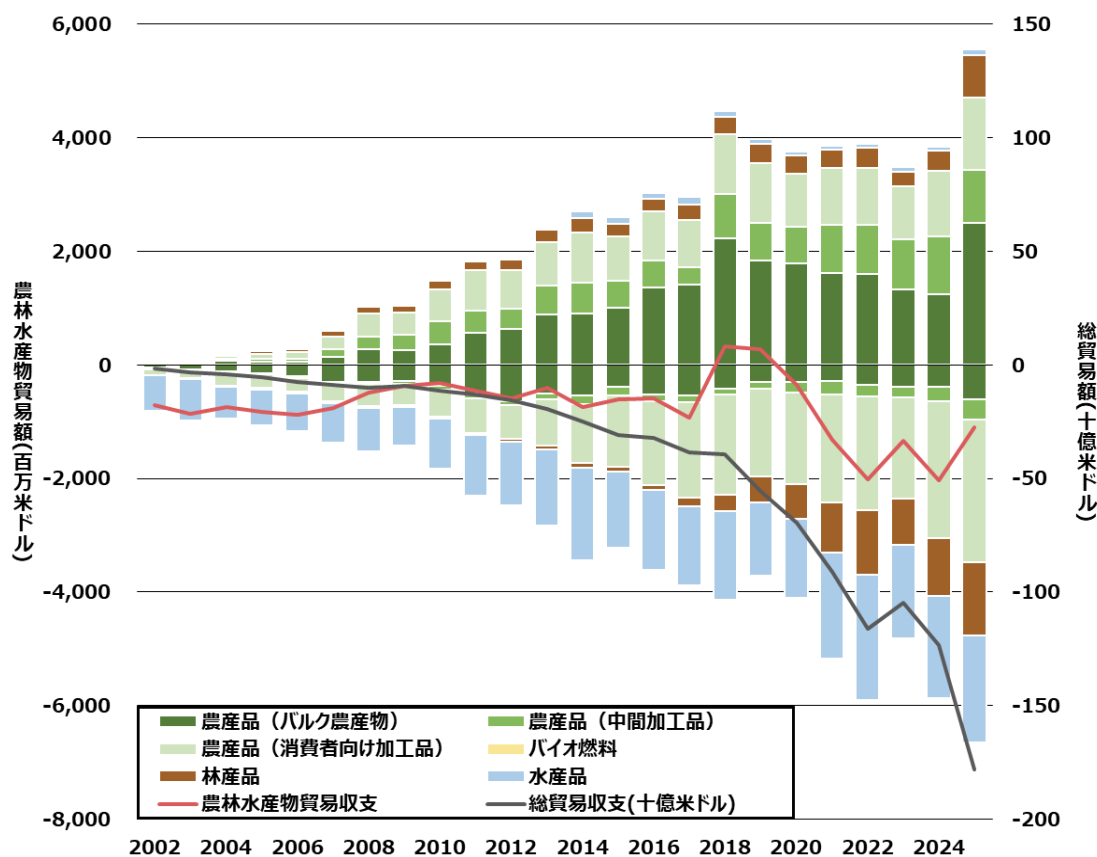
PIIEF Trump's trade war timeline.]等をもとに弊社作成

重要貿易相手国：ベトナム

2024年以前の米国の対ベトナム貿易収支は大きく赤字でであるが、そのうち農林水産物貿易収支も赤字に推移している。トランプ政権へと移行した2025年以降は、農林水産物貿易収支の赤字は輸出の増加により縮小している。

■ 米国の対ベトナム農産物・食品貿易について、輸出品目では、綿、大豆、ナッツ類などのバルク農産物が主であり、輸入品目では、ナッツ類などのバルク農産物や、スパイスやコーヒーが主である。

対ベトナム農林水産物貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

ベトナムとの農産物・食品貿易概況

	品目	貿易額 (百万米ドル)	前年比 (%)
輸出	綿	1,283	+121.6%
	大豆	580	+20.3%
	ナッツ類	578	+46.7%
	トウモロコシ	394	+1613.0%
	蒸留粕	272	+3.4%
	大豆ミール	237	▲34.3%
	小麦	223	+84.3%
	乳製品	150	+19.0%
	家禽肉及び関連製品(卵除く)	113	▲28.5%
	ノンアルコール飲料(ジュース除く)	104	▲1.0%
輸入	ナッツ類	1,140	▲8.4%
	コーヒー豆 (非焙煎)	554	+59.7%
	スパイス	501	+6.1%
	加工果実・野菜	206	+52.6%
	果実・野菜ジュース	203	+70.6%
	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	136	+10.6%
	キャットフード・ドッグフード	107	▲6.1%
	生きた動物	90	+114.3%
	焙煎及びびインスタントコーヒー	57	+29.5%
	植物油	52	+62.5%



重要貿易相手国：ベトナム

対ベトナム貿易収支が赤字だったため、米国はベトナムに対して国別上乘せ関税を含む相互関税を発表。2025年7月末に2国間での関税交渉が合意に至り、農産物購入・農産物の優遇市場アクセスを含む米ベトナム貿易協定の枠組みが合意された。

農産物貿易に関わる対ベトナム通商動向

年月日	出来事
(2025年)	
4月2日	IEEPAに基づき10%の世界共通関税と国別相互関税を発表、対ベトナム関税率は46%
4月5日	世界共通関税の発効
4月9日	国別相互関税を発効後、90日間の停止を発表
5月28日	国際貿易裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令
7月7日	国別相互関税の停止を8月1日まで延長
7月2日	ベトナムとの合意の発表
7月31日	相互関税率を交渉動向に応じて調整、対ベトナム関税率は合意に基づき20%
8月7日	国別相互関税の発行、対ベトナム関税率は20%
10月26日	米・ベトナム貿易協定の枠組みの詳細発表 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米) 20%の対ベトナム相互関税率の適応 ➢ ベ) 米国の農産物への優遇市場アクセスを提供 ➢ ベ) 29億円相当の米国産農産物の購入 ➢ 米・ベ) 優先分野における非関税障壁の削減 等
11月14日	コーヒー、茶、バナナ等の特定の農産物に対するIEEPAに基づく関税撤廃
(2026年)	
2月20日	最高裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令

[PIIE「Trump's trade war timeline」](#)等をもとに弊社作成

「外国貿易障壁報告書（NTE）」における農業分野の記載（一部抜粋）

大項目	中項目	小項目（概要）
輸入政策	関税及び税金	<p>関税： 2023年のMFN平均関税率は9.4%（農産品：17.1%、非農産品：8.1%）。消費者向け食品・農産品は依然高い関税率に直面</p> <p>税金： 2016年、輸入アルコール飲料の特別消費税の算出方法が変更され、輸入業者の税負担が国内生産者に比べて大幅に増加した</p>
	非関税障壁	<p>税関障壁及び貿易円滑化： 一部の米国輸出業者は、関税・税金額の確定中に税関から貨物の引き渡しが遅れることを懸念</p>
技術的貿易障壁／衛生植物検疫障壁	技術的貿易障壁	<p>表示： 2022年の商品表示に関する政令改正によって、ラベルに記載すべき情報が大幅に増加、製品カテゴリごとに異なる具体的要件が課された</p>
	衛生植物検疫障壁	<p>遺伝子組換え製品の輸入または商業化の承認： 2023年、数年ぶりに栽培用遺伝子組換え製品の新規申請受理を再開</p> <p>食品安全法に基づく輸入： 近年、食品安全法と関連する政令の見直しが続くため、米国農産物輸出に悪影響を及ぼすよう注視が必要</p> <p>食肉・家禽製品の施設登録及び検査要件： 2024年施行の通達4/2024は、実施に関する重要情報が不明確で貿易に不確実性をもたらす</p>
環境		<p>ベトナムによる違法木材の輸入・使用に関して、2021年に米国とベトナムは米国の懸念に対応する協定（木材協定）に署名。米国は今後も木材協定に基づくベトナムの約束履行状況を監視していく</p>

2025年版「外国貿易障壁報告書（NTE）」等をもとに作成

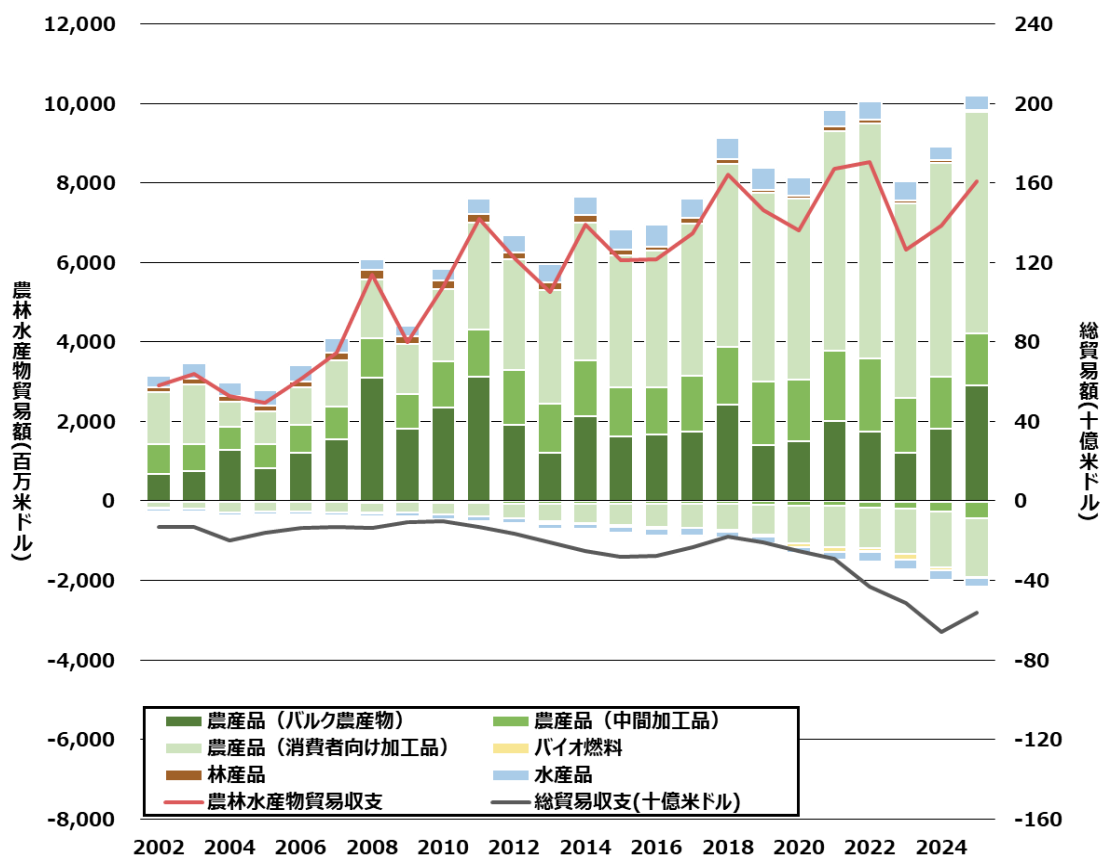


重要貿易相手国：韓国

2024年以前の米国の対韓国貿易収支は赤字の拡大傾向であるが、そのうち農林水産物貿易収支は黒字で推移している。トランプ政権へと移行した2025年以降は、農林水産物貿易収支の黒字は輸出の増加により拡大している。

- 米国の対韓農産物・食品貿易について、輸出品目では、牛肉、豚肉、トウモロコシなどのバルク農産物が主であり、輸入品目では、穀物加工食品、加工食品などの加工品が主である。

対韓農林水産物貿易収支の推移



(出所) US Census, USDA FAS等により作成

韓国との農産物・食品貿易概況

	品目	貿易額 (百万米ドル)	前年比 (%)
輸出	牛肉・肉製品	2,231	+0.6%
	トウモロコシ	1,852	+168.8%
	豚肉・豚肉製品	667	▲8.4%
	小麦	558	+16.7%
	食品調整品	523	+6.5%
	乳製品	518	+34.5%
	生鮮果実	354	▲5.6%
	ナッツ類	346	+17.7%
	蒸留粕	327	▲8.9%
	大豆	242	▲25.8%
輸入	ベーカリー製品、穀製調製品及びパスタ	620	+10.1%
	加工果実・野菜	320	+11.1%
	食品調整品	127	+6.7%
	ノンアルコール飲料(ジュース除く)	92	▲5.2%
	調味料・ソース類	68	+9.7%
	乳製品	55	+5.8%
	蒸留酒	54	+5.9%
	茶	25	▲7.4%
	デキストリン、ペプトン類及びタンパク質	24	+14.3%
	生鮮野菜	23	▲8.0%



重要貿易相手国：韓国

対韓貿易収支が赤字であったため、米国は韓国に対して国別上乗せ関税を含む相互関税を発表。2025年7月末に2国間での関税交渉が合意に至り、農産物貿易の非関税障壁削減を含む米韓貿易協定の枠組みが定められた。

農産物貿易に関わる対韓通商動向

年月日	出来事
(2025年)	
4月2日	IEEPAに基づき10%の世界共通関税と国別相互関税を発表、対韓関税率は25%
4月5日	世界共通関税の発効
4月9日	国別相互関税を発効後、90日間の停止を発表
5月28日	国際貿易裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令
7月7日	国別相互関税の停止を8月1日まで延長、送付された書簡にて通達された対韓相互関税率は25%
7月30日	韓国との合意の発表
7月31日	関税率を交渉動向に応じて調整、対韓関税率は合意に基づき15%に引き下げ
8月7日	国別相互関税の発行、対韓関税率は15%
11月13日	米韓貿易協定の韓国との合意の詳細を発表 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 米) 15%の対韓相互関税の適応 ➢ 韓) 農業バイオテクノロジー製品の規制承認プロセスの効率化や肉やチーズの市場アクセス等、農産物に関する非関税障壁の削減 等
11月14日	コーヒー、茶、バナナ等の特定の農産物に対するIEEPAに基づく関税撤廃
(2026年)	
2月20日	最高裁判所がIEEPA関税の撤廃を命令

[PIIE「Trump's trade war timeline」](#)等をもとに弊社作成

「外国貿易障壁報告書（NTE）」における農業分野の記載（一部抜粋）

大項目	中項目	小項目（概要）
技術的貿易障壁／衛生植物検疫障壁	衛生植物検疫障壁	<p>農業バイオテクノロジー： 韓国での新たな承認プロセスは、重複審査や過剰なデータ要求等の非効率性により、煩雑かつ長期化している</p> <p>牛肉及び牛肉製品： 2008年に韓国はBSE関連の米国産牛肉及び牛肉製品の輸入の全面再開に合意したものの、韓国は米国から輸入される牛肉及び牛肉製品が30か月未満の動物由来である「移行措置」を要求。この「移行措置」は16年間継続している。さらに、牛肉加工品の輸入は年齢を問わず引き続き禁止している</p> <p>反芻動物由来成分含むキャットフード・ドッグフードの市場アクセス： 米国は、2003年の米国産反芻動物製品の禁止を受け、反芻動物由来成分を含むキャットフード・ドッグフード市場アクセス再開を要請。2025年、韓国は改訂輸入衛生要件を公表</p> <p>園芸製品： 米国の複数の市場アクセス要請が、韓国動植物検疫庁（APQA）で保留中である</p> <p>残留基準値（MRL）： 米国は、輸入食品及び農産物の市場アクセス円滑化のため、国際基準に合致した科学的根拠に基づく最大残留基準値（MRL）の設定を促進するべく、韓国食品医薬品安全処（MFDS）と継続的に協力している</p>

2025年版「外国貿易障壁報告書（NTE）」等をもとに作成

(参考) 各国対米関税の概況

米国の主要輸出品目について、重要貿易相手国が高い関税を課している場合がある。高い関税で守られた品目については、一部の例外はあるものの、当該品目の相手国への輸出額は少なくなる傾向が見て取れる。

2025年における米国の主要輸出品目の各国輸出額(百万米ドル)およびそれら品目に対する各国関税率

品目\貿易協定	世界	日本 USJTA	中国 追加関税	カナダ USMCA	メキシコ USMCA	ブラジル	EU	英国	インド	ベトナム	韓国 米韓FTA
小麦	6,322 (100%)	538 (9%)	16 (0%)	28 (0%)	1,116 (18%)	41 (1%)	141 (2%)	2 (0%)	0 (0%)	223 (4%)	558 (9%)
		0% ^{※1,5} 20% ^{※1,4} ~55円/kg	51% ^{※2} ~115% ^{※3}	0%	0%	9%	95 EUR/mt	79 UKP/mt	40%	0%	0%
トウモロコシ	18,461 (100%)	3,414 (18%)	2 (0%)	325 (2%)	5,915 (32%)	0 (0%)	1,214 (7%)	75 (0%)	0 (0%)	394 (2%)	1,852 (10%)
		0%	51% ^{※2} ~115% ^{※3}	0%	0%	5.4%	0%	0%	50%	0%	0%
大豆	16,461 (100%)	1,068 (6%)	3,079 (19%)	74 (0%)	2,341 (14%)	0 (0%)	2,153 (13%)	109 (1%)	0 (0%)	580 (4%)	242 (1%)
		0%	50.5%	0%	0%	7.2%	0% ^{※6}	0%	45%	0%	0%
コム	1,891 (100%)	361 (19%)	0 (0%)	152 (8%)	223 (12%)	0 (0%)	23 (1%)	15 (1%)	1 (0%)	0 (0%)	125 (7%)
		0% ^{※1} ~341円/kg	36% ^{※2} ~100% ^{※3}	0%	0%	10.8%	175EUR/mt	145 UKP/t	70%	0% ^{※7} (40%)	5% ^{※2} ~513% ^{※3}
綿	4,828 (100%)	33 (1%)	219 (5%)	1 (1%)	213 (4%)	1 (1%)	27 (1%)	0 (0%)	389 (8%)	1,283 (27%)	50 (1%)
		0%	51% ^{※2} ~90% ^{※3}	0%	0%	5.4%	0%	0%	0% ^{※8} (5%)	0%	0%
牛肉	9,333 (100%)	1,760 (19%)	498 (5%)	874 (9%)	1,303 (14%)	1 (0%)	256 (3%)	42 (0%)	0 (0%)	39 (0%)	2,231 (24%)
		21.6%	52%	0%	0%	9%	12.8%+221.1 EUR/100 kg	12% + 185 UKP/100 kg	33%	20%	2.6%

・輸出額は米国のBICO(HS10)分類に基づきUSDA FASのデータを参照。関税率はWTO Tariff & Trade Data、FedEx WorldTariff他、各種データベースを参照。

・黒字はMFN関税率、赤字は特恵関税率、青字は追加関税率、緑字は暫定税率。

※1: 食糧法内/ミニマムアクセス米

※2: 関税割当て内/※3: 関税割当て外

※4: 食用/※5: 非食用

※6: EUは米国産大豆に一時25%の報復関税を課していた時期あり。

※7: 2025年は米越合意により、米国産のコメに対する関税率は0%となった。

※8: インドでは2025年は国内の綿花不足を理由に、輸入関税を一時免除。

IV-2

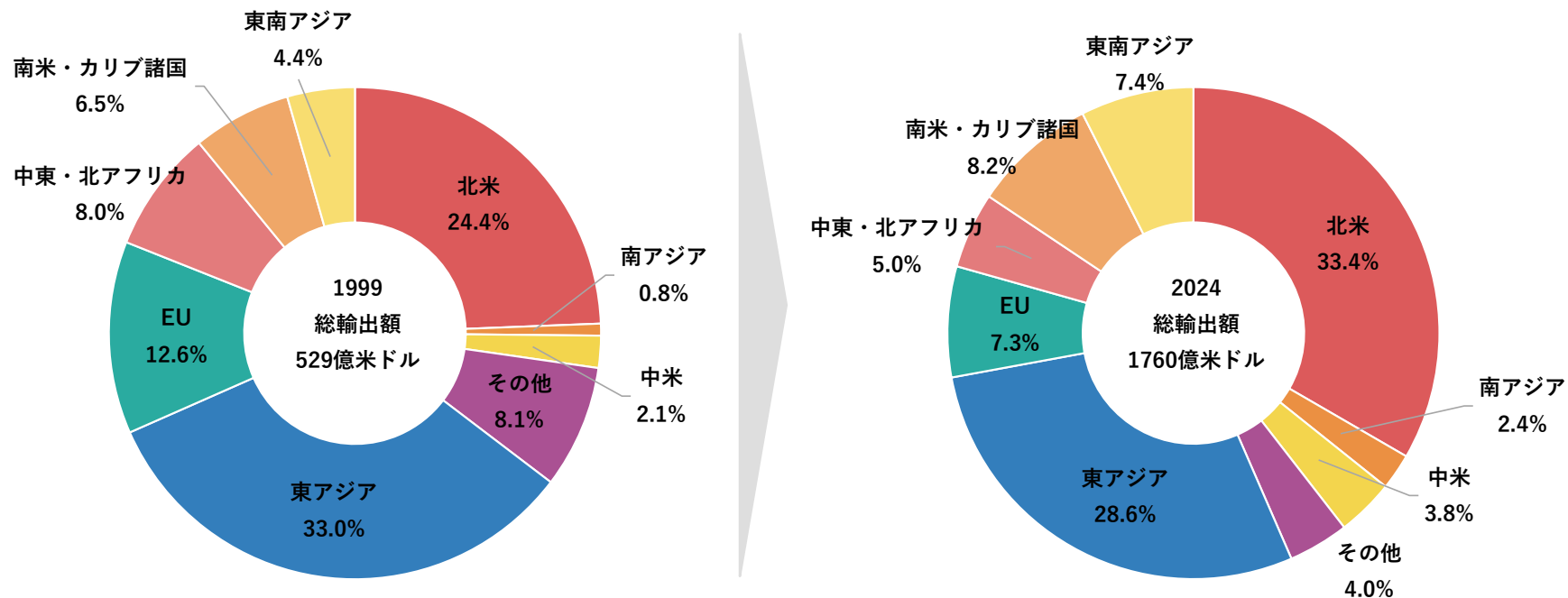
第二次トランプ政権の農産物・食品
輸出政策

米国の農産物・食品輸出の長期的な傾向①

米国の農産物・食品輸出の輸出先や品目構成は変化している。

- 米国農業の生産量は多くの品目において国内需要を上回るペースで増加してきたため、農家や関連企業は価格と収益を維持するため、輸出市場に目を向けてきた。その結果、農産物・食品輸出額は過去25年間で着実に拡大し、**1999年の529億米ドルから2024年には1760億米ドル**に達した。
- また、その間に**世界の需給変動を反映して、米国の農産物・食品輸出の品目構成も変化してきた**。特に、世界的な人口増加・所得向上と食生活の多様化を背景に、乳製品・肉類・果物・野菜等の高付加価値製品(HVP)を含む消費者向け輸出が急成長してきた。穀物や油糧種子等のバルク製品の輸出が減少する一方、2024年にはHVP輸出の割合が総輸出額の69%に拡大した。

米国農産物・食品輸出における輸出先シェア（1999年と2024年の比較）

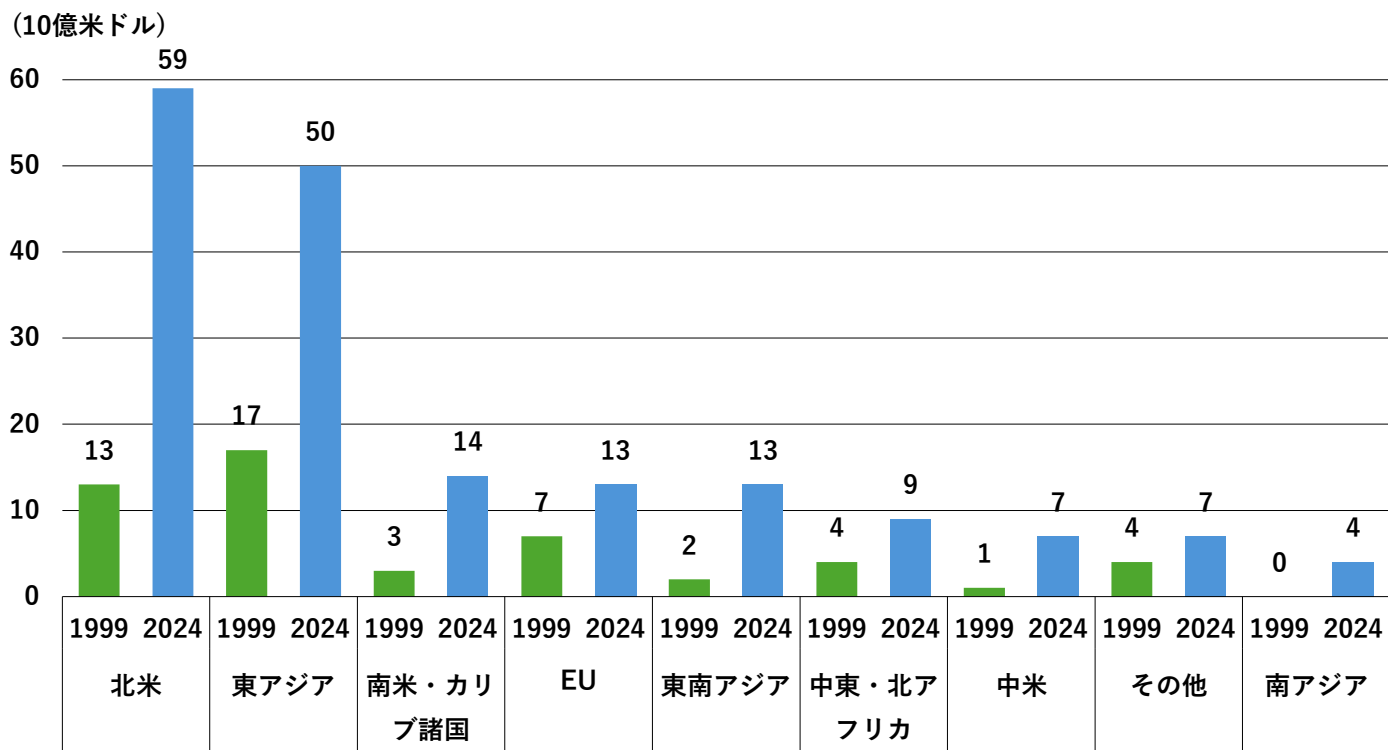


(出所) [USDA"U.S. Agricultural Trade - U.S. Agricultural Trade at a Glance" \(Updated: 7/22/2025\)](#)

米国の農産物・食品輸出の長期的な傾向②

- 北米自由貿易協定（NAFTA、1994年）及びそれに続く米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA、2020年）に伴う農産物貿易障壁の削減は、カナダとメキシコへの輸出増加を支え、2000年代の25年間で輸出量は4倍以上に増加した。中南米・カリブ地域も米国農産物の成長市場となっている。東アジア・東南アジアでは、家計所得の増加と貿易政策の変化が輸出拡大を牽引しており、特に中国向け輸出のシェアが2000～04年の約6%から2020～24年には17%に拡大した。一方、欧州及び高所得の東アジア国（特に日本）向け米国農産物・食品輸出のシェアは低下している。

米国の農産物・食品輸出における地域別の輸出額の成長（1999年と2024年の比較）



(出所) [USDA"U.S. Agricultural Trade - U.S. Agricultural Trade at a Glance" \(Updated: 7/22/2025\)](#)

米国の農産物・食品輸出の長期的な傾向③

- 農務省(USDA)が2023年に公表した報告書によれば、過去20年間、**米国はトウモロコシ、大豆、小麦、ナッツ類、綿花の主要輸出国であり続けてきたものの**、ブラジルやアルゼンチン等との競争の影響で、**一部品目では世界市場における存在感が限定的となった**。この10年間で米国は小麦市場での地位が低下し、EU、ロシア、ウクライナが市場シェアを拡大した。大豆はブラジルとアルゼンチンが引き続き米国の輸出に対する脅威となっている。同報告書は、**2012年半ばから2020年にかけて新たにFTAが締結されなかったことが、新興国市場における米国の存在感を弱めた**と指摘する。

米国の輸出上位品目の国際市場における地位の変化（農務省(USDA)報告書の記載に基づく）

輸出上位品目	輸出競争力の状況
トウモロコシ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国はトウモロコシ輸出において世界首位を維持するが、過去10年間でブラジル、アルゼンチン、ウクライナとの競争が激化している。米国のトウモロコシ輸出額は2020年で92億米ドル超、2021年で187億米ドルに達した。米国産トウモロコシは、中国、日本、韓国、メキシコ、コロンビア（いずれも米国と貿易協定を結ぶ国々）の輸入が大部分を占める。
大豆及び派生製品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大豆は米国が輸出する最も輸出額が大きい品目であり続けており、2020年で255億米ドル、2021年では274億米ドルであった。米国産大豆（大豆ミール・大豆油を含む）の貿易は2000年以降増加傾向にあるが、ブラジルやアルゼンチンとの競争に直面している。中国は油糧種子である大豆の最大の市場であり、2016年から2020年にかけての米国産大豆輸出総額の500億米ドル超を占めた。米国大豆輸出における潜在的な脅威は、中国への販売依存度が高い点である。
小麦製品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国は世界6大小麦輸出国の一つであり、他はEU、ロシア、カナダ、オーストラリア、ウクライナとなる。これらの輸出国は2021年において、世界小麦輸出額の70%以上を占めた。しかし、米国の小麦市場シェアは2000年以降低下傾向にある。2021年における米国産小麦製品の輸出額は77億米ドルであった。主要な米国産小麦輸出先は2000年以降変化しており、過去10年間でエジプト向け輸出は減少した一方、メキシコおよびフィリピン向け輸出は増加した。干ばつや生産者の高付加価値作物（トウモロコシや大豆などの油糧作物）への選好が、米国産小麦の生産量と輸出量を減少させる可能性がある。
木の実類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国産木の実類の総生産量と輸出量は世界最大であり、アーモンド、クルミ、ピスタチオにおいて特別な優位性を有する。2020年の総輸出額は84億米ドル、2021年度は88億米ドルであった。その他の主要輸出国にはトルコ、中国、イラン、EUが含まれる。主要生産地域の水不足や山火事といった気候関連の脅威が米国産木の実類の競争力を脅かしているが、他地域での生産拡大は輸出多様化の機会をもたらす。
綿花	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国における綿花輸出は過去20年間で変動し、直近では世界の綿花貿易の約30%を占め、2021年度には57億米ドルの輸出規模があった。米国産の綿花はブラジル、インド、オーストラリアとの輸出競争の激化に直面している。

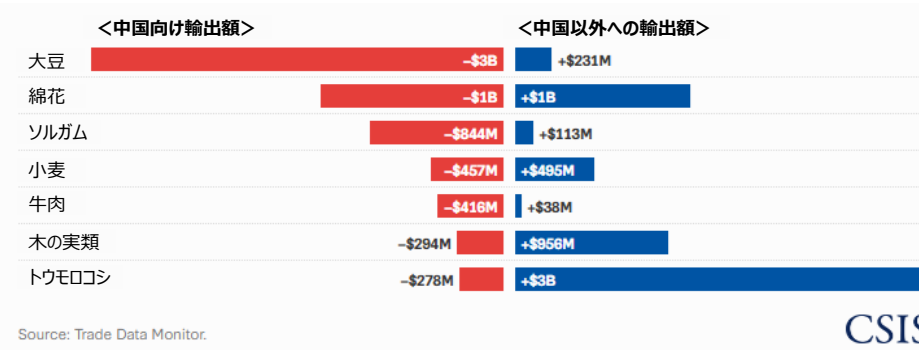
政権発足後の主要農産物の輸出状況

米国農業界において2025年にもっとも打撃を受けたのは大豆農家であった。

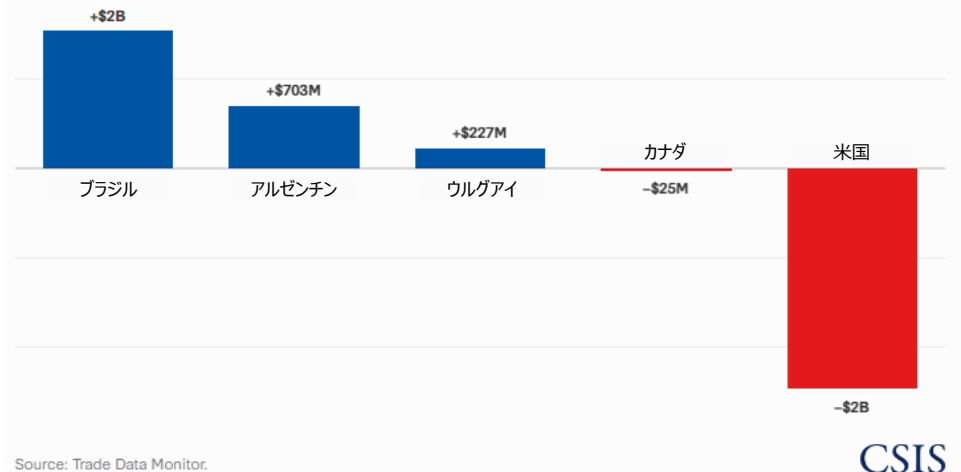
- 第二次トランプ政権の発足後、中国は2025年3月に報復関税を発動し、米国の輸出業者は失われた中国の巨大市場に代わる販路の開拓を迫られた。トウモロコシは世界的な需要拡大に支えられ、最も機敏に輸出先の転換を進めた。綿花も同様に舵を切り、中国向け中心からベトナム、トルコ、パキスタンなどの海外繊維メーカー向けへと市場を広げる潮流を捉えた。これに対し、牛肉とソルガムは2025年秋時点で他市場の開拓による損失の回復に至っていない。
- **2025年に米国で最も大きな損失に直面したのは大豆農家であった。**中国は米国産大豆の最大の輸出先であり、米国産大豆に34%の報復関税が課されたことで、中国からの輸入は事実上ゼロとなった。この状況で最も恩恵を受けたのはブラジルで、さらにはアルゼンチンも中国の未充足需要の取り込みに動き、2025年1～8月の大豆輸出総額は2024年同期比で21%強に増加した。アルゼンチンの大豆輸出の急増は、同国支援を外交の優先課題とするトランプ政権にとって批判の対象となった。
- 大豆を含む米国産農産物への中国の報復関税は、2025年11月に撤廃された。それに合わせて、トランプ大統領と習近平国家主席は、2025年に1200万トン、その後3年間は毎年2500万トンの米国産大豆の購入を合意している。

政権発足前後における主要な米国農産物の輸出額増減

2025年1～7月の主要農産物の輸出について、2024年同期との差額（2025年－2024年）を品目別に示す。



中国向け大豆輸出額の国別差異（25年1～8月と20～24年同期平均との比較）



（出所）CSIS, "When a Trade War Becomes a Food Fight," (October 21, 2025)に日本語を補記、

新市場開拓に向けた支援策

- 2025年9月23日、農務省のロリンズ農務長官とリンドバーグ貿易・対外農業担当農務次官はNational Association of State Departments of Agriculture（NASDA）の年次総会において、米国の農業生産者と輸出業者を支援する野心的な3項目の方針を明らかにした。

① アメリカ・ファースト貿易促進プログラム

One Big Beautiful Bill Actは、2027会計年度から貿易促進プログラムに対し年間2億8500万ドルの追加資金を承認した（第10602条）。農務省は同プログラムを1年前倒しで2026会計年度に2億8500万ドルを投入し、「アメリカ第一貿易促進プログラム」を開始する。

② T.R.U.M.P. ミッション（米国製造業者・生産者向け貿易相互主義）

農務省は、現行モデルを補完する形で、相互的な貿易協定締結国と新たな市場アクセス機会を対象に、新たな貿易ミッションモデルを開始する。これらの焦点は、高収益・低リスクの農業輸出機会を最大化し、買い手と売り手を結びつけるため、国ごとに決定される。

③ 輸出金融機会の活性化

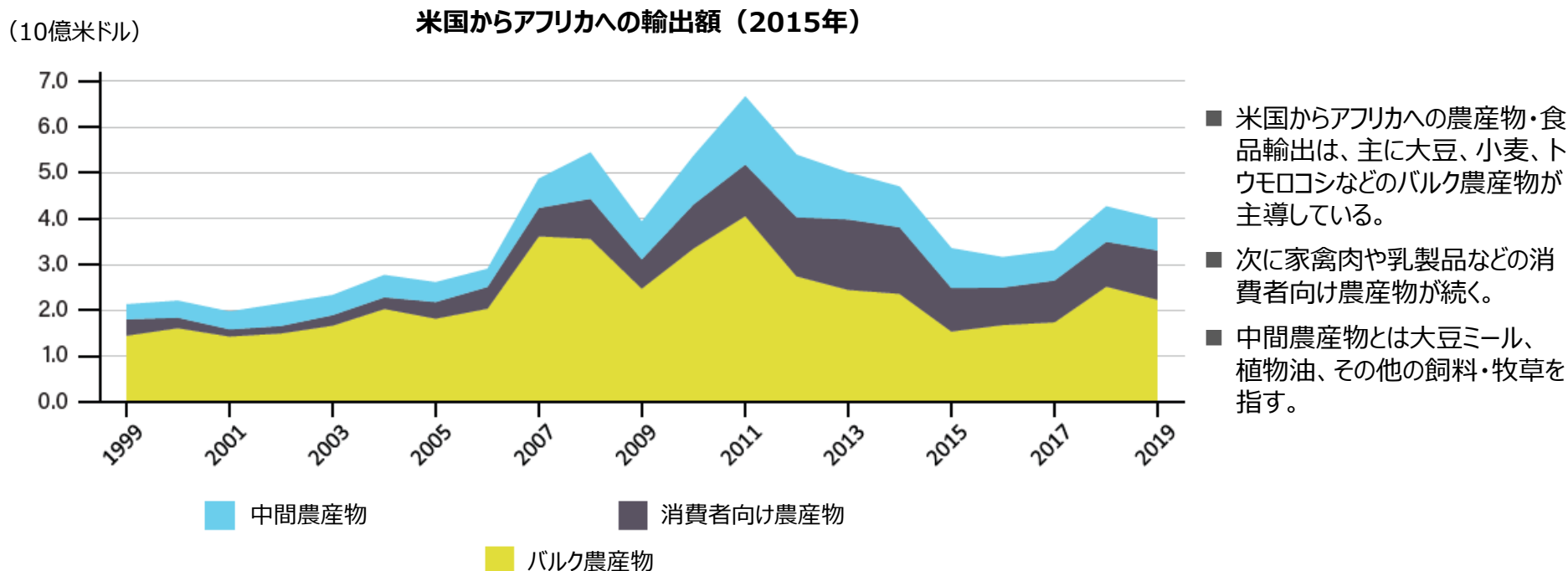
GSM-102信用保証プログラムは、米国産品の購入者向けに55億ドルの市場リスクを相殺する権限を有する（現在、同プログラムの帳簿上の負債は20億ドルのみ）。農務省は、このプログラムを活性化し、米国産品の新市場への輸出促進に最適に機能するように調整する。GSM-102プログラムは、米国農産物の商業輸出向け融資を促進するため信用保証を提供する。貸し手側の財務リスクを軽減することで、外貨による予定支払いが可能な十分な財務基盤を持つ国々の買い手への輸出を後押しする。

（出所） 各種資料をもとに作成

アフリカ向け農産物・食品輸出の動向

- 米国からアフリカへの農産物・食品輸出は、変動が激しいものの、**構成比は徐々に穀物等のバルク品から、鶏肉や加工穀物等の高付加価値製品へと移行している**。消費者向け及び中間財の農産物・食品は、2017～19年の米国からアフリカへの輸出の44%を占め、1999～2001年の29%から増加した。米国はアフリカ向け大豆輸出国として確固たる地位を維持しているが、鶏肉分野では欧州連合（EU）やブラジルとの競争に直面している。

アフリカ大陸自由貿易地域（AfCFTA）に向けた米国の農産物・食品輸出の構成の変化（1999～2019年）



出所: [USDA \(2022\) "Africa's Agricultural Trade: Recent Trends Leading up to the African Continental Free Trade Area," P.22](#)

ヒアリング概要

トランプ政権の貿易政策に対する評価についてヒアリングを行ったところ、コメ業界団体は、国際市場の健全化を阻害する要素を積極的に排斥しようとする姿勢を評価している一方で、大豆業界団体は、政府対応を評価・期待しつつ、関税措置等による農家への負担には懸念を有していた

	ヒアリング結果概要
トランプ政権の貿易政策の受け止め	<ul style="list-style-type: none">■ トランプ政権による関税の多用、特に中国への関税は、中国の報復関税による大豆輸出への打撃を懸念させた。種子・農薬・肥料などの農業資材への関税も生産コストを押し上げた。広範な関税とその影響については慎重な姿勢を維持している。【大豆業界団体】■ 中国は依然として米国産大豆に10%の基礎関税を維持しており、南米産大豆との競争上不利な立場にある。10%の関税差とブラジルの収穫時期を考慮すると、今マーケティング年度(2025年9月～2026年8月)の米国産大豆の対中輸出量は従来水準の約半分に留まり、今マーケティング年度の販売は主に国有企業向けとなる見通し。【大豆業界団体】■ USMCA離脱の可能性を認識しつつも、米国大豆の主要市場であるカナダ・メキシコとの安定的な貿易関係の重要性を強調し、離脱に反対する立場を積極的に表明している。離脱は中国など既に予測困難な市場環境下でさらなる混乱を招くだろう。【大豆業界団体】■ 米国のコメ業界は、国際貿易における公平かつ対等な競争環境の構築に向けたトランプ政権のアプローチを概ね支持している。【コメ業界団体】■ 業界は日本との交渉結果（コメ輸入割当量の拡大を含む）を評価し、世界的な市場アクセス改善に向けた継続的な取り組みを支持している。政権はコメを世界で最も保護され敏感な商品の一つと認識し、それに応じた市場アクセス機会の追求を進めている。【コメ業界団体】
今後の市場動向について	<ul style="list-style-type: none">■ 米国大豆輸出協議会（USSEC）と連携し、国際的な新規市場開発を進めている。有望市場には東南アジア（ベトナム、インドネシア、フィリピン）、中米（エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア）、アフリカがある。エジプト、モロッコ、アルジェリア、チュニジアなどの北アフリカ諸国はより発展しており、成長中の顧客である。【大豆業界団体】■ 市場開拓のため、政府プログラム（市場アクセスプログラムや海外市場開発プログラムなど）を活用し、教育や関係構築に焦点を当てた官民連携による取り組みを推進している。【大豆業界団体】■ 米国コメの生産コストは他品目に比べ高く、世界的な供給過剰と市場歪曲（特にインドなどの国々による）により価格が押し下げられている。さらに洪水などの自然災害や気候変動の影響が生産リスクとなっている。一部の農家は前年度からの大量在庫を抱え、販売先も減少しているため、作付意欲が削がれている。大豆などの他の作物への転換を図る者もいれば、農業から撤退したり土地を売却・賃貸する者もいる。【コメ業界団体】

ヒアリング概要

その他米国農家に与える影響についてヒアリングを行ったところ、大豆業界団体は、ディーゼル系バイオ燃料に関する政策の動向、コメ業界団体は、国際市場に影響を与えるインドへの懸念を挙げている

	ヒアリング結果概要
その他米国農家に与える要素について	<ul style="list-style-type: none">■ バイオ燃料義務量の増加は、バイオマスベースのディーゼル燃料における大豆油の需要を押し上げる可能性がある。需要喚起のため再生可能燃料義務量（RVOs）の増加を期待しているが、政府の公式発表を待っている。【大豆業界団体】■ 大豆価格が低位安定しているにもかかわらず農家の利益率を圧迫する投入コスト（土地、種子、農薬、肥料、設備）の上昇が含まれる。市場の不確実性、特に輸出需要と国内バイオ燃料政策も懸念材料だ。輸出市場で米国産大豆を置き換える南米産大豆との競争も重大な問題だ。■ WTOにおけるインドの懸念をはるかに重大と捉えている。これは、約束事項の広範な違反や、世界貿易システムを損なう大規模な政府介入が原因である。数十年にわたりWTOの進展を阻んできたインドの違反行為を対象とした改革努力を優先している。【コメ業界団体】

IV-3

通商交渉に関する今年度の 主要動向と関連アクターの動向

国内の動向：農家に対する120億米ドル規模の支援を実施

2025年12月、トランプ政権は前政権の失政が原因で損害を受けた農家に120億米ドル規模の支援を実施すると発表。それに対して、民主党議員は現在の農家の苦境はトランプ政権による関税と貿易戦争によるものと激しく反発。

(支援目的)

- 前政権が原因で生じた過去最高水準の投入・生産コスト、新規貿易協定の未締結、米国内で置き去りにされた農村問題に対応するため、2026年10月に予定するOBBBの支援を前に、つなぎ支援としてFarmer Bridge Assistance (FBA)に基づく110億米ドル規模の支援を主要農家に実施。

(支払対象の主要作物と支払単価)

- 2025年12月31日に農務省より公表されたFBA対象品目の1エーカー当たりの支払単価は右表のとおり。

(適格性、プログラム申請、および作物保険との連携)

- FBAの支払いは、2025年の作付面積、ERSの生産コストと世界農業需給予測(WASDE)を踏まえて決定される。二毛作では、初回分とそれ以降の作付面積が対象となる。作付不能(prevent plant)の面積は対象外。
- 放牧、自生(volunteer stands)、試験栽培、緑肥、未収穫のまま放置された作物、被覆作物を除き、収穫予定尾耕種物すべてFBAの対象となる。
- 作物保険との連携は受給要件ではない。しかし、将来の価格リスクと変動にできる限り備えるため、農務省はOBBBが提供する新たなリスク管理ツールの活用を強く推奨する。OBBBによる連邦作物保険の改善には、新規就農者および牧場主への給付拡充、補償オプションの拡大、作物保険の費用対効果向上などが含まれる。

(特殊作物に対する支援)

- 商品信用公社(CCC)憲章法によって提供される120億米ドルのうち、最大110億米ドルが主要作物に配分され、残る10億ドルは特殊作物および砂糖向けに確保される。

支払対象の主要作物と支払単価 (2025年末時点)

品目	1エーカー当たり支払単価
大麦	20.51 米ドル
カノーラ	23.57 米ドル
ひよこ豆 (大粒)	26.46 米ドル
ひよこ豆 (小粒)	33.36 米ドル
トウモロコシ	44.36 米ドル
綿花	117.35 米ドル
亜麻	8.05 米ドル
レンズ豆	23.98 米ドル
マスタード	23.21 米ドル
オート麦	81.75 米ドル
落花生	55.65 米ドル
エンドウ豆	19.60 米ドル
コメ	132.89 米ドル
ペニバナ	24.86 米ドル
ゴマ	13.68 米ドル
ソルガム	48.11 米ドル
大豆	30.88 米ドル
ヒマワリ	17.32 米ドル
小麦	39.35 米ドル

国内の動向：IEEPAに基づく「相互関税」を最高裁が違法と判断

2026年2月20日、米国最高裁は9人の判事のうち、6対3で「IEEPAは大統領に関税を課す権限を付与していない」とする判決を支持し、トランプ政権の相互関税を違法と判断した。

- 2026年2月20日、米国最高裁は連邦政府と教育用玩具メーカーとの間の訴訟であるLearning Resources, Inc. v. Trump判決において、「IEEPAは大統領に関税を課す権限を付与していない（*IEEPA did not grant the President the power to impose tariff.*）」として、相互関税を違法と判断した。
- 米国最高裁の判決によれば、関税を課す権限は議会のみにも属し、IEEPAが規定する「輸入を規制する（*regulate importation*）」という文言には、関税賦課の権限は付与されなかったとした。
- 最高裁判決を受けて、トランプ政権は即座に「1974年通商法122条」に基づく一律10%の追加関税を世界各国・地域に課すことを発表。同条は国際収支の深刻な赤字への対処が目的であり150日間の限定措置となる。トランプ大統領は15%への税率引き上げを表明している他、不公正な貿易慣行に制裁関税を課す「通商法301条」の適用可否の調査も命じている。
- 最高裁判決は徴収済み関税の返還の要否には触れていないものの、米国際貿易裁判所（CIT）はこれを受け、IEEPAに基づき徴収された関税について、2026年3月に政府に対し企業等への全額還付を命じている。

第二次トランプ政権の関税措置と訴訟を巡る主な経緯

時期	概要
2025年2月	米政府が合成麻薬「フェンタニル」流入阻止を理由に、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて中国からの全輸入品に10%の追加関税を発動
3月	メキシコ・カナダに対するフェンタニル追加関税を発動
4月	米国の貿易赤字是正を目的とするIEEPAを根拠に、広範な国・地域からの輸入品に「相互関税」を発動 米国の中小企業や複数の州政府が、大統領権限の逸脱を主張して、米国際貿易裁判所（CIT）に提訴
5月	CITが「IEEPAは大統領に関税を課す権限を付与していない」として相互関税などの措置は違法と判断。連邦政府側は控訴
8月	米連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）がCITの判決を支持し、違法判断
9月	連邦政府側が上訴
11月	米連邦最高裁が口頭弁論を実施
2026年2月20日	最高裁が違法と判断 政府は即座に通商法122条に基づく、全世界一律10%の新たな追加関税を発表
3月	CITは、IEEPAに基づき徴収した関税について、企業等に対して全額還付するように政府に命じる

出所：各種資料より作成

中国・USMCA関連動向

① 中国による米国農産品に対する報復関税の撤廃（11月10日～）、米国産大豆の輸入再開

- 11月5日、国務院関税委員会は、米国産740品目の農産物に対する10～15%の報復関税を2025年11月10日付で撤廃すると発表（「World Trade Online」、2025年11月10日）。
- 中国は10月下旬のトランプ大統領と習近平国家主席の会談に先立ち購入を開始し、今年1200万トン、その後3年間は毎年2500万トンの大豆を購入することに合意した。その後、農務省は複数回の購入を確認しており、トランプ大統領は11月最終週に、習主席が購入を加速させることに同意したと述べた（「World Trade Online」、2025年12月2日）。

② USMCAの見直し協議の開始

- トランプ政権は、2026年に予定されている米国・メキシコ・カナダ協定の見直しの機会を利用して、カナダにおける米国産乳製品のアクセス拡大を確保すべきだと、下院議員75人がグリア米通商代表部代表に伝えた。…USMCAは「主に米国産乳製品専用の新たな関税割当制度（TRQ）の創設を通じて米国乳製品輸出業者の市場アクセス拡大と、多額の補助金を受けているカナダ産輸出に対する新たな規律を約束した」が、「米国生産者に不利なカナダの乳製品貿易慣行のため、どちらの約束も完全には実現していない」と議員らは付け加えている（「World Trade Online」、2025年12月15日）。
- カナダと米国は2026年1月より、米国・メキシコ・カナダ協定の見直しに関する協議を開始すると、カナダのマーク・カーニー首相官邸が発表（「World Trade Online」、2025年12月19日）。
- 米国通商代表部（USTR）は、米国とメキシコの通商当局者が3月16日に二国間協議の第1回会合を開催し、USMCA見直しの正式開始に向けた準備に入ると発表した。…グリア代表は2026年2月に、USMCA関連の交渉は原則「二国間で個別に」進められ、三か国での協議は「重複があり、原産地規則や対外関税、貿易政策の調整が必要で合理的と判断される」場合にのみ行われると述べている。（「World Trade Online」、2026年3月5日）。

③ メキシコ産トマトのアンチダンピング関税停止協定からの米国の離脱

- 2025年7月、米国政府は、1996年に発効したメキシコ産トマトの反ダンピング関税停止協定からの離脱を発表した。メキシコ産は米国のトマト輸入の約86%（2024年）を占めており、離脱に伴い今後はその大半に17.09%の関税が適用される（「World Trade Online」、2025年7月24日）。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

www.murc.jp/